

京都市高速鉄道事業
駅職員業務受託事業者
公募要項（案）

令和7年5月
京都市交通局

目次

1	用語の定義	1
2	応募の資格	1
3	委託業務の概要	1
4	委託に係る主な基本事項	3
5	公募要項発表から受託事業者決定までの流れ	4
6	応募までの手順	5
7	応募に係る注意事項	6
8	選定方法及び選定結果の通知	6
9	契約方法	7
10	その他の留意事項	7
11	問合せ先	7
	(別紙1)	9
	(別紙2)	73
	(別紙3)	75

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項

京都市交通局では、京都市高速鉄道の駅職員業務を委託することとし、下記のとおり受託事業者を公募いたします。

記

1 用語の定義

本要項において使用する用語について、以下のとおり定義します。

- (1) 駅務区長とは、駅業務に関する責任者である京都市交通局の職員を指します。
- (2) 担当係長とは、烏丸線を国際会館駅から四条駅、五条駅から竹田駅までの2管区に分けた各管区の駅の責任者である京都市交通局の職員で、駅務区長の補佐をする職員を指します。
- (3) 助役とは、各駅の責任者として駅務区長及び担当係長の指揮命令の下に駅業務に従事する京都市交通局の職員で、駅務主任助役及び駅務助役を指します。
- (4) 駅業務責任者とは、受託業務の現場での責任者である受託事業者の職員で、同じく受託事業者の職員である業務従事者の監督及び京都市交通局職員である駅務区長、担当係長及び助役等との連絡調整業務等を行う者を指します。
- (5) 業務従事者とは、受託事業者の受託業務に従事する者を指します。

2 応募の資格

応募資格は、本委託業務に応募の時点で次の各号に掲げる条件に該当する法人である事業者とします。

- (1) 鉄道事業における旅客への発券又は検札を伴う接客サービスの業務経験を有する者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- (3) 法人の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は公訴を提起された者で、起訴猶予処分又は刑の執行を終えてから2年を経過しない者でないこと
- (4) 法人又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (6) 次に掲げるものを滞納していないこと
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 京都市の市民税及び固定資産税（本市に事業所がある場合）
 - エ 京都市の水道料金及び下水道使用料（本市に事業所がある場合）
- (7) 受託時に京都市内に事務所等を設置できること。ただし、京都市交通局が指定する地下鉄駅構内スペースを有償で事務所として貸与することも可とします。（現行受託事業者は松ヶ崎駅構内のスペースを事務所として使用しています。）

3 委託業務の概要

原則として、委託対象駅8駅（「区分A」）の受託事業者を募集します。

なお、区分Aを2区分に分けた「区分B」、「区分C」での応募も可能としますが、その場合、「区分B」、「区分C」のどちらか1区分のみの応募しかできません。

(1) 委託対象駅及び応募区分等

ア 委託対象駅（烏丸線 8 駅）及び応募区分

応募区分		委託対象駅
区分 A (8 駅)	区分 B (4 駅)	松ヶ崎、北山※、鞍馬口※、丸太町※
	区分 C (4 駅)	五条※、九条、十条※、くいな橋※

イ 委託する仕業及び要員想定数

応募区分		駅 名	委託する仕業	要員想定数
区分 A (8 駅)	区分 B (4 駅)	松ヶ崎	泊勤務 2	6
		北 山※	泊勤務 2 日勤 2	9
		鞍馬口※	泊勤務 2 日勤 1	7
		丸太町※	泊勤務 2 日勤 1	8
		小 計		3 0
	区分 C (4 駅)	五 条※	泊勤務 2 日勤 2	9
		九 条	泊勤務 2	6
		十 条※	泊勤務 2 日勤 1	7
		くいな橋※	泊勤務 2 日勤 1	8
		小 計		3 0
	合 計			6 0

勤務時間：泊勤務 午前 9 時 00 分～翌日午前 9 時 10 分

(なお、委託開始日(4 月 1 日)は午前 8 時 45 分から、委託終了日(4 月 1 日)は午前 8 時 45 分まで)

日 勤 午前 9 時 00 分～午後 5 時 45 分

※ 令和 8 年度より 6 駅(北山、鞍馬口、丸太町、五条、十条、くいな橋)について、新たに改札口のリモート化を実施します。(ただし、朝タラッシュ時間は有人対応)

(2) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日午前 8 時 45 分から令和 13 年 4 月 1 日午前 8 時 45 分までの 5 年間とします。

ただし、受託業務の履行内容が不良で業務遂行に不都合が生じ、京都市交通局が改善指示をして一定期間が経過しても受託事業者に改善が見られない場合には、委託期間内であっても契約を解除することがあります。

(3) 業務内容の概要

業務従事者は、運転取扱いに関する業務以外の駅の業務全般に従事するものとし、具体的には次に定める業務となります。

ア 乗車券、カード等の販売、改札、集札、乗り越し精算、管理

イ 旅客の案内、整理、警戒・監視業務

ウ 駅務機器の取扱い、管理

エ 駅務室(防災管理室)の管理

オ 始終業の取扱い

カ 駅施設の管理、放置自転車の整理、駅構内の保安・警備

キ 拾得物の取扱い

ク 収入金・つり銭資金等、連絡物、拾得物等の搬送

ケ 各種帳票類の作成

コ 無人改札口、リモート対応改札口の取扱い(当該改札口がある場合)

サ 収入金等の管理、納金

シ 異常時、緊急時の取扱い

ス プラットホーム整理業務

セ その他駅業務全般

4 委託に係る主な基本事項

(1) 法令等の遵守

受託業務の実施に当たっては、業務に関連する関係諸法令、京都市交通局関係規程等（別紙1参照）及び京都市交通局からの指示等を遵守し、適正に業務を実施しなければなりません。

なお、一部の京都市交通局関係規程等は「京都市例規集」から閲覧することができます。

（アドレス https://en3-jg.d1-law.com/kyoto/d1w_reiki/reiki.html）

(2) 業務の再委託

業務の再委託は認められません。

(3) 守秘義務・信用失墜行為

ア 受託事業者は、業務上で知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に処理するものとします。

イ 受託事業者は、京都市の信用を失墜させる行為をしてはなりません。

ウ 受託事業者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはなりません。このことは、委託契約の解除後又は委託契約期間満了後においても同様とします。

(4) 委託料の支払い

委託料の支払いについては別途定めることとします。

なお、2年目以降の委託料のうち、人件費に係る部分については、厚生労働省の「賃金引上げ等の実態に関する調査」における「1人平均賃金の改定額及び改定率の推移」の前年度改定率に基づき毎年変動させる予定です。ただし、市長部局を含めた本市全体で、委託料のあり方に関する基本方針が示された場合は、双方協議のうえ算定方法を変更する場合があります。

(5) 事務所等の設置

受託事業者は受託期間中、京都市内に事務所等を設置しなければなりません。

なお、京都市交通局が地下鉄駅構内に特定し、有償で貸与する事務所も可としますが、受託の全期間に渡り、借り受けることを条件とします。

(6) 駅業務責任者の選任

ア 受託事業者は、業務の履行状況の確認、業務従事者の管理監督、指示、指導や、駅務区長、担当係長及び助役等との連絡調整業務等を遂行できる能力を有し、鉄道事業の業務内容を熟知した者を駅業務責任者として選任しなければなりません。

イ 駅業務責任者は、受託した駅を毎日巡回し、業務従事者に対して指示、指導を行わなければなりません。このため、受託事業者は、駅業務責任者が業務従事者の日々の業務について指示、指導を確実に実施できるような泊勤務の体制を組まなければなりません。

ウ 駅業務責任者は、業務従事者を兼ねることはできないものとします。ただし、別に駅業務責任者を配置できる時に限り、業務従事者を兼ねることができるものとします。

(7) 業務従事者の教育・訓練

ア 業務従事者の従事前研修（業務従事者の補充のための研修を含む）及び業務引継

業務従事者の従事前研修については、受託事業者が実施することとします。ただし、新規に受託した事業者が行う従事前研修及び旧受託事業者からの業務引継については、京都市交通局と協議のうえ、必要経費を受託事業者が負担して実施することとし、実習及び引継実施場所は、京都市交通局の駅を使用するものとします。

イ 業務従事者の従事期間中の研修

業務従事者が業務に従事した後においては、受託事業者は年間を通じて業務従事者が行う業務に必要な知識、技能を維持させるため、定期的に教育訓練を実施しなければなりません。また、京都市交通局の実施する研修で、京都市交通局が指定するものについては、研修を受講させることとします。

ウ 業務従事者の資質向上に向けた取組

受託事業者は、業務従事者の資質向上に向け、積極的な取組を行ってください。

京都市交通局では、障害のある方や高齢のお客様への接遇・介助の基本を習得させることを目的として、平成30年度から順次、主任助役及び助役等を対象に交通サポートマネージャー研修を受講させています。業務従事者についても、交通サポートマネージャーやサービス介助士の積極的な資格取得に努めていただくとともに、資格取得者から他の業務従事者への伝達研修等による接遇の向上に努めてください。

(8) 備品、施設等の取扱い

ア 制服の着用

業務従事者及び駅業務責任者が業務従事者を兼ねる場合は、京都市交通局が定めた制服等を着用することとし、制服等は受託事業者が調達するものとします。

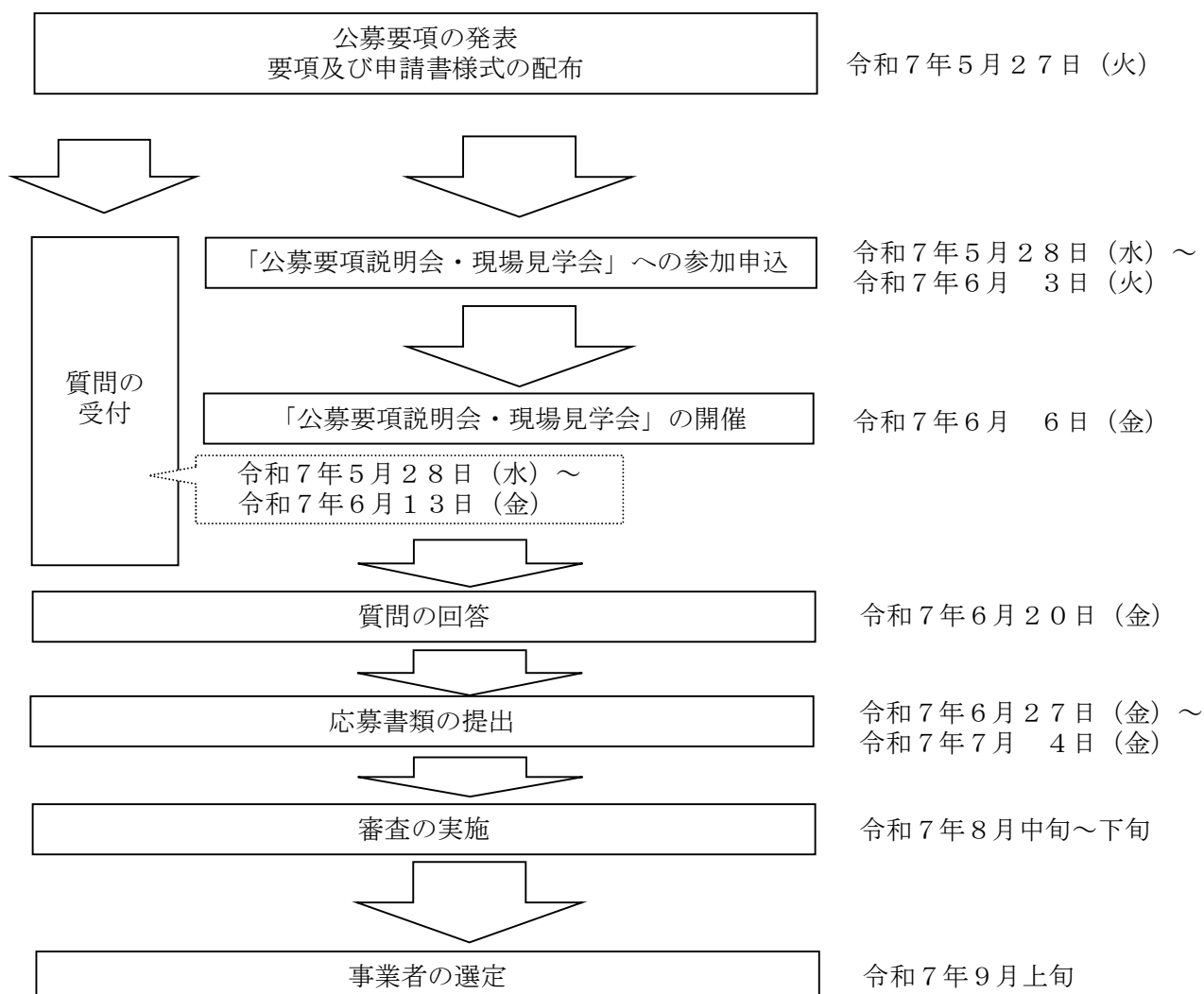
イ 備品、施設等の使用

受託事業者が受託業務を遂行するに当たり、京都市交通局が必要と認める備品、施設等は京都市交通局が用意します。

なお、寝具類（ベッド、布団、シーツ等）については、京都市交通局が想定する仕業及び要員に基づき必要数を用意しますが、受託者の都合により追加で寝具類が必要となる場合や、駅業務責任者等分の寝具類については受託事業者で費用を負担するものとします。

5 公募要項発表から受託事業者決定までの流れ

※日程については変動することがあります。



6 応募までの手順

(1) 公募要項説明会及び現場見学会

応募を希望する事業者に対して、公募要項説明会及び現場見学会を開催します。参加を希望する事業者は、以下の締切日時までに「公募要項説明会及び現場見学会参加申込書」を電子メール又はFAXにより提出してください。

ア 公募要項説明会及び現場見学会実施予定日

令和7年6月6日（金）

イ 会場

京都市右京区太秦下刑部町12番地 SANS A右京3階（予定）

ウ 参加申込書送付先

電子メール takhg0155@city.kyoto.lg.jp

FAX 京都市交通局高速鉄道部運輸課（075-863-5229）

エ 申込締切日時

令和7年6月3日（火）午後5時まで

オ その他

- ・ 参加者は1事業者につき2名以内とします。ただし、参加事業者が多数の場合には1名とするか、日時を分けて実施することがあります。
- ・ 当日の開始時間及び会場等の詳細については、参加申込者に別途お知らせします。
- ・ 公募要項説明会及び現場見学会に参加する事業者は、公募要項を持参してください。

(2) 仕様書の配布

公募要項説明会において、「京都市高速鉄道事業駅職員業務委託仕様書」を配布します。説明会には参加せず、仕様書のみを希望する事業者に対しては、以下の配布場所にて、期間中のみ配布を行います。（メールでの送付は行いません。）

ア 仕様書配布場所 京都市右京区太秦下刑部町12番地 SANS A右京3階

京都市交通局高速鉄道部運輸課

イ 仕様書配布期間 令和7年6月9日（月）～令和7年6月12日（木）

午前9時～午後5時（ただし土日祝日を除く）

(3) 質問の受付及び回答

公募の内容に関する質問の受付及び回答は次のとおり行います。

ア 質問の資格者

本要項中「2 応募の資格」を満たす事業者とします。

イ 質問の方法

公募の内容に関する質問は、要旨を簡潔にまとめ、質問受付期間中に電子メールにて送付してください。

なお、質問は原則として期間外には受け付けません。

- ・ 質問受付期間 令和7年5月28日（水）～令和7年6月13日（金）
午後5時まで（ただし土日祝日を除く）
- ・ 電子メール送付先 takhg0155@city.kyoto.lg.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答はその都度行いますが、全ての質問と回答は、公募要項説明会及び現場見学会に参加した全事業者と質問を提出した全事業者に対し、質問回答書として令和7年6月20日（金）までに電子メールにて送付します。質問回答書は本要項と一体のものとして、本要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送付が遅れる場合は、質問者全員に対し別途通知します。

なお、質問回答書は、以下の配布場所においても、期間中のみ希望者に配布を行います。

- ・ 回答書配布場所 京都市右京区太秦下刑部町 1 2 番地 S A N S A 右京 3 階
京都市交通局高速鉄道部運輸課
- ・ 回答書配布期間 令和 7 年 6 月 2 0 日（金）～令和 7 年 6 月 2 6 日（木）
午前 9 時～午後 5 時（ただし土日祝日を除く）

(4) 応募書類の提出

応募を希望する事業者は、以下の期間中、提出先に必要書類を提出してください。書類の確認等を行うため持参のみでの受付とし、メールや郵送等での提出はできません。

ア 応募受付期間

令和 7 年 6 月 2 7 日（金）～令和 7 年 7 月 4 日（金）午前 9 時～午後 5 時

イ 提出先

京都市右京区太秦下刑部町 1 2 番地 S A N S A 右京 3 階
京都市交通局高速鉄道部運輸課（担当：高橋、本多）

ウ 必要書類

別紙 3 提出書類一覧のとおり

7 応募に係る注意事項

(1) 応募内容の変更禁止

応募内容に係る次の行為は認めません。

ア 応募受付期間終了後の応募書類の内容変更、又は書類の追加提出を行うこと

イ 応募書類の不備・不足等について口頭の説明をもって書類の提出に代えること

(2) 虚偽の記載の禁止

提出書類のうち、人員配置や訓練計画等、受託後の計画を示す必要があるものについては、可能な限り具体的に記載し、実現可能な計画であることが分かるようにしてください。提出された書類に意図的な虚偽記載があった場合は失格とします。

(3) 関係法令の遵守

応募書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

(4) 提出書類の著作権

京都市交通局が提示する資料等の著作権は京都市交通局に帰属し、応募事業者の提出する書類の著作権は応募事業者に帰属します。ただし、京都市情報公開条例に基づき、京都市交通局は応募事業者からの提出書類の全部又は一部を公表することがあります。

なお、応募書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(5) 提供資料の取扱い

京都市交通局が事業者に提供する資料について、事業者が応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、京都市交通局の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

8 選定方法及び選定結果の通知

(1) 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会の開催

受託事業者の選定に当たって、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき設置している「京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を開催いたします。選定委員会では、応募事業者から提出された書類等に基づき実施計画等を審査し、京都市交通局に審議結果を報告します。

なお、選定委員会が審査する主な審査項目は、別紙 2「京都市高速鉄道事業駅職員業務委託審査項目」のとおりです。

(2) 追加資料の提出及びヒアリングの実施

審査に当たり、必要に応じて、京都市交通局又は選定委員会委員から応募事業者に対し、追加書類の提出及び応募書類に係るヒアリングや実地調査等を求めることがあります。

(3) 受託事業者の選定

選定委員会での審議結果を基に、京都市公営企業管理者交通局長が受託事業者を決定します。結果については、応募者全員に文書又は電子メールで通知します。

なお、事業者の選定は令和7年9月上旬を予定しています。

(4) 選定結果の公表

受託事業者の選定後、応募の概況、選定した事業者名及び審査内容の概要について公表します。

なお、選定された受託事業者については、地方公営企業法第33条の2に基づき、京都市交通局公金収納受託者として指定します。

9 契約方法

選定された事業者と京都市交通局は、本要項の記載内容に基づき委託契約を締結します。

なお、委託料は、受託事業者が提出した応募書類に記載された金額を基本として、京都市交通局と受託事業者が協議して決定します。

10 その他の留意事項

(1) 関係者等への接触の禁止

選定委員会委員に対し、本件応募について接触することを禁止します。

(2) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、速やかに辞退届を提出してください。

(3) 選定後の辞退の禁止

受託事業者として選定されて以後の辞退は認められません。辞退された場合、京都市交通局が受けた損害に対し、賠償請求することがあります。

(4) 公募内容の承諾

応募した事業者は、応募申請書の提出をもって公募要項等の記載内容を承諾したものとみなします。応募事業者が本要項に反した場合は失格とすることがあります。

(5) 応募に係る費用

応募に関して必要となる費用は、応募事業者の負担とします。

(6) 信用調査等

応募事業者に対する信用調査や、応募事業者が現在履行している又は過去に履行していた鉄道事業及び鉄道事業の駅務に係る履行状況について、あらかじめ調査をすることがあります。

(7) 選定の取消し

受託事業者と選定された後に、受託事業者として相応しくないと京都市交通局が判断した場合は選定を取り消すことがあります。

11 問合せ先

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地 京都市交通局高速鉄道部運輸課

Tel: 075-863-5223 Fax: 075-863-5229

電子メール: takhg0155@city.kyoto.lg.jp 担当: 高橋、本多

京都市交通局関係規程等

- 1 京都市高速鉄道旅客運賃条例※
- 2 京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程
- 3 京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程※
- 4 京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程
- 5 京都市交通局 I C 証票取扱規程
- 6 京都市交通局 I C 定期券取扱規程
- 7 京都市高速鉄道連絡運輸規程
- 8 京都市交通局拾得物取扱規程
- 9 京都市高速鉄道振替輸送取扱規程
- 10 京都市高速鉄道代行輸送取扱規程

「※」の付いた規程等は「京都市例規集」
(https://en3-jg.d1-law.com/kyoto/dlw_reiki/reiki.html) から確認することができます。

○京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程	昭和56年5月21日 交通局管理規程 7—0
京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程を次のように制定する。	
京都市交通局管理規程 7—0	
京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程	
目次	
第1章 総則（第1条—第19条）	
第2章 旅客運賃	
第1節 通則（第20条—第24条）	
第2節 普通旅客運賃（第25条）	
第3節 特定割引普通旅客運賃（第26条）	
第4節 回数旅客運賃（第27条）	
第5節 削除	
第6節 特定割引回数旅客運賃（第27条の3）	
第7節 定期旅客運賃（第28条）	
第8節 特定割引定期旅客運賃（第29条）	
第9節 団体旅客運賃（第30条・第31条）	
第10節 一日乗車旅客運賃（第31条の2）	
第11節 貸切旅客運賃（第31条の3）	
第3章 乗車券の発売	
第1節 通則（第32条—第38条の2）	
第2節 普通券の発売（第39条・第40条）	
第3節 特定割引普通券の発売（第41条・第42条）	
第4節 回数券の発売（第43条）	
第5節 削除	
第6節 特定割引回数券の発売（第43条の3）	
第7節 定期券の発売（第44条—第51条）	
第8節 特定割引定期券の発売（第52条—第55条）	
第9節 団体券の発売（第56条—第59条）	
第10節 一日乗車券の発売（第59条の2）	

1/107

- (1) 駅 旅客の乗降を行うために使用される場所をいう。
- (2) 列車 旅客の運送を行う電車をいう。
- (3) 乗車開始 旅客が乗車を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場すること
をいう。
- (4) 指定学校 次に掲げる学校又は教育施設
ア 学校教育法第1条に規定する学校
イ 第28条各号のイに規定する学校又はウに規定する教育施設で、管理者が各号アと
同等と認め、通学定期券を発売する学校又は教育施設として指定したもの（以下「発
売学校」という。）
- (5) 危険品 別表第1に掲げるものをいう。
（旅客運賃前払の原則）
- 第4条 旅客は、旅客の運送の契約を締結しようとする場合は、現金をもって所定の旅客運
賃を前払しなければならない。ただし、管理者が認めた場合は、後払いすることができる。
- 2 旅客は、前項の規定にかかわらず、定期旅客運賃、団体旅客運賃及び貸切旅客運賃につ
いては、京都市交通局会計規程第15条第1号に規定する小切手をもって支払うことがで
きる。
- 3 旅客は、第1項の規定にかかわらず、定期旅客運賃については、管理者が承認するクレ
ジットカードによる決済をもって支払うことができる。
（運送契約の成立時期及び適用規定）
- 第5条 旅客の運送の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合のほか、旅客
が所定の旅客運賃を支払い、乗車券の交付を受けた時に成立するものとする。
- 2 前項の規定により旅客の運送の契約が成立した時以後における取扱いは、別段の定めを
しない限り、当該旅客の運送の契約が成立した時のこの規程の規定によるものとする。
（旅客の運送の制限又は停止）
- 第6条 管理者が旅客の運送の円滑な遂行を確保するため必要があると認めた場合は、次の
各号に掲げる制限又は停止を行う。
- (1) 乗車券の発売駅、発売枚数、発売時間若しくは発売方法の制限又は発売の停止
- (2) 乗車駅間、乗車方法又は乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の容積、重量、長さ、個数、品目、持込み駅間又は持込み列車の制限
- 2 前項の制限又は停止を行う場合は、その旨を関係駅に掲示する。
（運行不能の場合の取扱い）

3/107

第11節 貸切乗車券の発売（第59条の3—第59条の7）
第4章 乗車券の効力
第1節 通則（第60条—第64条）
第2節 乗車券の効力（第65条—第73条）
第5章 乗車券の様式
第1節 通則（第74条—第78条）
第2節 乗車券の様式（第79条・第80条）
第6章 乗車券の改札及び引渡し
第1節 通則（第81条・第82条）
第2節 乗車券の改札及び引渡し（第83条—第87条の2）
第7章 乗車変更等の取扱い
第1節 通則（第88条—第92条）
第2節 乗車変更の取扱い（第93条—第95条）
第3節 無札及び不正使用（第96条—第98条の3）
第4節 紛失（第99条—第102条の3）
第5節 任意による乗車の取りやめ（第103条—第112条）
第6節 運行不能（第113条—第118条）
第7節 誤乗及び誤購入（第119条・第120条）
第8章 手回り品（第121条—第126条）
第9章 補則（第127条）
附則
第1章 総則
（趣旨）
第1条 この規程は、京都市高速鉄道旅客運賃条例（以下「条例」という。）の施行に関し 必要な事項を定めるものとする。
（適用範囲）
第2条 本市高速鉄道事業（以下「事業」という。）における旅客の運送及びこれに付帯す る業務については、管理者が定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
（用語の意義）
第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。

2/107

- 第7条 列車の運行が不能となった場合は、その運行不能の駅間内まで乗車する旅客又はこ
れを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、管理者が事業上支障がない
と認めた場合で、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、当該運行不能の駅間内
までの乗車券又はこれを通過する乗車券を発売する。
- (1) 運行不能の駅間については、任意に旅行する。
- (2) 運行不能の駅間に対応する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。
- 2 列車の運行が不能となった場合であっても、本市乗合自動車の利用その他の方法によっ
て連絡の措置（以下「振替輸送」という。）をして、その旨を関係駅に掲示したときは、
当該不通駅間は、開通したものとみなして旅客の取扱いをする。
（旅客等の義務）
- 第8条 旅客及び駅構内の公衆（以下「旅客等」という。）は、法令、条例、管理規程等を
守り、駅構内及び列車内の掲示並びに事業の業務に従事する職員（以下「係員」という。）
の指示に従わなければならない。
（乗車券の購入及び所持）
- 第9条 列車に乗車する旅客は、この規程で別に定める場合のほか、その乗車に有効な乗車
券を購入し、これを所持しなければならない。
（乗車拒絶）
- 第10条 次の各号の一に該当する旅客は、乗車することができない。
- (1) 乱酔している者
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症その他
旅客に対して迷惑となる疾患のある者
- (3) 他の旅客に不快感を与える奇異又は不潔な衣装をしている者
- (4) 係員の指示又は要請に従わない者
- 2 前項の旅客は、既に乗車している場合は、最寄りの駅で降車しなければならない。
（駅構内及び列車内における禁止事項）
- 第11条 旅客等は、駅構内及び列車内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 運転中の運転士に話しかけること。
- (2) 乗務員室又は線路内へ立ち入ること。
- (3) 他の旅客等に対し、寄付を求め、又は物品を配布し、若しくは販売すること。
- (4) 演説、説教、勧誘又は広告をすること。
- (5) 指定した場所以外で飲食若しくは喫煙をし、又はたんづばを吐くこと。

4/107

- (6) 顔、手及び足を列車外に出すこと。
- (7) 掲示物、広告物、腰掛け、装置の機械器具等を破損し、汚損し、又はもてあそぶこと。
- (8) 裸体又は半裸体となり、その他風紀を乱す行為をすること。
- (9) たばこの吸がら、紙くずその他不潔なものを定められた容器以外に捨てること。
- (10) 放歌し、若しくは高声を発し、又は騒ぐこと。
- (11) 前各号のほか、他の旅客等の迷惑となり、又は係員の職務遂行の妨げとなる行為をすること。
- (身体障害者補助犬の同伴)

第12条 旅客が、次の各号に掲げる事項を遵守している場合においては、駅構内及び列車内に身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を同伴することができる。

- (1) 補助犬に厚生労働省令で定める補助犬である旨の表示をしていること。
- (2) 厚生労働省令で定める書類を所持していること。

(乗降の順序)

第13条 旅客は、乗降場においては、乗降指定の位置に整列し、降車する旅客が降車を終えた後に、整列の順序に従って乗車しなければならない。

(遺失物又は遺留品の拾得者の義務)

第14条 旅客等は、駅構内又は列車内において他人の遺失物又は遺留品を発見し、拾得した場合は、係員に住所及び氏名を告げてこれを届け出なければならない。

(損害の賠償)

第15条 旅客等は、故意又は過失により、事業施設、他の旅客等又は係員に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(旅客運賃の計算)

第16条 旅客運賃を計算する場合において、10円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げ、10円単位（以下この計算方法を「端数計算」という。）とする。

(期間の計算)

第17条 期間の計算をする場合は、その初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

2 期間を計算する場合は、午後12時を経過しても最終列車の営業を終了する時刻までを当日とみなす。

3 月をもって期間を計算する場合は、暦によって計算するものとし、月の初日から起算す

るときは最後の月の末日をもって終了の日とし、月の初日から起算しないときは最後の月においてその起算日に応当する日の前日をもって終了の日とする。ただし、最後の月において応当日がないときは、その月の末日をもって終了の日とする。

4 月の総日数を計算する場合は、前項の規定にかかわらず、1箇月を30日とする。

(旅客の提出する書類)

第18条 旅客の運送の契約に関して、旅客が管理者に提出する書類は、インキ（ボールペンを含む。）をもって記載し、管理者が定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客は、前項の書類の記載事項を訂正した場合は、訂正した箇所に証印を押さなければならない。

(乗車券等に対する証明)

第19条 乗車券及び旅客の運送の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票に証明事項を記載し、証印を押すものとする。

第2章 旅客運賃

第1節 通則

(対距離区間制)

第20条 旅客運賃は、対距離区間制によるものとし、区間は、旅客が乗車する駅間の営業キロ程によって次のとおり区分する。

- (1) 1区 3キロメートル以下
- (2) 2区 3キロメートルを超え7キロメートル以下
- (3) 3区 7キロメートルを超え11キロメートル以下
- (4) 4区 11キロメートルを超え15キロメートル以下
- (5) 5区 15キロメートルを超える区間

2 各駅間の営業キロ程及び区数は、別表第2のとおりとする。

(旅客運賃の種類)

第21条 旅客運賃の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通旅客運賃
- ア 大人普通旅客運賃
- イ 小児普通旅客運賃
- (2) 特定割引普通旅客運賃
- ア 特定割引大人普通旅客運賃

5/107

6/107

イ 特定割引小児普通旅客運賃

- (3) 回数旅客運賃
- ア 大人回数旅客運賃
- イ 小児回数旅客運賃

- (4) 削除
- (5) 特定割引回数旅客運賃
- ア 特定割引大人回数旅客運賃
- イ 特定割引小児回数旅客運賃

- (6) 定期旅客運賃
- ア 通勤定期旅客運賃
- イ 通学定期旅客運賃（甲）
- ウ 通学定期旅客運賃（乙）
- エ 通学定期旅客運賃（丙）
- オ 通勤通学定期旅客運賃（甲）
- カ 通勤通学定期旅客運賃（乙）

- (7) 特定割引定期旅客運賃
- ア 特定割引通勤定期旅客運賃
- イ 特定割引通学定期旅客運賃（甲）
- ウ 特定割引通学定期旅客運賃（乙）
- エ 特定割引通学定期旅客運賃（丙）
- オ 特定割引通勤通学定期旅客運賃（甲）
- カ 特定割引通勤通学定期旅客運賃（乙）

- (8) 団体旅客運賃
- ア 学生団体旅客運賃
- イ 普通団体旅客運賃
- (9) 一日乗車旅客運賃
- ア 大人一日乗車旅客運賃
- イ 小児一日乗車旅客運賃
- (10) 貸切旅客運賃
- (旅客の区分及びその旅客運賃)

第22条 旅客運賃は、次の各号に掲げる年齢による旅客の区分に応じて収受する。

- (1) 大人 12歳以上の者
- (2) 小児 6歳以上12歳未満の者
- (3) 幼児 1歳以上6歳未満の者
- (4) 乳児 1歳未満の者
- 2 前項第3号の幼児であっても、次の各号の一に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を収受する。
- (1) 幼児が幼児だけで乗車する場合
- (2) 団体券以外の乗車券を使用する6歳以上の旅客（児童福祉法第6条に規定する保護者を除く。）に随行されている場合で、2人を超えたとき。ただし、2人を超えた者に限り小児とみなす。
- (3) 団体の旅客として乗車する場合又は団体の旅客に随伴されて乗車する場合
- 3 乳児及び前項に該当しない幼児については、旅客運賃を無料とする。
- (旅客の区分による旅客運賃の適用上の特例)

第23条 前条第1項第1号の規定にかかわらず、12歳以上の旅客で、学校教育法第1条に規定する小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）若しくは特別支援学校（小学部に限る。）（以下「小学校等」という。）に通学するものは、小児として取り扱う。

2 前条第1項第2号の規定にかかわらず、6歳以上の旅客で、学校教育法第1条に規定する小学校等に入学前のものは、幼児として取り扱う。

(旅客運賃の無料等)

第24条 第22条第3項に規定する旅客のほか、本市の区域内に住所を有する旅客（本市の発行する京都市重度障害者タクシー利用券の交付を受けた者を除く。）で、次の各号に掲げるものの旅客運賃は、無料とする。

- (1) 京都市敬老乗車証条例第2条に規定する第1種敬老乗車証（以下「敬老乗車証」という。）の交付を受けている者
- (2) 身体障害者（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級から4級までに該当する障害があるもの及びその介護者1人（車いすを使用する身体障害者の介護者にあつては、3人までとする。）。ただし、聴覚障害及び平衡機能障害並びに音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害の4級に該当する身体障害者の介護者は無料としない。
- (3) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により

7/107

8/107

- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）及び障害等級１級の精神障害者の介護者１人
- (4) 児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者１人
- ア 児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）、同法第６条の２の２第２項及び第３項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第１２条の４に規定する施設に入所し、又は通所している児童及び同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童
- イ 学校教育法第７２条に規定する特別支援学校又は同法第８１条第２項及び第３項に規定する特別支援学級に通学し、又は同項の規定により教育を受けている児童及び生徒
- (5) 知的障害者（厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）及びその介護者１人。ただし、療育手帳（Ｂ判定）の交付を受けている大人の知的障害者の付添入は無料としない。
- (6) 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）第２条第３項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で次に掲げるもの
- ア 法第１０条第１項の規定により医療の給付を受けているもの
- イ 法第２５条第１項の規定により特別手当の支給を受けているもの
- ウ 法第２６条第１項の規定により原子爆弾小頭症手当の支給を受けているもの
- エ 法第２７条第１項の規定により健康管理手当の支給を受けているもの
- オ 法第２８条第１項の規定により保健手当の支給を受けているもの
- (7) 戦傷病者（戦傷病者特別援護法第４条第１項又は第２項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で、恩給法別表第１号表ノ２に掲げる障害があるもの
- ２ 前項第１号の旅客は、敬老乗車証を所持しなければならない。
- ３ 第１項（第１号を除く。）の旅客は、本市が発行する福祉乗車証を所持しなければならない。ただし、第１項第２号の身体障害者については、本市が交付する赤色のき章をはい用することをもって福祉乗車証の所持に代えることができる。
- 第２節 普通旅客運賃
(普通旅客運賃)

9/107

- 援センターを除く。）、同法第６条の２の２第２項及び第３項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第１２条の４に規定する施設に入所し、又は通所している児童
- イ 学校教育法第７２条に規定する特別支援学校又は同法第８１条第２項及び第３項に規定する特別支援学級に通学し、又は同項の規定により教育を受けている児童及び生徒
- (5) 本市の区域内に住所を有する原子爆弾被爆者
- (6) 本市の区域内に住所を有する戦傷病者
- ２ 特定割引普通旅客運賃の額は、次のとおりとする。

区分		額 (1人1回につき)
特定割引大人普通旅客運賃		円
	1区	110
	2区	130
	3区	150
	4区	170
	5区	180
特定割引小児普通旅客運賃	1区	60
	2区	70
	3区	80
	4区	90
	5区	90

第４節 回数旅客運賃
(回数旅客運賃)

第27条 回数旅客運賃は、旅客が同一の区間内において、多回数乗車する場合について適用する。

２ 回数旅客運賃の額は、次のとおりとする。

区分		額 (1人11回につき)
大人回数旅客運賃		円
	1区	2,200

11/107

第25条 普通旅客運賃は、旅客が駅間を連続して片道１回乗車する場合について適用する。

２ 普通旅客運賃の額は、次のとおりとする。

区分		額 (1人1回につき)
大人普通旅客運賃		円
	1区	220
	2区	260
	3区	290
	4区	330
	5区	360
小児普通旅客運賃	1区	110
	2区	130
	3区	150
	4区	170
	5区	180

第３節 特定割引普通旅客運賃
(特定割引普通旅客運賃)

第26条 特定割引普通旅客運賃は、次の各号に掲げる旅客が駅間を連続して片道１回乗車する場合について適用する。ただし、第24条第１項に規定する旅客を除く。

- (1) 本市の区域内に住所を有する身体障害者及び小児の身体障害者の介護者１人（車いすを使用する身体障害者の介護者にあつては、３人までとする。）。
- (2) 本市の区域外に住所を有する身体障害者及びその介護者１人（車いすを使用する身体障害者の介護者にあつては、３人までとする。）。この場合において、介護者は身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄に第一種身体障害者と記載されているもの及び第二種身体障害者と記載されている小児について認める。
- (3) 本市の区域外に住所を有する知的障害者及びその介護者１人。この場合において、介護者は、療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄に第一種知的障害者と記載されているもの及び第二種知的障害者と記載されている小児について認める。
- (4) 本市の区域外に住所を有する児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者１人
- ア 児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支

10/107

	2区	2,600
	3区	2,900
	4区	3,300
	5区	3,600
小児回数旅客運賃	1区	1,100
	2区	1,300
	3区	1,500
	4区	1,700
	5区	1,800

第５節 削除

第27条の２ 削除

第６節 特定割引回数旅客運賃
(特定割引回数旅客運賃)

第27条の３ 特定割引回数旅客運賃は、第26条第１項に規定する旅客が同一の区間内において、多回数乗車する場合について適用する。

２ 特定割引回数旅客運賃の額は、次のとおりとする。

区分		額 (1人11回につき)
特定割引大人回数旅客運賃		円
	1区	1,100
	2区	1,300
	3区	1,500
	4区	1,700
	5区	1,800
特定割引小児回数旅客運賃	1区	600
	2区	700
	3区	800
	4区	900
	5区	900

第７節 定期旅客運賃

12/107

(定期旅客運賃)	
第28条 定期旅客運賃の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に掲げる場合について適用する。	
(1) 通勤定期旅客運賃	旅客が通勤その他の目的のため、同一の駅間において常時乗車する場合（次号から第6号までに該当する場合を除く。）
(2) 通学定期旅客運賃（甲）	次に掲げる旅客が同一の駅間において常時乗車する場合 ア 学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く。）に通学する者 イ 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校で、管理者が本号アと同等と認めるものに通学する者 ウ 学校教育法によらない教育施設で、管理者が本号アと同等と認めるものに通学する者
(3) 通学定期旅客運賃（乙）	次に掲げる旅客が同一の駅間において常時乗車する場合 ア 学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部又は高等部に限る。）又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）に通学する者 イ 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校で、管理者が本号アと同等と認めるものに通学する者 ウ 学校教育法によらない教育施設で、管理者が本号アと同等と認めるものに通学する者
(4) 通学定期旅客運賃（丙）	次に掲げる旅客が同一の駅間において常時乗車する場合 ア 学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）若しくは特別支援学校（幼稚部又は小学部に限る。）に通園し、又は通学する者 イ 学校教育法第134条に規定する各種学校で、管理者が本号アと同等と認めるものに通学する者
(5) 通勤通学定期旅客運賃（甲）	旅客が通勤のため乗車し、かつ、第2号に該当する場合
(6) 通勤通学定期旅客運賃（乙）	旅客が通勤のため乗車し、かつ、第3号に該当する場合
2 定期旅客運賃の額は、次のとおりとする。	
区分	額

13/107

			(1人につき)
通勤定期旅客運賃	1箇月		円
		1区	9,240
		2区	11,000
		3区	12,330
		4区	13,640
		5区	14,970
	3箇月	1区	26,340
		2区	31,350
		3区	35,150
		4区	38,880
		5区	42,670
	6箇月	1区	49,900
		2区	59,400
		3区	66,590
		4区	73,660
		5区	80,840
通学定期旅客運賃（甲）	1箇月	1区	6,600
		2区	7,860
		3区	8,800
		4区	9,750
		5区	10,690
	3箇月	1区	18,810
		2区	22,410
		3区	25,080
		4区	27,790
		5区	30,470
	6箇月	1区	35,640
		2区	42,450
		3区	47,520

14/107

通勤定期旅客運賃（乙）	1箇月	4区	52,650
		5区	57,730
		1区	5,280
		2区	6,290
		3区	7,040
	3箇月	4区	7,800
		5区	8,550
		1区	15,050
		2区	17,930
		3区	20,070
	6箇月	4区	22,230
		5区	24,370
		1区	28,520
		2区	33,970
		3区	38,020
通学定期旅客運賃（丙）	1箇月	4区	42,120
		5区	46,170
		1区	3,300
		2区	3,930
		3区	4,400
	3箇月	4区	4,880
		5区	5,350
		1区	9,410
		2区	11,210
		3区	12,540
	6箇月	4区	13,910
		5区	15,250
		1区	17,820
		2区	21,230
		3区	23,760

15/107

通勤通学定期旅客運賃（甲）	1箇月	4区	26,360
		5区	28,890
		1区	7,920
		2区	9,430
		3区	10,570
	3箇月	4区	11,700
		5区	12,830
		1区	22,580
		2区	26,880
		3区	30,130
	6箇月	4区	33,350
		5区	36,570
		1区	42,770
		2区	50,930
		3区	57,080
通勤通学定期旅客運賃（乙）	1箇月	4区	63,180
		5区	69,290
		1区	7,260
		2区	8,650
		3区	9,690
	3箇月	4区	10,720
		5区	11,760
		1区	20,700
		2区	24,660
		3区	27,620
	6箇月	4区	30,560
		5区	33,520
		1区	39,210
		2区	46,710
		3区	52,330

16/107

		4区	57,890
		5区	63,510

3 前項の規定にかかわらず、高速鉄道山科駅から三条京阪駅までの駅間に係る定期旅客運賃の額は、次のとおりとする。

区分			額 (1人につき)
通勤定期旅客運賃	1箇月		円
		1区	8,370
		2区	10,570
	3箇月	1区	23,860
		2区	30,130
	6箇月	1区	45,200
		2区	57,080
通学定期旅客運賃（甲）	1箇月	1区	3,770
		2区	5,040
	3箇月	1区	10,750
		2区	14,370
	6箇月	1区	20,360
		2区	27,220
通学定期旅客運賃（乙）	1箇月	1区	3,020
		2区	4,030
	3箇月	1区	8,610
		2区	11,490
	6箇月	1区	16,310
		2区	21,770
通学定期旅客運賃（丙）	1箇月	1区	1,890
		2区	2,520
	3箇月	1区	5,390
		2区	7,190
	6箇月	1区	10,210

17/107

		2区	13,610
通勤通学定期旅客運賃（甲）	1箇月	1区	6,070
		2区	7,810
	3箇月	1区	17,300
		2区	22,260
	6箇月	1区	32,780
		2区	42,180
通勤通学定期旅客運賃（乙）	1箇月	1区	5,700
		2区	7,300
	3箇月	1区	16,250
		2区	20,810
	6箇月	1区	30,780
		2区	39,420

（発売学校の指定手続等）

第28条の2 第3条第4号イに定める発売学校の指定にかかる手続等については、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第28条から第36条までの規定を適用する。

第8節 特定割引定期旅客運賃

（特定割引定期旅客運賃）

第29条 特定割引定期旅客運賃の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に掲げる場合について適用する。

- (1) 特定割引通勤定期旅客運賃 第26条第1項第1号から第6号までに掲げる旅客（以下「身体障害者等」という。）が通勤その他の目的のため、同一の駅間において常時乗車する場合
- (2) 特定割引通学定期旅客運賃（甲） 身体障害者等（介護者を除く。以下この項において同じ。）で、第28条第1項第2号に該当する旅客が通学するため、同一の駅間において常時乗車する場合
- (3) 特定割引通学定期旅客運賃（乙） 身体障害者等で、第28条第1項第3号に該当する旅客が通学するため、同一の駅間において常時乗車する場合
- (4) 特定割引通学定期旅客運賃（丙） 身体障害者等で、第28条第1項第4号に該当する旅客が通学し、又は通園するため、同一の駅間において常時乗車する場合
- (5) 特定割引通勤通学定期旅客運賃（甲） 身体障害者等が通勤のため乗車し、かつ、

18/107

第2号に該当する場合

- (6) 特定割引通勤通学定期旅客運賃（乙） 身体障害者等が通勤のため乗車し、かつ、第3号に該当する場合

2 特定割引定期旅客運賃の額は、次のとおりとする。

区分			額 (1人につき)
特定割引通勤定期旅客運賃	1箇月		円
		1区	4,620
		2区	5,500
		3区	6,170
		4区	6,820
		5区	7,490
	3箇月	1区	13,170
		2区	15,680
		3区	17,590
		4区	19,440
		5区	21,350
	6箇月	1区	24,950
		2区	29,700
		3区	33,320
		4区	36,830
		5区	40,450
特定割引通学定期旅客運賃（甲）	1箇月	1区	3,300
		2区	3,930
		3区	4,400
		4区	4,880
		5区	5,350
	3箇月	1区	9,410
		2区	11,210
		3区	12,540

19/107

		4区	13,910
		5区	15,250
	6箇月	1区	17,820
		2区	21,230
		3区	23,760
		4区	26,360
		5区	28,890
特定割引通学定期旅客運賃（乙）	1箇月	1区	2,640
		2区	3,150
		3区	3,520
		4区	3,900
		5区	4,280
	3箇月	1区	7,530
		2区	8,980
		3区	10,040
		4区	11,120
		5区	12,200
特定割引通学定期旅客運賃（丙）	6箇月	1区	14,260
		2区	17,010
		3区	19,010
		4区	21,060
		5区	23,120
	1箇月	1区	1,650
		2区	1,970
		3区	2,200
		4区	2,440
		5区	2,680
	3箇月	1区	4,710
		2区	5,620
		3区	6,270

20/107

	6箇月	4区	6,960
		5区	7,640
		1区	8,910
		2区	10,640
		3区	11,880
		4区	13,180
		5区	14,480
		1区	3,960
		2区	4,720
		3区	5,290
特定割引通勤通学定期旅客運賃（甲）	1箇月	4区	5,850
		5区	6,420
		1区	11,290
		2区	13,460
		3区	15,080
	3箇月	4区	16,680
		5区	18,300
		1区	21,390
		2区	25,490
		3区	28,570
	6箇月	4区	31,590
		5区	34,670
特定割引通勤通学定期旅客運賃（乙）	1箇月	1区	3,630
		2区	4,330
		3区	4,850
		4区	5,360
		5区	5,890
	3箇月	1区	10,350
		2区	12,350
		3区	13,830

21/107

	6箇月	4区	15,280
		5区	16,790
		1区	19,610
		2区	23,390
		3区	26,190
		4区	28,950
		5区	31,810

3 前項の規定にかかわらず、高速鉄道山科駅から三条京阪駅までの駅間に係る特定割引定期旅客運賃の額は、次のとおりとする。

区分			額 (1人につき)
特定割引通勤定期旅客運賃	1箇月	1区	円 4,190
		2区	5,290
	3箇月	1区	11,950
		2区	15,080
	6箇月	1区	22,630
		2区	28,570
特定割引通学定期旅客運賃（甲）	1箇月	1区	1,890
		2区	2,520
	3箇月	1区	5,390
		2区	7,190
	6箇月	1区	10,210
		2区	13,610
特定割引通学定期旅客運賃（乙）	1箇月	1区	1,510
		2区	2,020
	3箇月	1区	4,310
		2区	5,760
	6箇月	1区	8,160
		2区	10,910

22/107

特定割引通学定期旅客運賃（丙）	1箇月	1区	950
		2区	1,260
	3箇月	1区	2,710
		2区	3,600
	6箇月	1区	5,130
		2区	6,810
特定割引通勤通学定期旅客運賃（甲）	1箇月	1区	3,040
		2区	3,910
	3箇月	1区	8,670
		2区	11,150
	6箇月	1区	16,420
		2区	21,120
特定割引通勤通学定期旅客運賃（乙）	1箇月	1区	2,850
		2区	3,660
	3箇月	1区	8,130
		2区	10,440
	6箇月	1区	15,390
		2区	19,770

第9節 団体旅客運賃 (団体旅客運賃)

第30条 団体旅客運賃の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に掲げる場合について適用する。

- (1) 学生団体旅客運賃 次のいずれかに該当する旅客及び当該指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園（以下「指定学校等」という。）の教職員又は付添人によって構成された25人以上の団体（以下「学生団体」という。）で、当該指定学校等の教職員が引率するものが同一の駅間において乗車する場合。ただし、へき地教育振興法第2条に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に限る。）の児童又は生徒が、市町村教育委員会の発行する証明書を所持する場合その他別に定める場合は、その人員が25人未満であっても取り扱う。
- ア 指定学校の学生、生徒、児童及び幼児

23/107

- イ 児童福祉法第39条に規定する保育所又は同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の幼児
- (2) 普通団体旅客運賃 前号以外の旅客によって構成された25人以上の団体（以下「普通団体」という。）で、責任ある代表者が引率するものが同一の駅間において乗車する場合
- 2 前項第1号の付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の各号の一に該当する場合に限るものとし、その人員は、旅客1人につき1人とする。
 - (1) 幼稚園、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の幼児又は小学校等の第3学年以下の児童である場合
 - (2) 身体が不自由又は虚弱のため管理者が付添いの必要があると認めた場合
- 3 第1項第1号の場合において、2以上の指定学校又は保育所が連合して乗車するときは、1団体として取り扱う。
- 4 団体旅客運賃の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 学生団体旅客運賃 普通旅客運賃の額からその2割に相当する金額を割り引いて得た金額に旅客数を乗じ、端数計算をして得た額
 - (2) 普通団体旅客運賃 普通旅客運賃の額からその1割に相当する金額を割り引いて得た金額に旅客数を乗じ、端数計算をして得た額
(団体旅客が所定の人員に満たない場合の取扱い)

第31条 学生団体又は普通団体を構成する旅客（以下「団体旅客」という。）の人員が前条第1項に規定する人員に満たない場合であっても、その不足人員に相当する団体旅客運賃を支払うときは、同項の規定を適用する。

- 2 前項の場合の不足人員は、大人として計算する。ただし、大人と小児とが混乗する場合で、小児の人員が大人の人員より多いときは、小児として計算する。

第10節 一日乗車旅客運賃 (一日乗車旅客運賃)

第31条の2 一日乗車旅客運賃は、旅客が全路線において、旅客が指定する1日限りで多回数乗車する場合について適用する。

- 2 一日乗車旅客運賃の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 大人 800円
- (2) 小児 400円

24/107

第11節 貸切旅客運賃 (貸切旅客運賃) 第31条の3 貸切旅客運賃は、責任ある代表者が引率する団体が、東西線車両を貸し切り、同一の駅間において乗車する場合に適用する。 2 貸切旅客運賃の額は、乗車区間の大人普通旅客運賃に前項に規定する団体が貸し切る東西線車両の車両定員を乗じて得た額とする。ただし、乗車人員がその定員を超過する場合は、乗車人員に乗車区間の大人普通旅客運賃を乗じて得た額とする。 3 前項の場合において、その乗車区間が3区に満たない場合は、3区の大人普通旅客運賃を適用する。 第3章 乗車券の発売 第1節 通則 (乗車券の種類) 第32条 乗車券の種類は、旅客運賃の種類に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 普通券 ア 大人普通券 イ 小児普通券 (2) 特定割引普通券 ア 特定割引大人普通券 イ 特定割引小児普通券 (3) 回数券 ア 大人回数券 イ 小児回数券 (4) 削除 (5) 特定割引回数券 ア 特定割引大人回数券 イ 特定割引小児回数券 (6) 定期券 ア 通勤定期券 イ 通学定期券(甲) ウ 通学定期券(乙) エ 通学定期券(丙)	オ 通勤通学定期券(甲) カ 通勤通学定期券(乙) (7) 特定割引定期券 ア 特定割引通勤定期券 イ 特定割引通学定期券(甲) ウ 特定割引通学定期券(乙) エ 特定割引通学定期券(丙) オ 特定割引通勤通学定期券(甲) カ 特定割引通勤通学定期券(乙) (8) 団体券 ア 学生団体券 イ 普通団体券 (9) 一日乗車券 ア 大人一日乗車券 イ 小児一日乗車券 (10) 貸切乗車券 2 前項第6号アからエまでに定める定期券にあつては、磁気的方法により情報を記録した定期券(以下「磁気定期券」という。))及び電子的方法により情報を記録した定期券(以下「IC定期券」という。))を発売し、同項同号オ及びカに定める定期券並びに同項第7号に定める特定割引定期券にあつては、磁気定期券を発売する。 (乗車券の発売場所) 第33条 乗車券は、駅において発売する。ただし、定期券及び特定割引定期券(以下「定期券等」という。))については、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第4条第1項に定める自動車部営業所(烏丸営業所、九条営業所及び洛西営業所を除く。))及び京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第4条第3項各号に定める定期券発売所において発売し、貸切乗車券については、企画総務部企画調査課において発売する。 2 前項の規定にかかわらず、管理者が事業上有必要であると認めた場合は、その他の場所においても乗車券を発売する。 (乗車券の発売範囲) 第34条 乗車券は、発売駅から有効なものに限り発売する。ただし、回数券、特定割引回数券、定期券等、団体券、一日乗車券及び貸切乗車券については、発売駅以外の駅からも
--	---

25/107

有効なものもを発売する。 (乗車券の発売日) 第35条 乗車券は、次の各号に定める場合のほか、発売日から有効となるものを発売する。 (1) 定期券等は、通用期間の開始日の14日前から発売する。 (2) 団体券は、団体旅客運送の引受けをした後で、団体旅客の乗車日の21日前から発売する。 (3) 貸切乗車券は、貸切旅客の乗車日の21日前から発売する。 (乗車券の発売時間) 第36条 乗車券の発売時間は、当該乗車券に係る駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の乗車に必要な時刻までとする。 2 前項の規定にかかわらず、定期券等及び貸切乗車券の発売時間は、管理者が定める。 (定期券等の発売停止) 第37条 定期券等、第41条第2項各号に掲げる証明書等、第45条第2項に定める書類及び証明書又は旅客運賃割引証の使用資格者がこれを不正に使用し、又は使用資格者以外の者に使用させた場合は、当該使用資格者に対して定期券等の発売を停止することができる。 (証明書等が無効となる場合等) 第38条 第41条第2項各号に掲げる証明書等、第45条第2項に定める書類及び証明書又は旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。 (1) 記載事項が不明となったものを旅客が使用した場合 (2) 記載事項を改ざんしたものを旅客が使用した場合 (3) 有効期間を経過したものを旅客が使用した場合 (4) 使用資格を失った者が使用した場合 (5) 記名人以外の者が使用した場合 2 前項の証明書等、書類及び証明書又は旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は、使用することができない。 (1) 発行者が記載しなければならない事項を記載していないもの (2) 発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの (3) 記載事項を訂正した場合で、訂正箇所の証印のないもの (その他乗車券の発売) 第38条の2 前7条の規定にかかわらず、条例第8条又は第9条第2項の規定に基づき、特別の運送条件、発売場所及び発売日等(以下「特別の運送条件等」という。))を定めた	乗車券を発売することができる。 2 特別の運送条件等については、管理者が別に定める。 第2節 普通券の発売 (普通券の発売) 第39条 普通券は、普通旅客運賃により乗車する旅客に対して発売する。 (着駅払乗車証の発行) 第40条 停電、故障等の事故のため、自動券売機等により普通券の発売ができなくなった場合は、普通券を購入しようとする旅客に対して着駅払乗車証を発行し、着駅で当該旅客の乗車駅間に対応する普通旅客運賃を受取る。 2 着駅払乗車証の様式は、第1号様式のとりとする。 第3節 特定割引普通券の発売 (特定割引普通券の発売) 第41条 特定割引普通券は、特定割引普通旅客運賃により乗車する旅客に対して発売する。 2 前項の規定により特定割引普通券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる証明書等を提示しなければならない。 (1) 第26条第1項第1号に掲げる者 身体障害者手帳。ただし、本市が交付する青色のき章のはい用をもって身体障害者手帳の提示に代えることができる。 (2) 第26条第1項第2号に掲げる者 身体障害者手帳 (3) 第26条第1項第3号に掲げる者 療育手帳 (4) 第26条第1項第4号に掲げる者 市町村長又は市町村教育委員会の発行する証明書 (5) 第26条第1項第5号及び第6号に掲げる者 旅客運賃割引票 3 前項第1号から第3号に掲げる者については、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)で認めるスマートフォンのアプリケーションの提示をもって、身体障害者手帳及び療育手帳の提示に代えることができる。 4 第2項第5号の旅客運賃割引票の発行については、管理者が定める。 (準用規定) 第42条 第40条の規定は、特定割引普通券について準用する。 第4節 回数券の発売 (回数券の発売) 第43条 回数券は、回数旅客運賃により乗車する旅客に対して発売する。
---	---

27/107

オ 通勤通学定期券(甲) カ 通勤通学定期券(乙) (7) 特定割引定期券 ア 特定割引通勤定期券 イ 特定割引通学定期券(甲) ウ 特定割引通学定期券(乙) エ 特定割引通学定期券(丙) オ 特定割引通勤通学定期券(甲) カ 特定割引通勤通学定期券(乙) (8) 団体券 ア 学生団体券 イ 普通団体券 (9) 一日乗車券 ア 大人一日乗車券 イ 小児一日乗車券 (10) 貸切乗車券 2 前項第6号アからエまでに定める定期券にあつては、磁気的方法により情報を記録した定期券(以下「磁気定期券」という。))及び電子的方法により情報を記録した定期券(以下「IC定期券」という。))を発売し、同項同号オ及びカに定める定期券並びに同項第7号に定める特定割引定期券にあつては、磁気定期券を発売する。 (乗車券の発売場所) 第33条 乗車券は、駅において発売する。ただし、定期券及び特定割引定期券(以下「定期券等」という。))については、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第4条第1項に定める自動車部営業所(烏丸営業所、九条営業所及び洛西営業所を除く。))及び京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第4条第3項各号に定める定期券発売所において発売し、貸切乗車券については、企画総務部企画調査課において発売する。 2 前項の規定にかかわらず、管理者が事業上有必要であると認めた場合は、その他の場所においても乗車券を発売する。 (乗車券の発売範囲) 第34条 乗車券は、発売駅から有効なものに限り発売する。ただし、回数券、特定割引回数券、定期券等、団体券、一日乗車券及び貸切乗車券については、発売駅以外の駅からも	乗車券を発売することができる。 2 特別の運送条件等については、管理者が別に定める。 第2節 普通券の発売 (普通券の発売) 第39条 普通券は、普通旅客運賃により乗車する旅客に対して発売する。 (着駅払乗車証の発行) 第40条 停電、故障等の事故のため、自動券売機等により普通券の発売ができなくなった場合は、普通券を購入しようとする旅客に対して着駅払乗車証を発行し、着駅で当該旅客の乗車駅間に対応する普通旅客運賃を受取る。 2 着駅払乗車証の様式は、第1号様式のとりとする。 第3節 特定割引普通券の発売 (特定割引普通券の発売) 第41条 特定割引普通券は、特定割引普通旅客運賃により乗車する旅客に対して発売する。 2 前項の規定により特定割引普通券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる証明書等を提示しなければならない。 (1) 第26条第1項第1号に掲げる者 身体障害者手帳。ただし、本市が交付する青色のき章のはい用をもって身体障害者手帳の提示に代えることができる。 (2) 第26条第1項第2号に掲げる者 身体障害者手帳 (3) 第26条第1項第3号に掲げる者 療育手帳 (4) 第26条第1項第4号に掲げる者 市町村長又は市町村教育委員会の発行する証明書 (5) 第26条第1項第5号及び第6号に掲げる者 旅客運賃割引票 3 前項第1号から第3号に掲げる者については、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)で認めるスマートフォンのアプリケーションの提示をもって、身体障害者手帳及び療育手帳の提示に代えることができる。 4 第2項第5号の旅客運賃割引票の発行については、管理者が定める。 (準用規定) 第42条 第40条の規定は、特定割引普通券について準用する。 第4節 回数券の発売 (回数券の発売) 第43条 回数券は、回数旅客運賃により乗車する旅客に対して発売する。
---	---

28/107

第5節 削除
第43条の2 削除
第6節 特定割引回数券の発売 (特定割引回数券の発売)
第43条の3 特定割引回数券は、特定割引回数旅客運賃により乗車する旅客に対して発売する。
2 第41条の規定は、特定割引回数券について準用する。
第7節 定期券の発売 (通勤定期券の発売)
第44条 通勤定期券は、通勤定期旅客運賃により乗車する旅客に対して発売する。
2 前項の規定により通勤定期券を購入しようとする旅客は、必要事項を記入した定期券購入申込書（以下「定期券購入申込書」という。）を提出しなければならない。ただし、自動券売機での定期券購入時は除く。
3 定期券購入申込書の様式は、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第37条第3項に定めるとおりとする。 (通学定期券の発売)
第45条 通学定期券（甲）は通学定期旅客運賃（甲）により、通学定期券（乙）は通学定期旅客運賃（乙）により、通学定期券（丙）は通学定期旅客運賃（丙）によりそれぞれ乗車する旅客に対して発売する。
2 前項の規定により通学定期券（甲）、通学定期券（乙）又は通学定期券（丙）（以下「通学定期券」という。）を購入しようとする旅客は、定期券購入申込書を提出するとともに、住所を証明する書類及び通学先の代表者が発行する次の事項についての証明書を提示しなければならない。
氏名、年齢、部科、課程及び学年 通学区間 通学先の所在地
3 前項の規定にかかわらず、通学先、通用駅間及び定期券の種類が旧通学定期券（通用期間満了後2箇月以上経過したものを除く。以下同じ。）と同一で、かつ、有効期限が翌年度の4月30日を超えない通学定期券を購入する場合は、同項に定める書類及び証明書の提示を省略し、旧通学定期券との引き換えて購入することができる。
4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項に定める書類及び証明書の

29/107

して得た金額を日額としてこれに調整期間を乗じて得た額とする。 (定期券の継続発売)
第48条 定期券を所持する旅客が、当該定期券の通用期間内においてこれと引換えに同一の種類及び駅間の定期券を購入しようとする場合は、第35条第1号に定める発売期間から継続して使用できる定期券を発売する。 (定期券の種類又は通用駅間の変更の請求があった場合の取扱い)
第49条 定期券を所持する旅客が当該定期券の種類又は通用駅間の変更を請求した場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。
(1) 新たな種類又は通用駅間に係る定期券購入申込書を收受し、新たに定期券を発売する。
(2) 旅客の所持する定期券について、定期旅客運賃の払いもどしをする。 (補充乗車証の発行)
第50条 停電、故障等の事故のため、定期券発行機による定期券の発売ができなくなった場合は、定期券を購入しようとする旅客に対して補充乗車証を発行する。
2 前項の規定により補充乗車証の発行を受けようとする旅客は、通勤定期券の購入者にあつては定期券購入申込書を提出し、通学定期券の購入者にあつては定期券購入申込書を提出するとともに第45条第2項に定める書類及び証明書を提示し、通勤通学定期券の購入者にあつては定期券購入申込書を提出するとともに第46条第2項に定める書類及び証明書を提示し、かつ、乗車駅間に対応するそれぞれの定期旅客運賃を支払わなければならない。ただし、クレジットカードによる購入時はこの限りではない。
3 補充乗車証を所持する旅客は、その希望する定期券と引き換えなければならない。
4 補充乗車証により乗車することのできる期間は、発行日から起算して3日間とする。ただし、定期券発売所が休業する日は日数に含まない。
5 補充乗車証の様式は、第3号様式のとおりとする。 (定期券の購入に係る特例措置)
第51条 旅客は、定期券（京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第3条第4項各号、京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程第9条第1項第2号並びに第3号、京都市高速鉄道連絡運輸規程第10条第1項第2号に規定する定期券及び京都市乗合自動車旅客連絡運輸規程第4条第2項第2号の定期券及び市バス・地下鉄・他社線連絡定期券に関する要綱第4条第1項各号含む。以下、この条において同じ。）を購入するため、定期券の発売駅まで普通券で乗車する場合は、あらかじめ係員に申し出て、その乗

31/107

提示を省略し、購入時点において有効な学生証を提示し、旧通学定期券と引き換えることで購入することができる。ただし、中等教育学校の前期課程から後期課程に進学する場合を除く。
(1) 通学先、通用駅間及び定期券の種類が旧通学定期券と同一で、かつ、有効期限が翌年度の4月30日を超える通学定期券を購入するとき
(2) 通学先、通用駅間及び定期券の種類が旧通学定期券と同一で、かつ、通用期間の開始日が学年の始期（4月1日）以降の通学定期券を購入するとき (通勤通学定期券の発売)
第46条 通勤通学定期券（甲）は通勤通学定期旅客運賃（甲）により、通勤通学定期券（乙）は通勤通学定期旅客運賃（乙）によりそれぞれ乗車する旅客に対して発売する。
2 前項の規定により通勤通学定期券（甲）又は通勤通学定期券（乙）（以下「通勤通学定期券」という。）を購入しようとする旅客は、定期券購入申込書を提出するとともに、前条第2項に定める書類及び証明書並びに通動先の代表者が発行する次の事項についての証明書を各年度の最初の購入時に提示しなければならない。
なお、当該年度内の継続購入は、同一の種類で有効期限が翌年度の4月1日をまたがない場合に限り、旧通勤通学定期券と引き換えて購入することができる。
通勤区間 通勤先の所在地 (定期券の一括発売)
第47条 同一の事業所に通勤し、又は指定学校に通学する旅客に対しては、事業所又は指定学校ごとに発売日を指定して定期券を一括して発売することができる。
2 前項の規定により定期券を一括して購入しようとする事業所又は指定学校の代表者は、通勤定期券又は通学定期券を購入する場合は各人別の定期券購入申込書を、通勤通学定期券を購入する場合は各人別の通勤及び通学に係る定期券購入申込書をそれぞれ作成し、指定した発売日の5日前までに一括して提出しなければならない。
3 第1項の規定により定期券を一括発売する場合で、その通用期間を一定させるために、第65条第1項第6号に規定する通用期間のほかに、端数となる日数を付加する必要があるときは、当該端数となる日数（以下「調整期間」という。）を付加して発売することができる。この場合において、調整期間は、90日以内とする。
4 調整期間に係る定期旅客運賃の額は、通用期間が1箇月のものにあっては30日、3箇月のものにあっては90日、6箇月のものにあっては180日で、それぞれ定期旅客運賃を除
車した駅間に対応する旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合において、手数料は、收受しない。
第8節 特定割引定期券の発売 (特定割引通勤定期券の発売)
第52条 特定割引通勤定期券は、特定割引通勤定期旅客運賃により乗車する旅客に対して発売する。
2 前項の規定により特定割引通勤定期券を購入しようとする旅客は、定期券購入申込書を提出しなければならない。 (特定割引通学定期券の発売)
第53条 特定割引通学定期券（甲）は特定割引通学定期旅客運賃（甲）により、特定割引通学定期券（乙）は特定割引通学定期旅客運賃（乙）により、特定割引通学定期券（丙）は特定割引通学定期旅客運賃（丙）によりそれぞれ乗車する旅客に対して発売する。
2 前項の規定により特定割引通学定期券（甲）、特定割引通学定期券（乙）又は特定割引通学定期券（丙）（以下「特定割引通学定期券」という。）を購入しようとする旅客は、定期券購入申込書を提出するとともに第45条第2項に定める書類及び証明書を提示しなければならない。
3 前項の規定にかかわらず、通学先、通用駅間及び定期券の種類が旧特定割引通学定期券（通用期間満了後2箇月以上経過したものを除く。以下同じ。）と同一で、かつ、有効期限が翌年度の4月30日を超えない特定割引通学定期券を購入する場合は、第45条第2項に定める書類及び証明書の提示を省略し、旧特定割引通学定期券との引き換えて購入することができる。
4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、第45条第2項に定める書類及び証明書の提示を省略し、購入時点において有効な学生証を提示し、旧特定割引通学定期券と引き換えることで購入することができる。ただし、中等教育学校の前期課程から後期課程に進学する場合を除く。
(1) 通学先、通用駅間及び定期券の種類が旧特定割引通学定期券と同一で、かつ、有効期限が翌年度の4月30日を超える特定割引通学定期券を購入するとき
(2) 通学先、通用駅間及び定期券の種類が旧特定割引通学定期券と同一で、かつ、通用期間の開始日が学年の始期（4月1日）以降の特定割引通学定期券を購入するとき (特定割引通勤通学定期券の発売)
第54条 特定割引通勤通学定期券（甲）は特定割引通勤通学定期旅客運賃（甲）により、

32/107

特定割引通勤通学定期券（乙）は特定割引通勤通学定期旅客運賃（乙）によりそれぞれ乗車する旅客に対して発売する。

2 前項の規定により特定割引通勤通学定期券（甲）又は特定割引通勤通学定期券（乙）（以下「特定割引通勤通学定期券」という。）を購入しようとする旅客は、定期券購入申込書を提出するとともに第45条第2項に定める書類及び証明書並びに通勤先の代表者が発行する次の事項についての証明書を各年度の最初の購入時に提示しなければならない。

なお、当該年度内の継続購入は、同一の種類で有効期限が翌年度の4月1日をまたがらない場合に限り、旧特定割引通勤通学定期券と引き換えて購入することができる。

通勤区間

通勤先の所在地

（準用規定）

第55条 第41条第2項及び第47条から第51条までの規定は、特定割引定期券について準用する。

第9節 団体券の発売

（団体券の発売）

第56条 団体券は、団体旅客運賃により乗車する団体旅客に対して発売する。

（団体旅客の運送の申込み）

第57条 前条の規定により団体券を購入しようとする団体旅客は、あらかじめ団体乗車申込書を提出し、管理者の承認を受けなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、団体乗車申込書の提出を省略することができる。

2 前項の規定による場合の申込者は、次の各号に掲げる団体の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 学生団体 教育長又は学校長（保育所又は幼保連携型認定こども園の代表者を含む。以下この条において同じ。）。ただし、2以上の指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園が連合して乗車する場合で、学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表者校名を明示するものとする。

(2) 普通団体 代表者

3 前項第1号ただし書の場合にあつては、団体乗車申込書に指定学校別、保育所又は幼保連携型認定こども園別の人員を記載するものとする。

4 団体乗車申込書の様式は、第4号様式のとおりとする。

（団体乗車の引受け）

33/107

貸切旅客の代表者に通知する。

2 前項の取扱いを行う場合において、貸切乗車券の払戻しを行うときは、手数料は収受しないものとする。

第4章 乗車券の効力

第1節 通則

（乗車券の使用条件）

第60条 乗車券は、団体券及び貸切乗車券を除き、1券片をもって1人が1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期券等及び一日乗車券については、その使用回数を制限しない。

2 団体券及び貸切乗車券は、その券面に記載した人員が1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

3 乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場するために使用することができない。

（使用条件の特例）

第61条 乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

(1) 大人用の乗車券を小児が使用する場合。この場合において、旅客は、旅客運賃の差額の払いもどしを請求することはできない。

(2) 小児用の乗車券を使用する旅客の年齢が当該乗車券の通用期間内において12歳に達した場合

(3) 券面に表示された発着駅間の途中駅から乗車し、又は途中駅において下車する場合（券面表示事項が不明となった乗車券）

第62条 乗車券は、その券面表示事項が不明となった場合は、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、当該乗車券を乗車券の発売場所に提出して当該乗車券の書換えを請求することができる。ただし、団体券又は貸切乗車券については、旅客が当該団体券又は貸切乗車券を購入した発売場所に限るものとする。

3 前項の規定により旅客から乗車券の書換えの請求があつた場合は、管理者が旅客に悪意がないと認め、かつ、不明の事項が判別できるときに限って、書換えをするものとする。この場合において、管理者がその原因が旅客にあると認めたときは、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき200円を納入しなければならない。

4 前3項の規定は、裏面の磁気情報が不明又は不備のエンコード乗車券について準用する。

35/107

第58条 前条の規定により団体旅客の運送の申込みを受けた場合で、管理者が事業上支障がないと認めたときは、当該団体旅客の運送を引き受けるものとする。この場合において、受け付けた団体乗車申込書に引受けをした旨を記載して申込者に交付し、又は口頭によりその旨を申込者に通知する。

（団体旅客申込人員等の変更）

第59条 団体旅客の運送を引き受けた後における旅客の都合による申込人員その他取扱条件の変更は、管理者が事業上支障がないと認めたときに限り、これを行う。

2 前項の取扱いを行う場合において、団体券の書換えをするときは、手数料として団体券1枚につき200円を収受する。

第10節 一日乗車券の発売

（一日乗車券の発売）

第59条の2 一日乗車券は、一日乗車旅客運賃により乗車する旅客に対して発売する。

第11節 貸切乗車券の発売

（貸切乗車の申込み）

第59条の3 貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ貸切乗車申込書を提出しなければならない。

2 貸切乗車申込書の様式は、第4号様式の2のとおりとする。

（貸切乗車の引受け）

第59条の4 前条の規定により貸切乗車の申込みを受けた場合で、管理者が事業上支障がないと認めたときは、当該貸切乗車を引き受けるものとする。

（貸切乗車券の発売）

第59条の5 前条の規定により、貸切乗車を引き受ける場合は、貸切乗車券を貸切旅客の代表者に対して発売する。

（貸切乗車内容の変更）

第59条の6 貸切旅客の運送を引き受けた後における旅客の都合による申込人員数その他取扱条件の変更については、管理者が事業上支障がないと認めたときに限り、これを行う。

2 前項の取扱いを行う場合において、貸切乗車券の書換えをするときは、手数料として貸切乗車券1枚につき200円を収受する。

（貸切乗車の取消し）

第59条の7 貸切乗車券の発売後に管理者が事業上支障があると認めたときは、貸切乗車の取消しを行うことがある。この場合において、取り消した旨を記載した文書をもって、

34/107

（乗車券を不正使用しようとした場合の取扱い）

第63条 旅客がその乗車について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できる乗車券については、管理者が旅客に悪意がないと認めた場合は、この限りでない。

（不乗駅間に対する取扱い）

第64条 旅客は、乗車券の券面に表示された発着駅間内の途中駅から乗車を開始した場合は、不乗駅間については、更に乗車の請求をすることができない。

第2節 乗車券の効力

（乗車券の通用期間）

第65条 乗車券の通用期間は、次の各号に掲げる乗車券の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通券 1日

(2) 特定割引普通券 1日

(3) 回数券 発売日から開始し、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。

(4) 削除

(5) 特定割引回数券 発売日から開始し、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。

(6) 定期券 1箇月、3箇月又は6箇月

(7) 特定割引定期券 1箇月、3箇月又は6箇月

(8) 団体券 管理者が定める。

(9) 一日乗車券 1日

(10) 貸切乗車券 管理者が定める。

2 前項に規定する乗車券の通用期間は、通用期間の開始日を指定して発売したもののほか、当該乗車券の発売日から起算する。ただし、一日乗車券（自動券売機で発売するものを除く。）の通用期間は、当該乗車券の使用開始日から起算する。

（途中下車）

第66条 旅客が乗車開始後、その所持する乗車券の券面に表示された駅間内の任意の駅に下車して出場した場合は、当該乗車券により再び他の列車に乗り継ぐことができない。ただし、定期券等及び一日乗車券については、この限りでない。

（改氏名の場合の定期券等の書換え）

36/107

第67条 定期券等の使用者は、氏名を改めた場合は、当該定期券等を定期券等の発売場所に提出してその書換えを請求しなければならない。

2 前項の規定により定期券等の書換えを請求しようとする旅客は、手数料として定期券1枚につき200円を納入しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第68条 乗車券(回数券又は特定割引回数券(以下「回数券等」という。))にあつては、その使用する券片)は、次の各号の一に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。ただし、定期券等については、この限りでない。

(1) 旅客が途中下車できない乗車券で下車して出場した場合

(2) 旅客が第125条に規定する取扱いを受けた場合

(3) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する取扱いを受け、途中駅で下車させられた場合又は鉄道営業法第42条の規定により列車外に退去させられた場合

(定期券等以外の乗車券が無効となる場合)

第69条 定期券等以外の乗車券を所持する旅客が、次の各号の一に該当する場合は、当該乗車券(回数券等にあつては、その使用した券片)を無効として回収する。

(1) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用した場合

(2) 券面表示事項又はエンコード乗車券の裏面の磁気情報を改ざんした乗車券を使用した場合

(3) 第41条第2項各号に掲げる証明書等を提示して購入した特定割引普通券又は特定割引回数券を当該証明書等の記名人以外の者が使用した場合

(4) 使用資格を偽って発行を受けた旅客運賃割引票又は証明書を提示して購入した乗車券を使用した場合

(5) 特定割引普通券又は特定割引回数券を使用するものが第72条第1項の規定による身体障害者手帳等の所持をしない場合

(6) 駅間の連続していない2枚以上の普通券、特定割引普通券又は回数券等を使用して、その券面に表示された駅間と駅間との間を無札で乗車した場合

(7) 通用期間が経過した乗車券を使用した場合

(8) 大人が小児用の乗車券を使用した場合。ただし、第61条第2号に規定する場合を除く。

(9) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された駅間以外の駅間を乗車した場合

37/107

2 前項の規定は、偽造し、又は偽装した定期券等を使用した場合について準用する。

(乗車券が無効となる場合の特例)

第71条 前3条の規定は、管理者が旅客に悪意がないと認めた場合は、適用しない。

(特定割引普通券又は特定割引回数券の効力)

第72条 特定割引普通券又は特定割引回数券は、旅客が身体障害者手帳(き章を含む。以下同じ。)、療育手帳、被爆者健康手帳若しくは戦傷病者手帳(以下「手帳」という。)、証明書又は旅客運賃割引票を所持する場合に限り有効とする。

2 介護者が所持する特定割引普通券又は特定割引回数券は、当該介護者が介護をする旅客と同行する場合に限り有効とする。

(通学定期券等の効力)

第73条 通学定期券及び通勤通学定期券は、旅客が第45条第2項に定める書類及び証明書又は身分証明書を所持する場合に限り有効とする。

2 特定割引通学定期券及び特定割引通勤通学定期券は、旅客が第45条第2項に定める書類及び証明書又は身分証明書のほか手帳を所持する場合に限り有効とする。

3 介護者が所持する特定割引通勤定期券は、管理者が定める場合のほか、当該介護者が介護をする旅客と同行する場合に限り有効とする。

第5章 乗車券の様式

第1節 通則

(乗車券の券面表示事項)

第74条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。ただし、一日乗車券にあつては、第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる事項を表示する。

- (1) 乗車券の種類
- (2) 旅客運賃の額
- (3) 乗車する駅間
- (4) 通用期間
- (5) 発売日
- (6) 発売場所
- (7) 前各号のほか、管理者が必要であると認める事項

2 臨時に発売する乗車券については、前項に規定する表示事項の一部を省略することができる。

(乗車券の様式の補足又は変更)

39/107

(10) 乗車開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

(11) 前各号のほか、乗車券を不正乗車的手段として使用した場合

2 前項の規定は、偽造し、又は偽装した乗車券を使用した場合について準用する。

(敬老乗車証の無効及び回収)

第69条の2 次の各号の一に該当するときは、当該敬老乗車証を無効とし、回収する。

- (1) 資格を偽って敬老乗車証の発行を受けたとき。
- (2) 敬老乗車証を改ざん使用したとき。
- (3) 他人の敬老乗車証を使用したとき。
- (4) 敬老乗車証の使用資格を失ったのちに敬老乗車証を使用したとき。
- (5) 有効期間満了後の敬老乗車証を使用したとき。
- (6) その他敬老乗車証を不正手段により使用したとき。

(定期券等が無効となる場合)

第70条 定期券等を所持する旅客が、次の各号の一に該当する場合は、当該定期券等を無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった定期券等を使用した場合
- (2) 券面表示事項又はエンコード乗車券の裏面の磁気情報を改ざんした定期券等を使用した場合
- (3) 定期券等の記名人以外の者がこれを使用した場合
- (4) 使用資格、氏名、年齢、駅間又は通学若しくは通勤の事実を偽って購入した定期券等を使用した場合
- (5) 第73条に定める書類等の所持を必要とする旅客が当該書類等を所持していない場合
- (6) 定期券等の券面に表示された駅間と連続していない普通券、特定割引普通券又は回数券等を使用してその券面に表示された駅間と駅間との間を無札で乗車した場合
- (7) 駅間の連続していない2枚以上の定期券等を使用して、これらの券面に表示された駅間と駅間との間を無札で乗車した場合
- (8) 係員の承諾を得ないで定期券等の券面に表示された駅間外の駅間を乗車した場合
- (9) 通学定期券、通勤通学定期券、特定割引通学定期券又は特定割引通勤通学定期券を使用する旅客がその使用資格を失った後にこれを使用した場合
- (10) 定期券等の通用期間の開始日前にこれを使用した場合
- (11) 定期券等の通用期間の満了後にこれを使用した場合
- (12) 前各号のほか、定期券等を不正乗車的手段として使用した場合

38/107

第75条 乗車券の券面表示事項は、印刷するほか、発売し、又は旅客が使用を開始する際に押印、記入等の方法によって補うものとする。

2 乗車券の様式は、管理者が必要であると認める場合は、次の各号に定めるところにより変更することができる。

- (1) 表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更
 - (2) 表示事項の一部の省略又は追加
 - (3) 乗車券の寸法の変更
- (地模様印刷)

第76条 乗車券の表面には、一日乗車券及び貸切乗車券を除き、次の地模様を印刷する。

ただし、普通券、特定割引普通券、回数券等及び団体券については、これを省略することがある。



(乗車券の駅名の表示)

第77条 乗車券の駅名は、次の各号に定めるところにより表示する。

- (1) 普通券、特定割引普通券及び回数券等にあつては、発駅名を表示するとともに、着駅名は「何円区間」の例により金額をもって表示する。
- (2) 定期券等、団体券及び貸切乗車券にあつては、旅客が実際に乗車する駅名を表示する。

(記号の表示)

第78条 乗車券の券面に印刷又は押印により表示する記号は、次の各号に掲げるとおりとする。

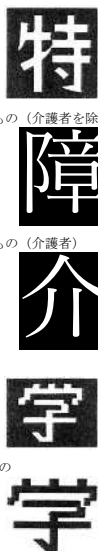
- (1) 小児普通券を表示するもの



- (2) 特定割引普通券又は特定割引回数券を表示するもの

40/107

- (3) 特定割引定期券を表示するもの（介護者を除く。）
- (4) 特定割引定期券を表示するもの（介護者）
- (5) 通学定期券を表示するもの
- (6) 通勤通学定期券を表示するもの
- (7) 通学定期券又は特定割引通学定期券の種類を表示するもの



41/107

- (8) 第47条第1項の規定による定期券等の一括発売を表示するもの
- (9) 第62条第3項の規定による書換えを表示するもの
- (10) 第47条第3項及び第55条の規定による定期券等の通用期間の調整を表示するもの
- (11) 第48条及び第55条の規定により定期券等をその通用期間の開始日前から有効となることを表示するもの



42/107

- (12) 臨時に発売する普通券に表示するもの
- (13) 駅名及び日付を表示するもの（以下「駅名印」という。）
- (14) 第115条に規定する無料送還の取扱いを表示するもの
- (15) クレジットカード決済により購入した定期券等に表示するもの



第2節 乗車券の様式 (乗車券の様式)

第79条 乗車券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通券 第5号様式
- (2) 特定割引普通券 第6号様式
- (3) 回数券 第7号様式
- (4) 削除
- (5) 特定割引回数券 第7号様式の3
- (6) 定期券 第8号様式
- (7) 特定割引定期券 第9号様式
- (8) 団体券 第10号様式
- (9) 一日乗車券 第11号様式
- (10) 貸切乗車券 第12号様式

43/107

- 2 前項の様式は、発売例をもって示す。
(乗車券の様式の特例)
- 第80条 管理者が事業上の必要があると認めた場合は、前条の様式によらないで乗車券を発売する。
- 第6章 乗車券等の改札及び引渡し
- 第1節 通則
- (乗車券等の改札)
- 第81条 旅客は、乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする場合は、その所持する乗車券について係員又は自動改札機による改札を受け、定められた場所から入場し、又は出場しなければならない。
- 2 旅客は、前項の規定によるほか、係員から請求があった場合はいつでも、その所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が手帳、旅客運賃割引票、通学定期券購入証、身分証明書その他の証明書（以下「証明書」という。）の所持を必要とする場合における当該証明書についてもまた同様とする。
- 3 前2項の規定は、第24条第2項の敬老乗車証及び同条第3項の福祉乗車証について準用する。
(乗車券の引渡し)
- 第82条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合又は当該乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引き渡さなければならない。
- 第2節 乗車券の改札及び引渡し
- (普通券等の改札及び引渡し)
- 第83条 普通券又は特定割引普通券（以下「普通券等」という。）を使用する旅客は、乗車開始の際に、当該普通券等を係員に提示して改札を受けなければならない。
- 2 前項の旅客は、乗車を終了した際に、当該普通券等を係員に引き渡さなければならない。
(回数券等の改札及び引渡し)
- 第84条 回数券等を使用する旅客は、乗車開始の際に、当該回数券等を係員に提示して、日付及び駅名の記載を受けなければならない。
- 2 前項の旅客は、乗車を終了した際に、当該回数券等を係員に引き渡さなければならない。
(定期券等の改札及び引渡し)
- 第85条 定期券等を使用する旅客は、乗車開始の際及び乗車を終了した際に、当該定期券等を係員に提示して改札を受けなければならない。

44/107

2 前項の旅客は、当該定期券等の通用期間が満了した際に、これを係員に引き渡さなければならない。

(団体券の改札及び引渡し)

第86条 団体券を使用する団体旅客の引率者は、乗車開始の際に、当該団体券を係員に提示して改札を受けなければならない。

2 前項の引率者は、団体旅客が券面に表示された発着駅間の乗車を終了した際に、当該団体券を係員に引き渡さなければならない。

(貸切乗車券の改札及び引渡し)

第86条の2 貸切乗車券を使用する貸切旅客の代表者は、乗車開始の際に、当該貸切乗車券を係員に提示して改札を受けなければならない。

2 前項の代表者は、貸切旅客が券面に表示された発着駅間の乗車を終了した際に、当該貸切乗車券を係員に引き渡さなければならない。

(自動改集札機による乗車券の改札及び引渡し)

第87条 エンコード乗車券を使用する旅客は、乗車開始の際及び乗車を終了した際に、当該乗車券を自動改集札機に投入することをもって、第83条から第85条までに規定する係員による改札又は引渡しに代えることができる。

(一日乗車券の改札)

第87条の2 一日乗車券を使用する旅客は、乗車開始の際及び乗車を終了した際に、自動改集札機による改札を受けなければならない。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

(乗車変更等の取扱場所)

第88条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅において行う。ただし、旅客運賃の払いもどしは、乗車を中止した駅その他この章に規定する駅において行う。

(払いもどし請求権行使の期限)

第89条 旅客は、旅客運賃の払いもどしを請求できる場合であっても、当該旅客の所持する乗車券の発売日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

(乗車変更をした場合の旅客運賃の収受額又は払いもどし額)

第90条 第93条の規定により乗車変更の取扱いをした乗車券について旅客運賃の収受又は払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を発駅で購入した場合の旅客運賃を

45/107

う。)と不乗駅間に対応する普通旅客運賃の額(以下「不乗駅間運賃」という。)とを比較して、次のアからウまでの区分により取り扱う。

ア 変更駅間運賃と不乗駅間運賃が同額の場合は、団体券の着駅変更として普通旅客運賃を収受することなくこれを取り扱う。

イ 変更駅間運賃が不足する場合は、変更する駅間のうち不乗駅間に対応する区数の最遠駅から別途乗車として前号に準じて取り扱う。

ウ 不乗駅間運賃が過剰となる場合は、団体券の着駅変更として取り扱い、過剰額の払戻しは行わない。

(別途乗車)

第95条 旅客が乗車変更の取扱いを請求した場合においてその所持する乗車券が乗車変更の取扱いについて制限がある場合又は定期券等を所持する旅客が乗越しの取扱いを請求した場合は、当該取扱いを請求した駅間について別途乗車として取り扱う。

2 前項の規定により別途乗車の取扱いをする場合は、当該乗り越した駅間に対応する普通運賃を収受する。

第3節 無札及び不正使用

(無札旅客に対する旅客運賃及び割増運賃の徴収)

第96条 旅客が次の各号の一に該当する場合は、無札旅客として当該旅客の乗車駅からこの駅間に対応する普通旅客運賃及びその額の2倍に相当する額の割増運賃を徴収する。

(1) 係員の承諾を受けずに、乗車券を所持しないで乗車した場合

(2) 係員又は自動改集札機による乗車券の改札を受けずに入場し、又は出場した場合

(3) 第69条の規定により無効となる乗車券で乗車した場合

(4) 乗車券の改札の際に、その提示又は引渡しを拒んだ場合

2 団体旅客がその所持する団体券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合(次項に規定する取扱いをした場合を除く。)は、無札旅客として、その乗車人員について前項の規定による普通旅客運賃及び割増運賃をその団体の代表者から徴収する。

3 団体旅客がその所持する団体券の券面に表示された人員を超えて乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させた場合は、その超えた人員又は大人に限り、無札旅客として、第1項の規定による普通旅客運賃及び割増運賃をその団体の代表者から徴収する。

4 貸切旅客の代表者が所持する貸切乗車券の券面に表示された人員を超えて乗車した場合は、その超えた人員に限り、無札旅客として、第1項の規定による大人普通旅客運賃及び割増運賃をその貸切旅客の代表者から徴収する。

47/107

収受しているものとみなして、収受額又は払いもどし額を算出する。ただし、払いもどし額は旅客が実際に支払った旅客運賃の額を限度とする。

(旅客運賃の払いもどしに伴う証明書の返還)

第91条 旅客は、証明書を提出して購入した乗車券について、旅客運賃の払いもどしの取扱いを受けた場合は、既に提出した証明書の返還を請求することができない。

(手数料の払いもどし)

第92条 旅客は、既に納入した手数料の払いもどしを請求することができない。

第2節 乗車変更の取扱い

(乗車変更)

第93条 旅客は、その所持する乗車券(定期券等を除く。)の券面表示事項と異なる乗車を必要とする場合は、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、乗車変更の取扱いを受けることができる。

(乗車変更の取扱範囲)

第93条の2 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱うものとする。

(乗越し)

第94条 普通券等又は回数券等を所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、乗越し(着駅を乗車券に表示された着駅を越えた駅に変更することをいう。以下同じ。)の取扱いを受けることができる。

2 前項の規定により乗越しの取扱いをする場合は、既に収受した普通旅客運賃又は特定割引普通旅客運賃(以下「普通運賃」という。)の額(回数券等にあつては、券面に表示された駅間の金額)と実際に乗車した駅間に対応する普通運賃の額との差額を収受する。

(団体券の変更)

第94条の2 団体券を所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、乗越し又は方向変更(着駅を乗車券の券面に表示された駅間と異なる方向の駅に変更することをいう。以下同じ。)の取扱いを受けることができる。ただし、これらの変更は、その団体旅客の全員が変更する場合で、輸送上支障がない場合に限って取り扱うものとする。

2 前項の取扱いをする場合は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 乗越し 乗り越した駅間について、別途乗車として取り扱い、当該駅間に対応する普通旅客運賃の額を、乗車した団体の代表者から収受する。
- (2) 方向変更 変更する駅間に対応する普通旅客運賃の額(以下「変更駅間運賃」とい

46/107

(無札旅客の乗車駅不明の場合)

第97条 前条の無札旅客について乗車駅が判明しない場合は、列車の始発駅から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(定期券等の不正使用の場合の旅客運賃及び割増運賃の徴収)

第98条 第70条の規定により定期券等を無効として回収した場合は、当該定期券等を所持する旅客から次の表左欄に掲げる区分に対応する同表右欄及び右欄に掲げるところにより計算して得た普通旅客運賃及びその額の2倍に相当する額の割増運賃を徴収する。

区分	普通旅客運賃の収受駅間	普通旅客運賃の計算方法
第70条第1項第1号から第4号までに該当する場合	券面に表示された駅間	定期券の効力が発生した日からその無効の事実を発見した日(以下「発見日」という。)まで毎日2回乗車したものとみなして計算する。
第70条第1項第5号に該当する場合	実際に乗車した駅間	1回乗車したものとみなして計算する。
第70条第1項第6号に該当する場合	券面に表示された駅間と駅間外とを合わせた駅間	1回乗車したものとみなして計算する。
第70条第1項第7号に該当する場合	券面に表示された駅間と駅間外とを合わせた駅間	定期券等の効力の発生した日(効力の発生した日が異なる場合は、発見日に近い日)から発見日まで毎日2回乗車したものとみなして計算する。
第70条第1項第8号に該当する場合	実際に乗車した駅間	1回乗車したものとみなして計算する。
第70条第1項第9号に該当する場合	券面に表示された駅間	使用資格を失った日から発見日まで毎日2回乗車したものとみなして計算する。
第70条第1項第10号に該当する場合	券面に表示された駅間	発売日から発見日まで毎日2回乗車したものとみなして計算する。
第70条第1項第11号に該当する場合	券面に表示された駅間	通用期間の満了日の翌日から発見日まで毎日2回乗車したものとみなして計算する。
第70条第1項第12号に該当する場合	実際に乗車した駅間	1回乗車したものとみなして計算する。

48/107

当する場合		る。
第70条第2項に該当する場合	券面に表示された駅間	券面に表示された通用期間の開始日から発見日まで毎日2回乗車したものとみなして計算する。

2 前項の規定により普通旅客運賃を計算する場合において、第70条第1項各号のうち2以上に該当し、かつ、普通旅客運賃を計算する駅間及び期間が重複するときは、普通旅客運賃の最も高額となるものによって処理する。

3 第69条の2の規定により、敬老乗車証を無効として回収した場合は、当該敬老乗車証を所持する旅客から不正乗車1回につき、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第8条第1項第1号に規定する片道普通券の大人運賃により得た金額と第25条第2項に規定する3区の大人普通旅客運賃の額との合計額の4倍に相当する額及びこれと同額以内の割増運賃を収受する。

(一日乗車券の不正使用の場合の旅客運賃及び割増運賃の徴収)

第98条の2 第69条第1号、第2号、第7号、第8号及び第10号の規定により一日乗車券を無効として回収した場合は、当該一日乗車券を所持する旅客から一日乗車運賃及びその額の2倍に相当する額の割増運賃を徴収する。

(割増運賃等の減免)

第98条の3 第96条、第98条、第98条の2及び第99条に規定する相当運賃又は割増運賃は、管理者が特別の理由があり、かつ、取締上支障がないと認めた旅客に対しては、その額を減免することができる。

第4節 紛失 (乗車券を紛失した場合の取扱い)

第99条 旅客が乗車開始後、乗車券を紛失した場合は、第96条及び第97条の規定により無札旅客として既に乗車した駅間に対応する普通旅客運賃及びその額の2倍に相当する額の割増運賃を徴収する。ただし、係員が乗車券紛失の事実を認定することができる場合は、割増運賃を徴収しない。

2 前項の取扱いをした場合、旅客は、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期券等又は一日乗車券を使用する旅客は、この限りでない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、旅客が乗車開始前に乗車券(回数券等、定期券等及び一日乗車券を除く。)を紛失した場合について準用する。

4 再収受証明書の様式は、第13号様式のとりとする。

49/107

の事実を認定することができるときは、第99条の規定にかかわらず、別に貸切旅客運賃を支払わないで、貸切乗車券の再交付を請求することができる。ただし、貸切乗車券の再交付の請求をした貸切旅客の代表者が、当該紛失した貸切乗車券について既に貸切旅客運賃の払戻しを受けている場合は、この限りでない。

2 前項の規定により貸切乗車券の再交付を請求しようとする貸切旅客の代表者は、手数料として貸切乗車券1枚につき200円を納入しなければならない。

第5節 任意による乗車の取りやめ (乗車開始前の普通運賃の払戻し)

第103条 普通券等を所持する旅客は、乗車開始前に当該普通券等が不要となった場合は、当該普通券等が改札前で、かつ、通用期間内であるときに限り、これを発売駅に提出して既に支払った普通運賃の払戻しを請求することができる。

2 前項の規定により普通運賃の払戻しの請求をしようとする旅客は、手数料として普通券等1枚につき100円を納入しなければならない。

(回数運賃の払戻し)

第104条 回数券等を所持する旅客は、使用開始前に当該回数券等が不要となった場合は、当該回数券等が通用期間内であるときに限り、これを発売駅に提出して既に支払った回数旅客運賃又は特定割引回数旅客運賃(以下「回数運賃」という。)の払戻しを請求することができる。

2 回数券等を所持する旅客は、使用開始後に当該回数券等が不要となった場合は、当該回数券等が通用期間内であるときに限り、これを発売駅に提出して既に支払った回数運賃の額から券面に表示された区間に相当する普通運賃に使用枚数を乗じた額を差し引いた額の払戻しを請求することができる。

3 前2項の規定により回数運賃の払戻しを請求しようとする旅客は、手数料として、回数券等1組につき200円を納入しなければならない。

(通用期間の開始日前の定期運賃の払戻し)

第105条 定期券等を所持する旅客は、通用期間の開始日前に当該定期券等が不要となった場合は、これを定期券等の発売場所に提出して既に支払った定期運賃の払戻しを請求することができる。

2 前項の規定により定期運賃の払戻しの請求をしようとする旅客は、手数料として定期券等1枚につき220円を納入しなければならない。

(乗車開始前の団体旅客運賃の払戻し)

(再収受した旅客運賃の払戻し)

第100条 前条の規定により普通旅客運賃及び割増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、当該乗車券及び再収受証明書を書き添えて駅の提出して、当該普通旅客運賃及び割増運賃の払戻しを請求することができる。ただし、再収受証明書の発行日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の規定により旅客運賃の払戻しを請求する旅客に対しては、旅客運賃を再収受した日において紛失した乗車券が有効であったことを確認したうえ、再収受した普通旅客運賃の払戻しをする。この場合において、再収受証明書に記載された金額に割増運賃の額が含まれているときは、当該割増運賃の払戻しをする。

3 第1項の規定により旅客運賃の払戻しを請求しようとする旅客は、手数料として乗車券1枚につき100円を納入しなければならない。

(紛失定期券等の発見等による定期運賃の払戻し)

第101条 定期券等を紛失し、これを再購入した旅客は、紛失した定期券等の発見その他の理由により重複購入となった場合は、新たに購入した定期券等を定期券等の発売場所に提出して当該定期券等について既に支払った定期旅客運賃又は特定割引定期旅客運賃(以下「定期運賃」という。)の払戻しを請求することができる。この場合において、旅客は、手数料として定期券等1枚につき220円を納入しなければならない。

2 第109条の規定は、前項の規定による定期運賃の払戻しについて準用する。

(団体券を紛失した場合の再交付)
第102条 団体旅客は、その所持する団体券を紛失した場合で、係員がその事実を認定することができるときは、第99条の規定にかかわらず、別に団体旅客運賃を支払わないで、団体券の再交付を請求することができる。ただし、団体券の再交付の請求をした団体旅客が、当該紛失した団体券について既に団体旅客運賃の払戻しを受けている場合は、この限りでない。

2 前項の規定により団体券の再交付を請求しようとする団体旅客は、手数料として団体券1枚につき200円を納入しなければならない。

(一日乗車券を紛失した場合の取扱)

第102条の2 一日乗車券を紛失した旅客は、一日乗車券の再交付を請求することができない。

(貸切乗車券を紛失した場合の再交付)

第102条の3 貸切旅客の代表者は、その所持する貸切乗車券を紛失した場合で、係員がそ

50/107

第106条 団体旅客は、乗車開始前にその所持する団体券が不要となった場合は、券面に表示された乗車時刻までに当該団体券をその発売駅に提出したときに限り、既に支払った団体旅客運賃の払戻しを請求することができる。

2 前項の規定は、乗車開始前に団体旅客の人員が減少した場合について準用する。この場合において、団体旅客運賃の払戻し額は、第30条第4項の規定により普通旅客運賃を割りした金額に減少した人員を乗じ、端数計算して得た額とする。

3 前2項の規定により団体旅客運賃の払戻しの請求をしようとする団体旅客は、手数料として団体券1枚につき200円を納入しなければならない。

(一日乗車旅客運賃の払戻し)

第106条の2 一日乗車券を所持する旅客は、当該一日乗車券が使用開始前であるときに限り、これを一日乗車券の発売場所に提出して既に支払った一日乗車旅客運賃の払戻しを請求することができる。ただし、自動券売機で発売する一日乗車券については、使用開始前で、かつ、通用期間内であるときに限る。

2 前項の規定により一日乗車旅客運賃の払戻しの請求をしようとする旅客は、手数料として一日乗車券1枚につき200円を納入しなければならない。

(乗車開始前の貸切旅客運賃の払戻し)

第106条の3 貸切旅客の代表者は、その所持する貸切乗車券が不要となった場合は、券面に表示された乗車日の前日までに当該貸切乗車券をその発売場所に提出したときに限り、既に支払った貸切旅客運賃の払戻しを請求することができる。

2 前項の規定により貸切旅客運賃の払戻しの請求をしようとする貸切旅客の代表者は、手数料として貸切乗車券1枚につき200円を納入しなければならない。

(不乗駅間に対応する旅客運賃の払戻しをしない場合)

第107条 旅客は、第61条第3号の規定により乗車券の券面に表示された発着駅間内の途中駅から乗車を開始し、又は途中駅で下車した場合の不乗駅間について、既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができない。

(乗車開始後の普通旅客運賃の払戻し)

第108条 普通券を所持する旅客は、乗車開始後、次の各号の一に該当する場合は、当該普通券の乗車を中止した駅に提出して既に支払った普通旅客運賃の額から既に乗車した駅間に対応する普通旅客運賃の額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。ただし、第1号の場合において、係員が当該傷い又は疾病を一見して認定できないときは、この限りでない。

51/107

52/107

- (1) 傷い又は疾病により乗車を中止した場合
- (2) 国会からの喚問その他行政権又は司法権の発動により乗車を中止した場合
- 2 前項の規定により旅客運賃の払戻しの請求をしようとする旅客は、手数料として普通券1枚につき100円を納入しなければならない。
- 3 第1項の取扱いをする場合において、当該旅客に同行者があるときは、当該同行者に対しても同じ取扱いをすることができる。
- 4 旅客が旅客運賃の無料の幼児又は乳児を同伴する場合で、当該幼児又は乳児が傷い又は疾病のときであっても、第1項第1号の規定により乗車中止の取扱いをすることができる。(使用開始後の定期運賃の払戻し)

第109条 定期券等を所持する旅客は、当該定期券等の使用を開始した後、当該定期券等が不要となった場合は、通用期間内であるときに限り、当該定期券等の発売場所に提出して既に支払った定期運賃の額から、次の各号によって計算して得た金額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。

- (1) 使用経過日数が1箇月未満である場合は、通用期間の開始日から払戻しの請求があった日までの日数について券面に表示された駅間を毎日2回乗車したものとみなして当該駅間に対応する普通運賃により計算して得た金額。ただし、当該金額が1箇月の定期運賃の額を超える場合は、1箇月の定期運賃の額とする。
- (2) 使用経過日数が1箇月以上の場合は、通用期間の開始日から払戻しの請求があった日までの期間について、次に掲げる区分に応じ次に掲げる金額と1箇月に満たない日数について前号の規定により計算して得た金額との合算額とする。
- ア 使用経過日数が1箇月以上2箇月未満の場合 1箇月の定期運賃の額
- イ 使用経過日数が2箇月以上3箇月未満の場合 1箇月の定期運賃の額の2倍の金額
- ウ 使用経過日数が3箇月以上4箇月未満の場合 3箇月の定期運賃の額
- エ 使用経過日数が4箇月以上5箇月未満の場合 3箇月の定期運賃の額と1箇月の定期運賃の額との合算額
- オ 使用経過日数が5箇月以上の場合 3箇月の定期運賃の額と1箇月の定期運賃の額の2倍の金額との合算額
- 2 前項の規定により定期運賃の払戻しの請求をしようとする旅客は、手数料として定期券等1枚につき220円を納入しなければならない。
- (記名人死亡の場合の定期運賃の払戻し)

53/107

第114条 旅客が前条第1項第1号の規定により乗車の中止の取扱いを請求した場合は、既に収受した旅客運賃の額から既に乗車した駅間に対応する旅客運賃の額を差し引いた残額の払戻しをする。

(無料送還の取扱い)

第115条 旅客が第113条第1項第2号の規定により無料送還の取扱いを請求した場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 無料送還は、事故が発生した際使用していた乗車券の券面に表示された発駅まで行う。
- (2) 無料送還は、最近の時刻に乗車券の券面に表示された発駅に向けて出発する列車により行う。
- (3) 旅客が前号による乗車を拒んだ場合は、無料送還の取扱いをしない。
- 2 前項の規定により無料送還を行った場合は、次の各号に定めるところにより、旅客運賃の払戻しをする。ただし、回数券等を使用する旅客に対しては、この限りでない。
- (1) 乗車券の券面に表示された発駅まで送還した場合は、既に収受した旅客運賃の全額
- (2) 旅客の請求により、乗車券の券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還した場合は、既に収受した旅客運賃の額から当該発駅と当該途中駅との駅間に対応する普通旅客運賃の額を差し引いた残額
- 3 回数券等を使用する旅客は、第1項の規定により無料送還の取扱いを受けた場合は、当該回数券等の券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。
- (旅客運賃の払戻しをする駅)

第116条 第114条及び前条第2項の規定による旅客運賃の払戻しは、次の各号に掲げる駅で行う。

- (1) 乗車の中止の場合 乗車を中止した駅
- (2) 無料送還の場合 送還を終えた駅
- (運行休止の場合の通用期間の延長又は旅客運賃の払戻し)

第117条 定期券等又は回数券等を所持する旅客は、列車の運行休止のため、引き続き5日以上当該定期券等又は回数券等を使用することができなくなった場合は、当該定期券等又は回数券等をその発売場所に提出して相当の日数の通用期間の延長を請求し、又は次の各号に掲げる金額の払戻しを請求することができる。

- (1) 定期券等については、運行休止駅間に係る原定期券等と同一の種類及び通用駅間に対応する定期運賃を次の日数で除して得た金額に運行休止日数を乗じ、端数計算して得

第110条 記名人が死亡したため、定期券等が不要となった場合は、その引取人は、当該定期券等及びその事実を証明する書面を定期券等の発売場所に提出して既に支払った定期運賃の払戻しを請求することができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定による定期運賃の払戻しについて準用する。
- (定期券等の種類又は通用駅間の変更の場合の定期運賃の払戻し)

第111条 第109条の規定は、第49条第2号の規定により旅客がその所持する定期券等の種類又は通用駅間の変更を請求した場合の定期運賃の払戻しについて準用する。

(通用期間の延長及び旅客運賃の払戻しの特例)

第112条 発売日当日限り有効な乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を駅に提出して通用期間の延長又は旅客運賃の払戻しを請求することができる。

- 2 前項の規定により旅客運賃の払戻しを請求しようとする旅客は、手数料として乗車券1枚につき200円を納入しなければならない。

第6節 運行不能 (列車の運行不能の場合の取扱い)

第113条 旅客は、乗車開始後、列車が運行不能となった場合は、次の各号のいずれか一の取扱いを請求することができる。ただし、回数券等を使用する旅客は、無料送還又は振替輸送の取扱いに限り、定期券等、一日乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は振替輸送の取扱いに限り請求することができる。

- (1) 乗車の中止
- (2) 無料送還
- (3) 振替輸送

2 旅客は、乗車開始前に列車が運行不能となったため、事故の発生前に購入した乗車券(定期券等、回数券等、一日乗車券及び貸切乗車券を除く。)が不要となった場合は、当該乗車券が通用期間内であるときに限り、これを発売駅に提出して既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。

3 旅客は、乗車開始前に列車が運行不能となったため、事故の発生前に購入した一日乗車券が不要となった場合において当該一日乗車券が使用開始前であるときには、列車が運行不能となった当日に限り、これを一日乗車券の発売場所に提出して既に支払った一日乗車旅客運賃の払戻しを請求することができる。

(乗車の中止による旅客運賃の払戻し)

54/107

た金額

ア 通用期間が1箇月のものにあっては、30日

イ 通用期間が3箇月のものにあっては、90日

ウ 通用期間が6箇月のものにあっては、180日

(2) 回数券については、回数運賃の額に残余の券片数を乗じて得た金額を総券片数で除し、端数計算して得た金額

(延着証明書)

第118条 事故その他の理由により列車が延着した場合において、旅客がその証明を請求したときは、管理者は、その事実を確認したうえ、延着証明書を発行する。

- 2 延着証明書の様式は、第14号様式のとおりとする。

第7節 誤乗及び誤購入 (誤乗駅間の無料送還)

第119条 旅客(定期券等及び一日乗車券を使用する旅客を除く。)が乗車券の券面に表示された駅間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、最近の列車により当該誤乗駅間について無料送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗駅間については、別に旅客運賃を収受しない。ただし、旅客が無料送還中途駅で下車した場合は、既に収受した旅客運賃と発駅から下車駅までの駅間に対応する旅客運賃とを比較して、不足額を収受し、過剰額は払戻しをしない。

(乗車券の誤購入の場合の取扱い)

第120条 旅客が誤って希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入が駅名の同一、類似その他のやむを得ない理由によるものと係員が認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

- 2 前項の取扱いをする場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをする。この場合において、手数料は、収受しない。

第8章 手回り品 (持込禁制品)

第121条 旅客は、次の各号に掲げるものを列車内に持ち込むことができない。

- (1) 危険品及び他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 刃物
- (3) 暖炉及びこんろ
- (4) 死体

56/107

(5) 動物

(6) 車両を汚損するおそれのあるもの

(7) 前各号のほか、不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれのあるもの
(制限手回り品)

第122条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当し、かつ、次条第1項に規定する範囲内の物品は、列車内に持ち込むことができる。

(1) 危険品中適用除外の物品で危険のおそれのないもの。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう措置したものに限り。

(2) 刃物については、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたもの

(3) 小鳥、昆虫、初生ひな、愛がん用小動物及び魚介類で完全な容器に入れ、他の旅客の迷惑とならないもの
(手回り品)

第123条 旅客は、次の各号に掲げる範囲内の物品を携帯して乗車することができる。ただし、長さ1メートルを超える物品は、この限りでない。

(1) 定期券等を使用する場合 容積0.025立方メートル以内で、かつ、重量10キログラム以内のもの1個

(2) 定期券等以外の乗車券を使用する場合 容積0.025立方メートル以内のもの及び容積0.05立方メートル以内のものそれぞれ1個。ただし、これらの総重量が20キログラムを超えないもの。

2 定期券等とその他の乗車券とを併用して乗車する場合は、全乗車駅間について、前項第2号に規定する範囲内の物品を持ち込むことができる。

3 旅客が自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ショルダーバック又は完全に包装された運動用具又は娯楽用具で長さ2メートルまでのもの(1個に限る。)は、第1項に規定する個数にかかわらず、列車内に持ち込むことができる。
(手回り品の点検)

第124条 旅客等が手回り品中に危険品を収納している疑いがある場合、又はその他危害を他に及ぼすおそれがある行為を防止するため特に必要と認められる場合は、当該旅客等の立会いの下、その手回り品の内容を点検することができる。この場合において旅客等に対し当該点検に必要な協力を求めることができる。
(持込禁制品等を持ち込んだ場合等の措置)

第125条 旅客等が第121条に規定する持込禁制品又は第122条及び第123条に規定する持

57/107

(施行期日)

1 この改正規程は、昭和59年4月28日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した回数券又は定期券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。
附 則 (昭和59年9月20日)
(施行期日)

1 この改正規程は、昭和59年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した特定割引定期券を所持する旅客は、当該特定割引定期券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

3 この改正規程の施行の日前に発売した特定割引定期券で、この改正規程による改正後の第29条第2項の規定により、旅客運賃が減額となるものを所持する旅客は、別に定めるところにより、運賃の払戻しを受けるものとする。

4 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。
附 則 (昭和59年11月22日)
(施行期日)

1 この改正規程は、昭和59年12月1日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した回数券又は定期券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。
附 則 (昭和60年9月21日)
(施行期日)

1 この改正規程は、昭和60年10月1日から施行する。

59/107

込制限を超える物品を駅構内及び列車内に持ち込んだ場合又は前条の規定により手回り品の内容の点検又は協力の求めに応じない場合は、当該旅客等を列車外又は駅構外に退去させることができる。
(手回り品の保管)

第126条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

第9章 補則
(施行の細則)

第127条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。
附 則

この規程は、昭和56年5月29日から施行する。
附 則 (昭和56年9月29日)

この改正規程は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和57年3月30日)

この改正規程は、昭和57年4月1日から施行する。
附 則 (昭和57年9月22日)
(施行期日)

1 この改正規程は、昭和57年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した定期券を所持する旅客は、当該定期券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。
附 則 (昭和58年9月22日)
(施行期日)

1 この改正規程は、昭和58年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した特定割引定期券を所持する旅客は、当該特定割引定期券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。
附 則 (昭和58年12月27日)

この改正規程は、昭和59年1月1日から施行する。
附 則 (昭和59年4月20日)

58/107

(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正前に発売した特定割引定期券を所持する旅客は、当該特定割引定期券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。
附 則 (昭和61年3月31日)

この改正規程は、昭和61年4月1日から施行する。
附 則 (昭和62年4月1日)

この改正規程は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和63年6月3日)
(施行期日)

1 この改正規程は、昭和63年6月11日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した回数券又は定期券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。
附 則 (昭和63年10月4日)
(施行期日)

1 この改正規程は、昭和63年10月12日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した回数券、定期券又は団体券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。
附 則 (平成元年1月20日)

この改正規程は、公布の日から施行する。
附 則 (平成2年1月24日)

60/107

この改正規程は、平成2年2月1日から施行する。

附 則（平成2年9月21日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年10月16日）

（施行期日）

- 1 この改正規程は、平成2年10月24日から施行する。
（経過措置）

- 2 この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。
附 則（平成3年4月22日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年11月22日）

（施行期日）

- 1 この改正規程は、平成3年12月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 改正前の第3号様式の2に定める様式の用紙は、当分の間、所要の調整をしてこれを使用することができる。

附 則（平成4年3月24日）

（施行期日）

- 1 この改正規程は、平成4年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した回数券、定期券又は団体券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

附 則（平成8年3月22日）

この改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年8月23日）

（施行期日）

- 1 この改正規程は、平成8年9月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した乗車券（普通券及び特定割引普通券を除く。）

は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。

- 3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則（平成9年5月26日）

この改正規程は、平成9年6月3日から施行する。

附 則（平成9年9月19日）

（施行期日）

- 1 この改正規程は、平成9年10月12日から施行する。ただし、第28条の改正規定、第29条の改正規定及び次項の規定は、同年9月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から平成10年10月31日までの間に係る第28条第3項に規定する定期旅客運賃の額については、次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

7,560	6,720
9,240	8,820
21,550	19,160
26,340	25,140
40,830	36,290
49,900	47,630
3,300	2,100
4,200	3,000
9,410	5,990
11,970	8,550
17,820	11,340
22,680	16,200
2,640	1,680
3,360	2,400
7,530	4,790
9,580	6,840
14,260	9,080

61/107

62/107

18,150	12,960
1,650	1,050
2,100	1,500
4,710	3,000
5,990	4,280
8,910	5,670
11,340	8,100

附 則（平成10年5月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年11月12日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成10年11月1日から適用する。

附 則（平成10年12月25日）

この改正規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年11月30日）

（施行期日）

- 1 この改正規程は、平成11年12月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。
附 則（平成12年4月28日）

（施行期日）

- 1 この改正規程は、平成12年5月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成13年5月2日）

この改正規程は、平成13年5月10日から施行する。

附 則（平成14年1月24日）

この改正規程は、平成14年2月1日から施行する。

附 則（平成14年10月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年11月26日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日）

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月15日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月28日）

（施行期日）

- 1 この改正規程は、平成18年1月7日から施行する。
（経過措置）

- 2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に発売した乗車券（普通券及び特定割引普通券を除く。）は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。

- 3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

- 4 施行日から平成19年1月6日までの間に係る第28条第2項、第28条第3項、第29条第2項及び第29条第3項に規定する旅客運賃の額については、次の表の左欄に掲げる改正後の規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第28条第2項中	5,040	4,800
	6,000	5,520
	6,720	6,240
	7,440	6,960
	8,160	7,680
	14,370	13,680
	17,100	15,740
	19,160	17,790
	21,210	19,840

63/107

64/107

	23,260	21,890
	27,220	25,920
	32,400	29,810
	36,290	33,700
	40,180	37,590
	44,070	41,480
	3,150	3,000
	3,750	3,450
	4,200	3,900
	4,650	4,350
	5,100	4,800
	8,980	8,550
	10,690	9,840
	11,970	11,120
	13,260	12,400
	14,540	13,680
	17,010	16,200
	20,250	18,630
	22,680	21,060
	25,110	23,490
	27,540	25,920
	6,930	6,810
	8,250	8,010
	9,240	9,000
	10,230	9,990
	11,220	10,980
	19,760	19,410
	23,520	22,830
	26,340	25,650
	29,160	28,480

65/107

	31,980	31,300
	37,430	36,780
	44,550	43,260
	49,900	48,600
	55,250	53,950
	60,590	59,300
第28条第3項中	2,880	2,640
	3,840	3,360
	8,210	7,530
	10,950	9,580
	15,560	14,260
	20,740	18,150
	1,800	1,650
	2,400	2,100
	5,130	4,710
	6,840	5,990
	9,720	8,910
	12,960	11,340
	5,430	5,310
	6,960	6,720
	15,480	15,140
	19,840	19,160
第29条第2項中	29,330	28,680
	37,590	36,290
	2,520	2,400
	3,000	2,760
	3,360	3,120
	3,720	3,480
	4,080	3,840
	7,190	6,840

66/107

	8,550	7,870
	9,580	8,900
	10,610	9,920
	11,630	10,950
	13,610	12,960
	16,200	14,910
	18,150	16,850
	20,090	18,800
	22,040	20,740
	1,580	1,500
	1,880	1,730
	2,100	1,950
	2,330	2,180
	2,550	2,400
	4,510	4,280
	5,360	4,940
	5,990	5,560
	6,650	6,220
	7,270	6,840
	8,540	8,100
	10,160	9,350
	11,340	10,530
	12,590	11,780
	13,770	12,960
	3,470	3,410
	4,130	4,010
	4,620	4,500
	5,120	5,000
	5,610	5,490
	9,890	9,720

67/107

	11,780	11,430
	13,170	12,830
	14,600	14,250
	15,990	15,650
	18,740	18,420
	22,310	21,660
	24,950	24,300
	27,650	27,000
	30,300	29,650
第29条第3項中	1,440	1,320
	1,920	1,680
	4,110	3,770
	5,480	4,790
	7,780	7,130
	10,370	9,080
	900	830
	1,200	1,050
	2,570	2,370
	3,420	3,000
	4,860	4,490
	6,480	5,670
	2,720	2,660
	3,480	3,360
	7,760	7,590
	9,920	9,580
	14,690	14,370
	18,800	18,150

附 則（平成19年3月30日）
この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成19年10月15日）

68/107

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年1月11日）

この改正規程は、平成20年1月16日から施行する。

附 則（平成20年3月31日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月28日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月11日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月31日）

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成26年2月21日）

この規程は、平成26年2月24日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した乗車券（普通券及び特定割引普通券を除く。）は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則（平成26年12月26日）

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月27日）

この規程は、平成28年4月28日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

69/107

（経過措置）

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した一日乗車券は、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和4年3月18日）

この改正規程は、令和4年3月19日から施行する。ただし、第24条第1項第1号の規定は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日）

この規程は、令和7年3月22日から施行する。ただし、第122条及び別表第1の規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

危険品					適用除外の物品	
品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		

71/107

附 則（平成29年9月29日）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、旅客は、この規程の施行の日前の定期券購入申込書を使用することができる。

附 則（平成29年10月31日）

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日）

この規程は、平成30年3月17日から施行する。ただし、第101条、第105条、第109条第2項の規定は、平成30年3月24日から施行する。

附 則（平成31年3月15日）

この規程は、平成31年3月16日から施行する。ただし、第121条及び第122条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した乗車券（普通券及び特定割引普通券を除く。）は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則（令和3年3月19日）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日）

（施行期日）

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

70/107

			爆薬	雷こう、その他の起爆薬		
				硝安爆薬		
				塩素酸カリ爆薬		
				カーリット		
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬		
				硝酸エステル		
				ダイナマイト類		
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬		
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管		
				火管		
				導爆線		
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類		

72/107

				星火を発する榴弾	
				救命索発射器用ロケット	
				煙火	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒＊）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）	容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの
				導火線	導火線又は容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線	電気導火線
				その他の火工品	
		その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類		
		その他爆発性の物	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠＊	容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			ニトロセルローズ	ラッカーズプレー＊	
			過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬＊	容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの
			ジニトロベンゼン		
			ジニトロナフタリン		
			ジニトロトルエン		
			ジニトロフェノール		
			ニトログリコール		
			トリニトロベンゼン		
			トリニトロトルエン		

73/107

				ピクリン酸	
				過酢酸	
				メチルエチルケトン過酸化物	
				アジ化ナトリウム	
				その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目	
2	発火性の物	マッチ	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの
			硫化リンマッチ		
			黄リンマッチ		
		その他発火性の物	セルロイド類	ペン、眼鏡＊	実重量が300グラム以内のもの
			金属カリウム		
			金属リチウム		
			金属ナトリウム（金属ソーダ）		
			カリウムアマルガム		
			ナトリウムアマルガム		
			マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）		
			アルミニウム粉		

74/107

				マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	
				黄リン	
				硫化リン	
				赤りん	
				リン化石灰	
				リン化カルシウム	
				ハイドロサルファイト（重二チオン酸ナトリウム）	
				カーバイド（炭化カルシウム）	
				その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物包装紙等）＊ 容器・荷造との重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール＊	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			アセトン	ネイルリムーバー＊	
			コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤＊	
			ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール＊	
			松根油	絵具用溶剤＊	
			テレピン油（松精油）	絵具用溶剤＊	
			エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー	

75/107

				＊	
			酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸＊	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）＊	
			アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類＊	
			揮発油		
			ソルベントナフタ		
			コールタール軽油		
			ベンゼン（ベンゾール）		
			トルエン（トルオール）		
			キシレン（キシロール又はザイロール）		
			二硫化炭素		
			酢酸ビニルモノマ		
			エーテル		
			クロロシラン		
			アセトアルデヒド		
			バラアルデヒド		
			ジエチルアルミニウム		
			モノメチルアミン		
			トリメチルアミンの水溶液		
			ジメチルアミン		

76/107

		硝酸塩類	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）		
			硝酸ナトリウム		
			その他の硝酸塩類		
		亜塩素酸塩類	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			その他の亜塩素酸塩類		
		次亜塩素酸塩類	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）		
			その他の次亜塩素酸塩類		
		その他酸化性の物	過硫酸アンモニウム		
			過硫酸カリウム		
			過硫酸ナトリウム		
			三酸化クローム（無水クロム酸）		
			その他の酸化性の物及び製品		
6	放射性的の物	放射性物質等	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの		
		その他			
7	その他危険	毒物・劇物	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			塩酸	トイレ用強力洗浄剤＊	
			硝酸		

81/107

	物	塩化スルホン酸（塩化スルプリルを含む。）		
		沸化水素酸		
		硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）		
		フェロシリコン		
		塩化硫黄		
		クロロピクリン		
		四エチル鉛		
		クロホルム		
		臭素（ブロム）		
		ホルマリン		
		その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物		
		その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー＊	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
	農薬	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
		除虫菊剤		
		燐剤		
		DN剤		
		燐蒸剤		
		殺鼠剤		
		除草剤		
		展着剤		
		銅剤		

82/107

			水銀剤		
			ホルマリン剤		
			ジネブ剤		
			石灰剤		
			砒素剤		
			ニコチン剤		
			デリス剤		
			BHC剤		
			DDT剤		
			鉱油剤		
		その他危険物	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの		
			生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤＊	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー＊	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			低温焼成ドロマイト		
			塩化リン		
			臭化ベンジル		
			四塩化チタン		

備考 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に＊印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

別表第2（第20条関係）

営業キロ程及び区数

83/107

区	営業キロ程（単位キロメートル）																			
分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
区	国	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
数	際	6	6	8	6	4	9	6	5	3	3	1	8	0	7	1	0	7	5	2
	会																			
	館																			
	1	松	1	2	3	3	5	6	6	7	8	9	10	11	12	19	18	17	15	14
		ヶ	0	2	0	8	3	0	9	7	7	5	2	4	1	5	4	1	9	6
		崎																		
	1	北	1	2	2	4	5	5	6	7	8	9	10	11	18	17	16	14	13	12
		山	2	0	8	3	0	9	7	7	5	2	4	1	5	4	1	9	6	6
	2	1	北	0	1	3	3	4	5	6	7	8	9	9	17	16	14	13	12	11
		大	8	6	1	8	7	5	5	3	0	2	9	3	2	9	7	4	4	3
		路																		
	2	1	1	1	鞍	0	2	3	3	4	5	6	7	8	9	16	15	14	12	11
		馬	8	3	0	9	7	7	5	2	4	1	5	4	1	9	6	6	5	8
		口																		
	2	2	1	1	今	1	2	3	3	4	5	6	7	8	15	14	13	12	10	9
		出	5	2	1	9	9	7	4	6	3	7	6	3	1	8	8	7	0	2
		川																		
	2	2	2	2	1	1	丸	0	1	2	3	4	4	6	6	14	13	11	10	9
		太	7	6	4	4	2	9	1	8	2	1	8	6	3	3	2	5	7	7
		町																		
	3	2	2	2	1	1	鳥	0	1	2	3	4	5	6	13	12	11	9	8	7
							丸	9	7	7	5	2	4	1	5	4	1	9	6	6
							御													
							池													
	3	2	2	2	2	2	四	0	1	2	3	4	5	14	13	12	10	9	8	7
							条	8	8	6	3	5	2	4	3	0	8	5	5	4
	3	3	2	2	2	2	一	五	1	1	2	3	4	15	14	12	11	10	9	8
							条	0	8	5	7	4	2	1	8	6	3	3	2	5

84/107

第69号(第79編附録)

1 特定割引大人乗車券

(表 面)



備考 エンコード乗車券と1枚、裏面に貼付とする。

2 特定割引小児乗車券

(表 面)



備考 エンコード乗車券と1枚、裏面に貼付とする。

93/107

第79号(第79編附録)

1 大人乗車券

(表 面)



備考1 エンコード乗車券とし、裏面に貼付とする。
2 上枚票のうしろ枚票を示す。

2 小児乗車券

(表 面)



備考1 エンコード乗車券とし、裏面に貼付とする。
2 上枚票のうしろ枚票を示す。

94/107

第79号(第79編附録)

1 特定割引大人乗車券

(表 面)



備考1 エンコード乗車券とし、裏面に貼付とする。
2 上枚票のうしろ枚票を示す。

2 特定割引小児乗車券

(表 面)



備考1 エンコード乗車券とし、裏面に貼付とする。
2 上枚票のうしろ枚票を示す。

95/107

第69号(第79編附録)

1 通学定期券

(表 面)



2 通学定期券(甲)

(表 面)



3 通学定期券(乙)

(表 面)



96/107

2. 掲載により発行するもの
- (1) 学生団体券

東京都交通局 学生団体乗車券

団体名 _____ 年 月 日 _____ 日

乗車区間 _____ 乗車券の種別 _____

大人 _____ 人
小児 _____ 人
乗車券購入者 _____ 人
合計 _____ 人

乗車券金額 _____ 円

備考 _____

- (2) 普通団体券

東京都交通局 普通団体乗車券

団体名 _____ 年 月 日 _____ 日

乗車区間 _____ 乗車券の種別 _____

大人 _____ 人
小児 _____ 人
乗車券購入者 _____ 人
合計 _____ 人

乗車券金額 _____ 円

備考 _____

備考 1. 顔写真の貼付は、顔写真の貼付が義務付けられているものとする。

101/107

第11号(2)人(第79条(第1項))

1. 大人 1人乗車券
- (1) 自費で乗車券をなくした乗車券で乗車するもの
- 乗 車 券



- 備考 1. 同乗(2人等)としての利用などにおける乗車券の扱い(乗車券の扱い)は、乗車券の扱いに準拠することとする。
2. エンロー乗車券とする。
- (2) 自費で乗車券をなくした乗車券で乗車するもの



- 備考 1. エンロー乗車券とし、乗車券の扱いに準拠することとする。
2. 乗車券の扱いに準拠することとする。
3. 乗車券の扱いに準拠することとする。

102/107

2. 小児一日乗車券
- (1) 自費で乗車券をなくした乗車券で乗車するもの
- 乗 車 券



- 備考 1. 同乗(2人等)としての利用などにおける乗車券の扱い(乗車券の扱い)は、乗車券の扱いに準拠することとする。
2. エンロー乗車券とし、乗車券の扱いに準拠することとする。
- (2) 自費で乗車券をなくした乗車券で乗車するもの



- 備考 1. エンロー乗車券とし、乗車券の扱いに準拠することとする。
2. 乗車券の扱いに準拠することとする。
3. 乗車券の扱いに準拠することとする。

103/107

第12号(2)人(第79条(第1項))

乗 車 券

¥, 000

乗車券

乗車券の種別 _____

乗車券の金額 _____

乗車券の備考 _____



乗車券

乗車券の種別 _____

乗車券の金額 _____

乗車券の備考 _____

乗車券

乗車券の種別 _____

乗車券の金額 _____

乗車券の備考 _____

備考 1. 乗車券の扱いに準拠することとする。

東京都交通局 乗車券

- 備考 1. 乗車券の扱いに準拠することとする。
2. 乗車券の扱いに準拠することとする。

104/107

第13号定式(第99条関係)

(表 面)

取 扱 受 取 明 書

受 取 明 書

区 間 業 主 税 務 課

登録番号 円

課税課税 円

(税 務 課)

(税 務 課)



この取扱明書は発行の日から1年間有効です。
 この取扱明書の税額は千円単位で記載されています。

京 都 市 交 通 局
 66-4-1,0000

備考 1 縦12.8センチメートル・横9.1センチメートルとする。
 2 表裏両面、無地とする。

第13号定式(第119条関係)

取 扱 受 取 明 書

月	日
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12

この取扱明書は発行の日から1年間有効です。
 この取扱明書の税額は千円単位で記載されています。

京都市交通局
 局長 税務課 課長

取 扱 受 取 明 書

備考 1 縦9.1センチメートル・横12.8センチメートルとする。
 2 表裏両面、無地とする。

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程を次のように制定する。

京都市交通局管理規程 6―8

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程

目次

第1章 総則（第1条―第2条）

第2章 旅客運賃（第3条―第8条）

第3章 乗車券の発売（第9条―第17条）

第4章 乗車券の効力（第18条―第24条）

第5章 特殊の取扱い（第25条―第29条）

第6章 補則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、京都市乗合自動車旅客運賃条例第9条及び京都市高速鉄道旅客運賃条例第8条の規定に基づき、本市乗合自動車（以下「乗合自動車」という。）と本市高速鉄道（以下「高速鉄道」という。）との間における連絡運輸及び共通乗車の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駅 高速鉄道で旅客の乗降を行うために使用される場所をいう。
- (2) 停留所 乗合自動車で旅客の乗降を行うために使用される場所をいう。
- (3) 均一路線 京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（以下「自動車規程」という。）第2条第2項に規定する均一制による運賃を設定する路線をいう。
- (4) 調整路線 自動車規程第2条第2項に規定する運賃の調整を行う路線をいう。
- (5) 観光特急路線 自動車規程第2条第2項に規定する定期観光運送を行う路線をいう。

（準用規定）

第2条 連絡運輸及び共通乗車の取扱いに関しこの規程に定めのない事項については、自動車規程、京都市乗合自動車乗車細則及び京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速規程」という。）の規定を準用する。

第2章 旅客運賃

（旅客運賃の種類）

第3条 旅客運賃の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乗合自動車・高速鉄道連絡定期旅客運賃（以下「連絡定期運賃」という。）
 - ア 乗合自動車・高速鉄道連絡通勤定期旅客運賃
 - イ 乗合自動車・高速鉄道連絡通学定期旅客運賃（甲）
 - ウ 乗合自動車・高速鉄道連絡通学定期旅客運賃（乙）
 - エ 乗合自動車・高速鉄道連絡通学定期旅客運賃（丙）
- (2) 乗合自動車・高速鉄道共通全線定期旅客運賃（以下「全線定期運賃」という。）
- (3) 乗合自動車・高速鉄道共通一日乗車旅客運賃（以下「一日乗車運賃」という。）
 - ア 乗合自動車・高速鉄道共通大人一日乗車旅客運賃
 - イ 乗合自動車・高速鉄道共通小児一日乗車旅客運賃

第4条 削除

（連絡定期運賃）

第5条 連絡定期運賃は、旅客が乗合自動車の同一の区間とこれに連絡する高速鉄道の同一の駅間とを常時乗車する場合で、それぞれ自動車規程及び高速規程に規定する条件を満たす場合について適用する。

2 乗合自動車の均一路線に係る連絡定期運賃の額は、次のとおりとする。

連絡定期運賃の種類			運賃の額（1人につき）
乗合自動車・高速鉄道連絡通勤定期旅客運賃	1箇月	1区	円
			14,180
		2区	15,940
		3区	17,270
		4区	18,580
		5区	19,910
	3箇月	1区	40,420

乗合自動車・高速鉄道連絡通学定期旅客運賃（甲）	2区	45,430
		49,220
		52,960
		56,750
	6箇月	76,580
		86,080
		93,260
		100,340
		107,520
	1箇月	11,160 (9,980)
		12,420 (11,250)
		13,360
		14,310
		15,250
	3箇月	31,810 (28,450)
		35,400 (32,070)
		38,080
		40,790
		43,470
	6箇月	60,260 (53,890)
		67,070 (60,750)
		72,140
		77,270
		82,350

乗合自動車・高速鉄道連絡通学定期旅客運賃（乙）	1箇月	1区	8,690 (7,750)
		2区	9,700 (8,760)
		3区	10,450
		4区	11,210
		5区	11,960
	3箇月	1区	24,770 (22,090)
		2区	27,650 (24,970)
		3区	29,790
		4区	31,950
		5区	34,090
	6箇月	1区	46,930 (41,850)
		2区	52,380 (47,310)
		3区	56,430
		4区	60,540
		5区	64,590
乗合自動車・高速鉄道連絡通学定期旅客運賃（丙）	1箇月	1区	5,450 (4,860)
		2区	6,080 (5,490)
		3区	6,550
		4区	7,030
		5区	7,500
	3箇月	1区	15,530 (13,850)

	2区	17,330
		(15,650)
		3区
		18,670
		4区
		20,040
	5区	21,380
		6箇月
		1区
		29,440
		(26,250)
	2区	32,840
		(29,650)
		3区
		35,380
		4区
		37,970
	5区	40,510

備考 () 内の運賃額は、高速鉄道山科駅から三条京阪駅までの駅間に係る場合に適用する。

3 乗合自動車の調整路線に係る連絡定期運賃の額は、次の算式により算出して得た額とする。

(ア－イ) + (ウ－エ)

ア 自動車規程第12条第2項に規定する調整路線に係る定期券による旅客運賃の額

イ 自動車規程第12条第1項に規定する均一路線に係る定期券による旅客運賃の額×0.25

ウ 高速規程第28条第2項に規定する定期旅客運賃の額

エ 高速規程第28条第2項に規定する1区の定期旅客運賃の額×0.25

ただし、高速鉄道山科駅から三条京阪駅までの駅間に係る連絡定期旅客運賃（乗合自動車・高速鉄道連絡通勤定期券を除く。）の額は、次の算式により算出して得た額とする。

(ア－イ) + ウ

ア 自動車規程第12条第2項に規定する調整路線に係る定期券による旅客運賃の額

イ 自動車規程第12条第1項に規定する均一路線に係る定期券による旅客運賃の額×0.25

ウ 高速規程第28条第3項に規定する定期旅客運賃の額

4 前項の規定にかかわらず、乗合自動車の調整路線のうち均一区間にまたがらないもの

5/29

- (1) 削除
- (2) 乗合自動車・高速鉄道連絡定期券（以下「連絡定期券」という。）

ア 乗合自動車・高速鉄道連絡通勤定期券

イ 乗合自動車・高速鉄道連絡通学定期券（甲）

ウ 乗合自動車・高速鉄道連絡通学定期券（乙）

エ 乗合自動車・高速鉄道連絡通学定期券（丙）

(3) 乗合自動車・高速鉄道共通全線定期券（以下「全線定期券」という。）

(4) 乗合自動車・高速鉄道共通一日乗車券（以下「一日乗車券」という。）

ア 乗合自動車・高速鉄道共通大人一日乗車券

イ 乗合自動車・高速鉄道共通小児一日乗車券

2 前項第2号に定める連絡定期券のうち、ア及びイにあっては、磁気的方法により情報を記録した定期券（以下「磁気定期券」という。）及び電子的方法により情報を記録した定期券（以下「IC定期券」という。）を発売し、ウ及びエにあっては、磁気定期券を発売し、第3号にあっては、磁気定期券及びIC定期券を発売する。

(乗車券の発売場所)

第10条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要であると認めた場合は、その他の場所においても発売する。

乗車券の種類	発売場所
連絡定期券及び全線定期券	自動車部営業所（烏丸営業所、九条営業所及び洛西営業所を除く。）及び定期券発売所
一日乗車券	自動車部営業所、高速鉄道の駅、定期券発売所、案内所及び乗合自動車内

(乗車券の発売日)

第11条 自動車規程第26条第1項及び第39条第2項の規定は、連絡定期券及び全線定期券について準用する。

(乗車券の発売時間)

第12条 乗車券の発売時間は、管理者が定める。

第13条 削除

(連絡定期券の発売)

第14条 連絡定期券は、連絡定期運賃により乗車する旅客に対して発売する。

(全線定期券の発売)

に係る連絡定期運賃の額は、次の算式により算出して得た額とする。

(ア－イ) + (ウ－エ)

ア 自動車規程第12条第2項に規定する調整路線に係る定期券による旅客運賃の額

イ 京都バス株式会社の最低運賃区間の定期券による旅客運賃の額×0.1

ウ 高速規程第28条第2項に規定する定期旅客運賃の額

エ 高速規程第28条第2項に規定する1区の定期旅客運賃の額×0.25
(全線定期運賃)

第6条 全線定期運賃は、旅客が乗合自動車の自動車規程別表第4市内中心フリーの部に規定する均一路線及び調整路線並びに高速鉄道の全路線において、常時乗車する場合について適用する。

2 全線定期運賃の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 1 箇月 19,030円

(2) 3 箇月 54,240円

(3) 6 箇月 102,760円

(一日乗車運賃)

第7条 一日乗車運賃は、旅客が乗合自動車の均一路線、調整路線及び観光特急路線（以下「全線」という。）並びに高速鉄道の全路線において、旅客が指定した日に複数乗車する場合について適用する。

2 一日乗車運賃の額は、次のとおりとする。

一日乗車運賃の種類	乗車区間		額（1人につき）
	乗合自動車	高速鉄道	
乗合自動車・高速鉄道共通大人	全線	全路線	円
一日乗車旅客運賃			1,100
乗合自動車・高速鉄道共通小児	全線	全路線	550
一日乗車旅客運賃			

(接続する停留所及び駅の指定)

第8条 旅客が連絡定期券により乗車する場合における乗合自動車及び高速鉄道が接続する停留所及び駅は、管理者が定める。

第3章 乗車券の発売

(乗車券の種類)

第9条 乗車券の種類は、旅客運賃の種類に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。

第15条 全線定期券は、全線定期運賃により乗車する旅客に対して発売する。

(一日乗車券の発売)

第16条 一日乗車券は、一日乗車運賃により乗車する旅客に対して発売する。

(乗車券の様式)

第17条 乗車券の様式は、次の各号に掲げる乗車券の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 連絡定期券 第1号様式

(2) 全線定期券 第2号様式

(3) 一日乗車券 第3号様式

2 前項の様式は、発売例をもって示す。

第4章 乗車券の効力

(乗車券の通用期間)

第18条 乗車券の通用期間は、次の各号に掲げる乗車券の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 連絡定期券及び全線定期券 1 箇月、3 箇月又は6 箇月

(2) 一日乗車券 1 日

2 前項に規定する乗車券の通用期間は、通用期間の開始日を指定して発売したもののほか、当該乗車券の発売日から起算する。ただし、一日乗車券の通用期間は、当該乗車券の使用開始日から起算する。

(乗車券の書換え)

第19条 乗車券は、その券面表示事項が不明となった場合は、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、当該乗車券を乗車券の発売場所に提出して当該乗車券の書換えを請求することができる。ただし、連絡定期券又は全線定期券については、旅客が当該連絡定期券又は全線定期券を購入した発売場所に限るものとする。

3 前項の規定により旅客から乗車券の書換えの請求があった場合は、管理者が旅客に悪意がないと認め、かつ、不明の事項が判別できるときに限って、書換えをするものとする。この場合において、管理者がその原因が旅客にあると認めたときは、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき200円を納入しなければならない。

4 前3項の規定は、裏面の磁気情報が不明又は不備のエンコード乗車券について準用する。

8/29

5 連絡定期券の使用者は、氏名を改めた場合は、当該連絡定期券を連絡定期券の発売場所に提出してその書換えを請求しなければならない。この場合において、連絡定期券の書換えを請求しようとする旅客は、手数料として連絡定期券1枚につき200円を納入しなければならない。

第20条 削除

(連絡定期券の使用条件)

第20条の2 連絡定期券は、その記名人が、その券面表示事項に従って使用することができる。

(全線定期券の使用条件)

第21条 全線定期券は、その持参人が、その券面表示事項に従って使用することができる。

2 全線定期券を所持する旅客は、乗合自動車の自動車規程別表第4市内中心フリーの部に規定する均一路線及び調整路線と他の路線とにまたがって乗車する場合は、当該他の路線における乗車区間を新たに乗車したものとみなして計算して得た片道普通券による運賃を支払わなければならない。

(一日乗車券の使用条件)

第22条 一日乗車券を所持する旅客が、一日乗車券を高速鉄道において使用する場合は、乗車開始の際及び乗車を終了した際に、自動改集札機による改札を受けなければならない。

2 一日乗車券を所持する旅客が、一日乗車券を乗合自動車において使用する場合は、運賃を支払う際、カードリーダーに一日乗車券を挿入しなければならない。ただし、使用時の日付が印字されている場合は、この限りではない。

3 一日乗車券は、旅客が京都バス株式会社、京阪バス株式会社及び西日本ジェイアールバス株式会社の乗合自動車のうち各社が指定する路線に乗車する際にも、使用することができる。

(一日乗車券が無効となる場合)

第23条 一日乗車券を所持する旅客が一日乗車券をその通用期日後に使用した場合は、当該一日乗車券を無効として回収する。

2 前項の規定は、偽造し、又は偽装した一日乗車券を使用した場合について準用する。(連絡定期券又は全線定期券が無効となる場合)

第24条 高速規程第70条の規定は、連絡定期券について準用する。

2 高速規程第70条第1項第1号、第2号及び第10号から第12号まで並びに同条第2項の規定は、全線定期券について準用する。

第5章 特殊の取扱い

(割増運賃等の徴収)

第25条 第24条の規定により連絡定期券を無効として回収した場合は、当該連絡定期券を所持する旅客から、次の各号に掲げる額の合計額を徴収する。

(1) 券面に表示された乗合自動車の区間に対応する自動車規程第7条に規定する片道普通券による運賃の額について自動車規程第65条の規定を適用して得た額

(2) 券面に表示された高速鉄道の駅間に対応する高速規程第25条第2項に規定する普通旅客運賃の額について高速規程第98条の規定を適用して得た額

2 第24条の規定により全線定期券を無効として回収した場合は、当該全線定期券を所持する旅客から、次の各号に掲げる額の合計額を徴収する。

(1) 自動車規程第65条の規定を適用して得た額

(2) 高速規程第25条第2項に規定する3区の大人普通旅客運賃の額について高速規程第98条の規定を準用して得た額

3 第23条の規定により一日乗車券を無効として回収した場合は、当該一日乗車券を所持する旅客から一日乗車運賃及びこれと同額以内の割増運賃を徴収する。

第26条 削除

(連絡定期運賃及び全線定期運賃の払戻し)

第27条 連絡定期券又は全線定期券（以下この条において「連絡定期券等」という。）を所持する旅客は、通用期間の開始日前に当該連絡定期券等が不要となった場合は、これを連絡定期券等の発売場所に提出して既に支払った連絡定期運賃又は全線定期運賃の払戻しを請求することができる。

2 連絡定期券等を所持する旅客は、当該連絡定期券等の使用を開始した後、当該連絡定期券等が不要となった場合は、当該連絡定期券等が通用期間内であるときに限り、これを連絡定期券等の発売場所に提出して既に支払った連絡定期運賃又は全線定期運賃の額から、次の各号によって計算して得た金額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。

(1) 使用経過日数（通用開始日から払戻しの請求があった日までの日数をいう。以下同じ。）が1箇月未満である場合は、次の表に掲げる定期券の種類に応じ、それぞれの1日当たりの控除額に使用経過日数を乗じて得た金額。ただし、当該金額が払戻しを

9/29

10/29

受けようとする定期券による1箇月の運賃の額（以下この条において「1箇月の運賃の額」という。）を超えるときは、1箇月の運賃の額とする。

定期券の種類	1日当たりの控除額
連絡定期券	券面に表示された乗合自動車の区間を2乗車（自動車規程別表第4に定める路線を乗車する定期券にあっては3乗車）したものとみなして当該区間に対応する自動車規程第8条に規定する片道普通券による運賃により計算して得た金額と券面に表示された高速鉄道の駅間を2回乗車したものとみなして当該駅間に対応する高速規程第25条第2項に規定する普通旅客運賃により計算して得た金額との合計額
全線定期券	乗合自動車の均一区間を3乗車したものとみなして均一路線に係る自動車規程第8条第1項に規定する片道普通券の大人運賃により計算して得た金額と高速鉄道の3区に相当する駅間において2回乗車したものとみなして高速鉄道第25条第2項に規定する3区の大人普通旅客運賃により計算して得た金額との合計額

(2) 使用経過日数が1箇月以上の場合は、次に掲げる区分に応じ次に掲げる金額と1箇月に満たない日数について前号の規定により計算して得た額との合計額

ア 使用経過日数が1箇月以上2箇月未満の場合 1箇月の運賃の額

イ 使用経過日数が2箇月以上3箇月未満の場合 1箇月の運賃の額の2倍の金額

ウ 使用経過日数が3箇月以上4箇月未満の場合 払戻しを受けようとする定期券による3箇月の運賃の額（以下この条において「3箇月の運賃の額」という。）

エ 使用経過日数が4箇月以上5箇月未満の場合 3箇月の運賃の額と1箇月の運賃の額との合計額

オ 使用経過日数が5箇月以上の場合 3箇月の運賃の額と1箇月の運賃の額の2倍の金額との合計額

3 前2項の規定により連絡定期運賃又は全線定期運賃の払戻しの請求をしようとする旅客は、手数料として連絡定期券等1枚につき220円を納入しなければならない。(一日乗車運賃の払戻し)

第28条 一日乗車券を所持する旅客は、当該一日乗車券が使用開始前であるときに限り、これを一日乗車券の発売場所に提出して、既に支払った一日乗車運賃の払戻しを請求することができる。

2 前項の規定により一日乗車運賃の払戻しを請求しようとする旅客は、手数料として一

日乗車券1枚につき200円を納入しなければならない。

(運行不能の場合の一日乗車運賃の払戻し)

第29条 一日乗車券を所持する旅客は、乗車開始前に乗合自動車及び高速鉄道が運行不能となったため、事故の発生前に購入した一日乗車券が不要となった場合は、当該一日乗車券が使用開始前であるときに限り、これを一日乗車券の発売場所に提出して、既に支払った一日乗車運賃の払戻しを請求することができる。

2 前項の規定により一日乗車運賃の払戻しをする場合は、手数料を収受しない。

第6章 補則

(施行細目)

第30条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年5月29日から施行する。

附 則（昭和56年12月25日）

(施行期日)

1 この改正規程は、昭和57年1月8日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡普通券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該連絡普通券を使用することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡定期券、全線定期券又は一日乗車券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

附 則（昭和57年4月13日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年8月24日）

この改正規程は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月1日）

(施行期日)

1 この改正規程は、昭和58年3月15日から施行する。

(経過措置)

11/29

12/29

2 この改正規程による改正前の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程により発売した一日乗車券は、この改正規程の施行の日以後使用することができない。

3 前項に定めるほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（昭和58年11月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年4月20日）

（施行期日）

1 この改正規程は、昭和59年4月28日から施行する。

（経過措置）

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡普通券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該連絡普通券を使用することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡定期券を所持する旅客は、当該連絡定期券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

4 この改正規程の施行の日前に発売した全線定期券を所持する旅客は、別に定めるところにより、当該全線定期券による運賃と改正後の規程第6条第2項の全線定期券による運賃との差額の払戻しを受けるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（昭和59年11月22日）

（施行期日）

1 この改正規程は、昭和59年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡普通券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該連絡普通

券を使用することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡定期券を所持する旅客は、当該連絡定期券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

4 前各項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（昭和60年7月16日）

（施行期日）

1 この改正規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 従前の第4号様式による乗合自動車・高速鉄道共通一日乗車券（以下「一日乗車券」という。）は、この改正規程の施行の際現に残存するものに限り、この改正規程による改正後の第4号様式の日乗車券とみなして発売することができる。

附 則（昭和60年9月21日）

この改正規程は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年9月27日）

（施行期日）

1 この改正規程は、昭和61年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した乗合自動車・高速鉄道共通一日乗車券（以下「一日乗車券」という。）を所持する旅客は、当該一日乗車券をその通用期日中に限りそのまま使用することができる。

3 前項に定めるほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（昭和61年10月17日）

この改正規程は、昭和61年10月25日から施行する。

附 則（昭和63年6月3日）

（施行期日）

1 この改正規程は、昭和63年6月11日から施行する。

13/29

14/29

（経過措置）

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡普通券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該連絡普通券を使用することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡定期券、全線定期券又は一日乗車券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

4 前各号に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（昭和63年10月4日）

（施行期日）

1 この改正規程は、昭和63年10月12日から施行する。

（経過措置）

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡普通券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該連絡普通券を使用することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡定期券、全線定期券又は一日乗車券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

4 前各項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成元年1月20日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月24日）

（施行期日）

1 この改正規程は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則（平成元年9月22日）

（施行期日）

1 この改正規程は、平成元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡普通券を所持する旅客は別に定めるところにより当該連絡普通券を使用することができる。

3 改正後の規程にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡定期券又は全線定期券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

4 前2項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成2年2月19日）

（施行期日）

1 この改正規程は、平成2年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した乗合自動車・高速鉄道共通一日乗車券（以下「一日乗車券」という。）を所持する旅客は、当該一日乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成2年5月16日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成2年4月6日から適用する。

附 則（平成2年10月16日）

（施行期日）

1 この改正規程は、平成2年10月24日から施行する。

（経過措置）

2 この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成3年3月25日）

（施行期日）

15/29

16/29

1 この改正規程は、平成3年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。
附 則 (平成3年4月22日)

この改正規程は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
附 則 (平成4年3月24日)
(施行期日)

1 この改正規程は、平成4年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡普通券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該連絡普通券を使用することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡定期券又は全線定期券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

4 前2項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。
附 則 (平成4年5月2日)
この改正規程は、公布の日から施行する。
附 則 (平成6年3月24日)
(施行期日)

1 この改正規程は、平成6年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した乗合自動車・高速鉄道共通一日乗車券(以下「一日乗車券」という。)を所持する旅客は、当該一日乗車券をその通用期日に限りそのまま使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。
附 則 (平成7年3月31日)

17/29

附 則 (平成15年3月31日)

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月26日)

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月15日)

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月28日)

(施行期日)

1 この改正規程は、平成18年1月7日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に発売した連絡普通券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該連絡普通券を使用することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、施行日前に発売した連絡定期券又は全線定期券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

4 施行日から平成19年1月6日までの間に係る第5条第2項に規定する旅客運賃の額については、次の表の左欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

8,280	8,100
9,240	8,820
9,960	9,540
10,680	10,260
11,400	10,980
23,610	23,090
26,340	25,150
28,400	27,200
30,450	29,250
32,500	31,300
44,720	43,740
49,900	47,630

19/29

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日)

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年8月23日)

(施行期日)

1 この改正規程は、平成8年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡定期券又は全線定期券は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。

3 この改正規程による改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した乗合自動車から高速鉄道への連絡普通券は、別に定めるところにより、当該乗車券を使用することができる。

附 則 (平成9年5月26日)

この改正規程は、平成9年6月4日から施行する。

附 則 (平成9年9月19日)

この改正規程は、平成9年10月12日から施行する。ただし、第5条の改正規定については、同年9月28日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日)

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月22日)

(施行期日)

1 この改正規程は、平成12年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した乗合自動車・高速鉄道共通一日乗車券等を所持する旅客は、当該一日乗車券等をその通用期日に限りそのまま使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。

18/29

53,790	51,520
57,680	55,410
61,560	59,300
5,070	4,950
5,670	5,400
6,120	5,850
6,570	6,300
7,020	6,750
14,460	14,120
16,170	15,400
17,450	16,680
18,730	17,960
20,020	19,250
27,380	26,730
30,620	29,160
33,050	31,590
35,480	34,020
37,910	36,450

附 則 (平成26年3月31日)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に発売した連絡普通券を所持する旅客は、当該連絡普通券を使用することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、施行日前に発売した連絡定期券又は全線定期券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

20/29

附 則（平成28年3月31日）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日）
（施行期日）
1 この規程は、平成30年3月17日から施行する。ただし、第27条第3項の規定は、平成30年3月24日から施行する。

（経過措置）
2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した一日乗車券等を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期日に限りそのまま使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成31年3月15日）
（施行期日）
1 この改正規程は、平成31年3月16日から施行する。

（経過措置）
2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の規定にかかわらず、平成18年1月7日からこの改正規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに発売した乗合自動車から高速鉄道への連絡用の連絡普通券を所持する旅客は、施行日から平成31年9月30日までの間に、別に定める場所において、当該連絡普通券を、施行日から発売する乗合自動車から高速鉄道への連絡普通券に交換し、その差額を受け取ることができるものとする。

3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則（令和元年9月30日）
（施行期日）
1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）
2 この規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱

21/29

（施行期日）
1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）
2 この規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した乗合自動車・高速鉄道連絡普通券（高速鉄道から乗合自動車への連絡用を除く。）を所持する旅客は、施行日から令和10年3月31日までの間に、手数料を支払うことなく、既に支払った連絡普通運賃の払戻しを受けることができる。

附 則（令和6年5月31日）
この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日）
この規程は、令和7年3月22日から施行する。

23/29

規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、平成31年3月16日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）前までに発売した連絡普通券を所持する旅客は、施行日から令和2年9月30日までの間に、当該連絡普通券を施行日以降の運賃との差額を追加することで使用することができる。

3 前項に定める連絡普通券を所持する旅客は、施行日から令和2年9月30日までの間に、別に定める場所において、施行日以降の運賃との差額を追加することで、施行日から発売する乗合自動車から高速鉄道への連絡普通券に交換することができる。

4 改正後の規程の規定にかかわらず、施行日前に発売した連絡定期券又は全線定期券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則（令和3年3月19日）
（施行期日）
1 この規程は、令和3年3月20日から施行する。

（経過措置）
2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した一日乗車券等を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期日に限りそのまま使用することができる。

附 則（令和3年9月30日）
（施行期日）
1 この改正規程は、令和3年10月1日から施行する。

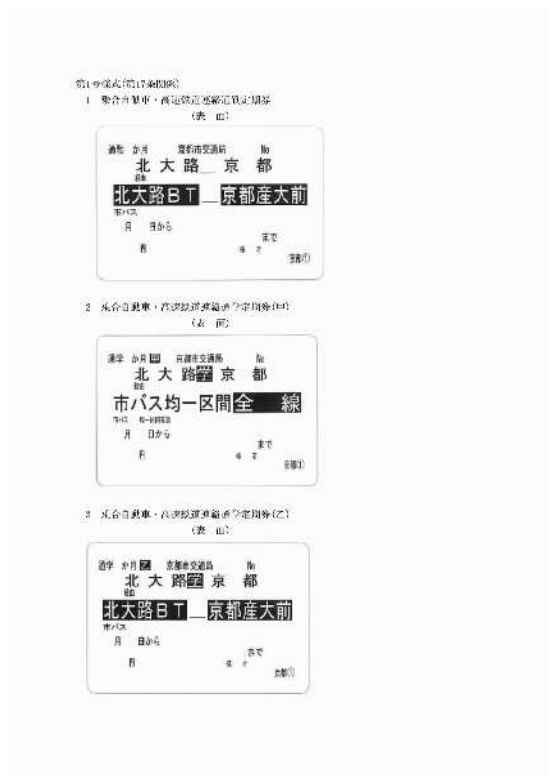
（経過措置）
2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した一日乗車券及び二日乗車券は、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。

3 改正後の規程にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した二日乗車券の取扱いについては、なお従前の例による。

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則（令和5年3月31日）

22/29



24/29

4. 朱合日就車, 高深說前車禍發生原因係因:
(表一四)

通学 月 日 京都市交通局 北 大 路 駅 京 都 大 学
北大路B 京都産大前
市バス 月 日から まで 京都府

備考 この様式で定める乗車券は、エニード乗車券とし、裏面に注意事項を記載する。

第2号模式(第17条模式)

市バス・地下鉄 共通全線

備考 エンローと興三郎とし、裏面に注産事項を記載する。

25/29

26/29

1. 集合自製車，高速鐵道男道人人，自製車容
(表面)



《裏面》

[illegible]

2 エンコーダ機へ送る。

2. 丰台白盆窑, 高河铁路共铺小里一日来车数
(表面)



(99 min)

[illegible]

2. エンコード反転素子とする。

2 エンコード反転表とする。

27/29

28/29

第 1 号様式 (第17条関係)
第 2 号様式 (第17条関係)
第 3 号様式 (第17条関係)

○京都市交通局IC証券取扱規程		(使用可能なIC証券)	
京都市交通局IC証券取扱規程を次のように制定する。		第4条 乗合自動車及び高速鉄道において使用可能なIC証券の名称及びIC証券発行者名は別表第1のとおりとする。	
京都市交通局管理規程7ー7		(契約の成立時期)	
京都市交通局IC証券取扱規程		第5条 高速運賃規程第5条の規定にかかわらず、高速鉄道においてIC証券を使用する旅客の運送の契約は、IC証券に対応する自動改札機（以下「自動改札機」という。）による改札を受けて入場したときに成立する。ただし、他社局の入場駅において自動改札機による改札を受けた後、京都市高速鉄道連絡運輸規程（以下「連絡運輸規程」という。）別表第2に定める接続駅（以下「接続駅」という。）を経由して、引き続き高速鉄道の列車に乗りしようとする場合は、接続駅を越えたときに入場したものとみなし、高速運賃規程第5条の規定にかかわらず、高速鉄道においてIC証券を使用する旅客の運送の契約が成立するものとする。	
第1章 総則		(ポイントサービス)	
(目的)		第5条の2 管理者は、別に定めるところにより、指定するIC証券の利用に応じて、IC証券にポイント（電子的な特典情報であって、SFへの引換え又はポストペイ支払運賃からの減額ができるものをいう。）を付与することにより、ポイントサービスを提供することができる。	
第1条 この規程は、京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例に基づき、本市乗合自動車及び高速鉄道で使用することができるICチップを搭載した電子式証券（同様の機能を有する媒体も含む。以下「IC証券」という。）の取扱い及び旅客運賃等に関し、必要な事項を定めるものとする。		第2章 使用	
(適用範囲)		第1節 通則	
第2条 IC証券による、乗合自動車及び高速鉄道に係る旅客運送については、IC証券の発行者が別に定めるところを除き、この規程の定めるところによる。		(使用方法及び適用運賃)	
2 この規程に定めのない事項については、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（以下「自動車運賃規程」という。）及び京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速運賃規程」という。）の規定による。		第6条 IC証券の使用方法及び適用される運賃は、次に定めるところとする。	
3 高速鉄道とIC証券による共通利用が可能な他の交通機関（以下「他社局」という。）内の運送等については、当該他社局の営業規則又は運送約款等の定めによる。		(1) 乗合自動車におけるIC証券の使用方法及び適用運賃	
(用語の意義)		ア 自動車運賃規程第2条第2項に定める均一系統又は深夜に運行する路線に関する規程別表第1に定める均一系統を利用する場合においては、IC証券は、旅客が運賃を支払う際、カードリーダーに接触することにより、使用することができる。この場合において、適用される運賃は、自動車運賃規程第2条第2項に定める均一系統を利用する場合は、同規程第8条第1項に定める運賃又は同規程第50条第1項に定める運賃とし、深夜に運行する路線に関する規程別表第1に定める均一系統を利用する場合は、同規程第4条第1項に定める運賃又は同規程第5条に定める運賃とする。	
第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		イ 自動車運賃規程第2条第2項に定める調整系統又は深夜に運行する路線に関する	
(1) ポストペイ IC証券で乗合自動車及び高速鉄道を利用した場合の運賃を後払いすることという。			
(2) ポストペイ式IC証券 ポストペイ機能をもつIC証券をいう。			
(3) プリペイド ストアードフェア（IC証券に記録される金銭的価値で旅客運賃の支払等に充当するものをいう。以下「SF」という。）から乗合自動車及び高速鉄道を利用した場合の運賃相当額を減額することをいう。			
(4) プリペイド式IC証券 プリペイド機能をもつIC証券をいう。			
(5) チャージ IC証券に入金してSFを積み増しすることという。			
1/11		2/11	
規程別表第1に定める調整系統を利用する場合においては、IC証券は、旅客が乗車及び降車の際、カードリーダーに接触することにより、使用することができる。この場合において、適用される運賃は、自動車運賃規程第2条第2項に定める調整系統を利用する場合は、同規程第8条第2項に定める運賃又は同規程第50条第2項に定める運賃とし、深夜に運行する路線に関する規程別表第1に定める調整系統を利用する場合は、同規程第4条第1項に定める運賃又は同規程第5条に定める運賃とする。		第8条 IC証券を第6条の規定により使用する場合の効力は、次の各号に定めるところとする。	
ウ 自動車運賃規程第2条第2項に定める観光特急系統を利用する場合においては、IC証券は、旅客が運賃を支払う際、カードリーダーに接触することにより、使用することができる。この場合において、適用される運賃は、同規程第8条第3項に定める運賃又は同規程第50条第3項に定める運賃とする。		(1) 乗車区間片道1回の乗車に限り有効とする。この場合において、使用者が記名人であるIC証券（以下「記名人式IC証券」という。）においては記名人本人が使用するものとし、また、記名を必要としないIC証券（以下「持参人式IC証券」という。）においては持参する1人が使用するものとする。	
(2) 高速鉄道におけるIC証券の使用方法及び適用運賃		(2) 高速鉄道においては、入場後、当日（最終列車の営業を終了する時刻までとする。）に限り有効とする。	
高速鉄道を利用する場合において、IC証券は、旅客が自動改札機による改札を受けて入場し、旅客の運送が完了して自動改札機から出場する場合に使用することができる。この場合において、適用される運賃は、高速運賃規程第25条に定める運賃又は同規程第26条に定める運賃（別表第1に規定する第一種身体障害者・介護者及び第一種知的障害者・介護者用特別割引用ICカード（以下「特定割引用ICカード」という。）とする。		(3) 高速鉄道においては、途中下車の取扱いはない。	
(3) 高速鉄道と他社局とを接続駅を経由して利用する場合におけるIC証券の使用方法及び適用運賃		(4) 乗合自動車においては、使用者が事前に乗務員に申し出ることにより、記名人式IC証券においては記名人本人、持参人式IC証券においては持参する者が、当該使用者と同伴する旅客の運賃を一括して支払うことができる。	
他社局又は高速鉄道の入場駅において、自動改札機による改札を受けた後、接続駅を経由して引き続き高速鉄道に乗り入れ又は他社局へ乗り出す場合には、接続駅の通過をもってIC証券での入場又は出場とみなし、前号の規定を準用する。ただし、乗車区間が連絡運輸規程別表第2に定める範囲である場合は、特定割引用ICカードを使用した場合を除き、同表に定める割引額を差し引いた運賃とする。		(利用履歴の確認)	
(ポストペイ機能の優先)		第9条 旅客は、IC証券に対応する当局の定める所定の機器等により、IC証券の利用履歴を確認することができる。	
第7条 ポストペイ機能及びプリペイド機能の両機能が有効であるIC証券（以下「両機能付きIC証券」という。）を乗合自動車及び高速鉄道において使用する場合は、ポストペイ式IC証券として取り扱う。ただし、ポストペイ機能が制限されている場合は、プリペイド式IC証券として取り扱う。		(使用上の制限事項)	
(効力)		第10条 旅客は、1回の乗車につき、2以上のIC証券を同時に使用することができない。	
		2 削除	
		3 高速鉄道の利用に際し、自動改札機では、IC証券を使用して入場し他の乗車券等が出場又は他の乗車券等で入場しIC証券で出場することができない。	
		4 IC証券により乗車券等を購入することはできない。	
		5 偽造、変造若しくは不正に作成され、又は不正に取得されたIC証券は、使用することができない。	
		6 接続駅を経由して高速鉄道と複数の他社局を利用する場合、その利用経路によってはIC証券を使用できないことがある。	
		(降車及び入出場の制限)	
		第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、IC証券を使用して降車又は入出場することはできない。	
		(1) IC証券の破損、カードリーダー又は自動改札機の故障又は停電等やむを得ない事情によりIC証券の処理ができないとき。	
		(2) 入場駅において自動改札機による改札を受けたIC証券を出場時に使用しなかった場	

合で、当該IC証券により再び入場しようとするとき。

- (3) IC証券により駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき。
(特定のIC証券による利用の制限)

第12条 IC証券発行者が特定のIC証券について使用を停止した場合は、旅客は当該IC証券により乗合自動車及び高速鉄道を利用することができない。

第2節 ポストペイ方式IC証券
(片道1回乗車に適用されるポストペイ運賃の確定時期)

第13条 ポストペイ方式IC証券を第6条の方法で使用する場合、片道1回乗車の利用日時及び適用される運賃の確定時期は、乗合自動車においては、旅客の運送が完了し旅客が降車する時（ただし、別に指定する場合は乗車する時）、高速鉄道においては、旅客の運送が完了し旅客が降車駅から出場する時とする。

(ポストペイ運賃計算期間)

第14条 ポストペイにおける運賃計算期間は、月初めから月末までの1箇月間とし、毎月末日に締め切るものとする。ただし、運賃計算期間内の使用であっても、通信障害等やむを得ない事情により次月の運賃計算期間に繰り越す場合がある。

- 2 運賃計算における1日とは、当日の午前3時から翌日の午前3時までとする。
(ポストペイ運賃)

第15条 ポストペイによる支払運賃（以下「ポストペイ運賃」という。）は、運賃計算期間に、同一のポストペイ方式IC証券で、乗合自動車及び高速鉄道を利用した運賃の合計額とする。

- 2 ポストペイ運賃は、当該ポストペイ方式IC証券の発行者が管理者に代わって旅客に請求するものとする。
(登録型割引運賃)

第15条の2 前条第1項のポストペイ運賃の算定にあたり、ポストペイ方式IC証券の発行者が定める方法により、乗合自動車及び高速鉄道の利用区間として、別表第3左欄のいずれかの区分をあらかじめ登録した旅客の当該利用区間における運賃の上限は、それぞれ右欄に掲げる金額とする。

第16条及び第17条 削除
(特定のポストペイ方式IC証券による利用の制限)

第18条 IC証券発行者が、特定のポストペイ方式IC証券についてポストペイ機能を制限した場合は、旅客は当該IC証券を使用してポストペイにより乗合自動車及び高速鉄道を利用

することができない。

- 2 ポストペイ方式IC証券において、その証券に記載する有効期限の月の翌月以降、当該IC証券により乗合自動車及び高速鉄道を利用することはできない。
(紛失、盗難等による乗車運賃の負担)

第19条 ポストペイ方式IC証券の紛失、盗難、詐欺及び横領等により、記名人以外の旅客がIC証券を使用して乗合自動車又は高速鉄道に乗車した場合、当該乗車に係る運賃は当該IC証券の記名人が負担するものとする。

第3節 プリペイド方式IC証券
(運賃相当額の減額)

第20条 プリペイド方式IC証券を第6条の方法で使用する場合は、乗合自動車においては、旅客の運送が完了し旅客が降車する時（ただし、別に指定する場合は乗車する時）、高速鉄道においては、旅客の運送が完了し旅客が降車駅から出場する時に、当該乗車に係る運賃相当額を当該IC証券のSFから減額するものとする。

(入出場の制限)

第21条 第11条に定めるほか、高速鉄道において次の各号のいずれかに該当する場合には、旅客は、プリペイド方式IC証券を使用して入出場することはできない。

- (1) プリペイド方式IC証券を使用して入場しようとする場合であって、当該IC証券のSFが10円に満たないとき。ただし、別に定める場合を除く。
(2) プリペイド方式IC証券を使用して入場した場合であって、出場時に当該IC証券のSFが減額する運賃相当額に満たないとき。
(チャージ)

第22条 旅客は、当局の定める所定の機器等により、プリペイド方式IC証券にチャージすることができる。
(SFの確認)

第23条 旅客は、プリペイド方式IC証券のSFを当局の定める所定の機器等により確認することができる。
(SFの拡張し)

第24条 SFの拡張しは、行わないものとする。
(両機能付きIC証券)

第25条 前3条の規定は、両機能付きIC証券の使用において準用する。

- 2 両機能付きIC証券において、旅客はIC証券発行者の定めるところにより、乗合自動車

5/11

6/11

においては、運賃支払い時にカードリーダーを使用する際に、高速鉄道においては、入場駅において自動改札機を使用する際に、自動的にチャージすることができる。ただし、ポストペイ機能が制限されている場合は当該方法によるチャージはできない。

第3章 無効
(無効となる場合等)

第26条 IC証券は、次の各号のいずれかに該当する時は無効とする。この場合において、当該IC証券を回収できるものとする。

- (1) 記名人式IC証券を記名人以外の旅客が使用したとき。
(2) 偽造、変造及び不正に作成されたIC証券を使用したとき又は使用しようとしたとき。
(3) 使用資格を限定したIC証券をその資格を有しない旅客が使用したとき。
(4) 乗車開始後の持参人式IC証券を他人から譲り受けて使用したとき。
(5) IC証券をその使用条件に基づかないで使用したとき。
(6) その他、IC証券を不正乗車の手段として使用したとき。
(不正使用等の旅客に対する割増運賃の徴収)

第27条 前条の規定によりIC証券を無効とした場合は、普通旅客運賃及び割増運賃を徴収する。この場合において、徴収する額は、乗合自動車においては、自動車運賃規程第65条第2項の規定を、高速鉄道においては、高速運賃規程第96条第1項の規定を準用する。

- 2 前項の規定により、高速鉄道において普通旅客運賃及び割増運賃を徴収する際、乗車駅が判明しない場合は、高速運賃規程第97条の規定を準用する。

第4章 乗車中止及び運行不能
(乗車を中止して同一駅で出場する場合の取扱い)

第28条 高速鉄道において、旅客がIC証券を使用して自動改札機による改札を受けて乗車を開始した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び乗車開始駅まで乗車して出場する場合は、実際の乗車区間の往復普通旅客運賃を現金で支払ったうえ、IC証券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
(運行不能となった場合の取扱い)

第29条 高速鉄道において、旅客がIC証券を使用し、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号に定める取扱いのいずれかを選択のうえ請求することができる。

- (1) 削除
(2) 乗車駅での乗車の中止及び乗車駅までの無料送還
(3) 乗車駅に至る途中駅までの無料送還

第5章 雑則
(施行の細目)

第30条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月20日)

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月11日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年10月10日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日)

この規程は、平成25年3月23日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の京都市交通局IC取扱規程の規定は、平成26年12月24日から適用する。

附 則 (平成27年10月30日)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月16日)

この規程は、平成30年3月17日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日)

この規程は、平成31年3月16日から施行する。

7/11

8/11

附 則（令和元年9月30日）
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日）
この規程は、令和2年3月20日から施行する。ただし、第10条第2項及び第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日）
この改正規程は、令和4年3月19日から施行する。

附 則（令和5年3月1日）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条の2の規定は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）
この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月31日）
この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日）
この規程は、令和7年3月22日から施行する。

別表第1（第4条関係）

乗合自動車及び高速鉄道で使用可能なIC証票の名称及びIC証票発行者名		
IC証票の名称	IC証票発行者名	有する機能
PiTaPaカード	株式会社スルッとKANSAI	ポストペイブリペイド
PiTaPaジュニアカード		
PiTaPaキッズカード		
ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社	プリペイド
スマートICOCA		
モバイルICOCA		
小児用ICOCA		
Kitaca		
小児用Kitaca	北海道旅客鉄道株式会社	
PASMO	株式会社パスモ	

9/11

モバイルPASMO	
小児用PASMO	
Suica	東日本旅客鉄道株式会社
モバイルSuica	
小児用Suica	
モノレールSuica	東京モノレール株式会社
小児用モノレールSuica	
りんかいSuica	東京臨海高速鉄道株式会社
小児用りんかいSuica	
manaca	株式会社名古屋交通開発機構
小児用manaca	株式会社エムアイシー
TOICA	東海旅客鉄道株式会社
小児用TOICA	
nimoca	株式会社ニモカ
小児用nimoca	
はやかけん	福岡市交通局
小児用はやかけん	
SUGOCA	九州旅客鉄道株式会社
小児用SUGOCA	
大阪市敬老優待乗車証	株式会社スルッとKANSAI及び大阪市
神戸市敬老優待乗車証	
神戸市福祉乗車証	株式会社スルッとKANSAI及び神戸市
第一種身体障害者・介護者及び第一種知的障害者・介護者用特別割引用ICカード	

備考 モバイルSuica、モバイルPASMO及びモバイルICOCAについては、第22条及び第29条の規定を適用しない。

別表第2 削除

別表第3（第15条の2関係）

あらかじめ登録した区間における上限額

10/11

(1) 乗合自動車

区分	上限額
	円
市内中心フリー	9,660
市内中心フリー＋桂地域フリー	11,340
市内中心フリー＋桂・洛西地域フリー	12,600
桂地域フリー	7,980
桂・洛西地域フリー	10,080

備考 各区分毎に利用できる乗合自動車の系統は、自動車運賃規程別表第4に規定する系統と同様とする。

(2) 高速鉄道

区分	上限額
	円
1区	9,240
2区	11,000
3区	12,330
4区	13,640
5区	14,970
特定1区	8,370
特定2区	10,570

備考 特定1区及び特定2区は、高速鉄道山科駅から三条京阪駅までの駅間を利用する場合の区分とする。

(3) 乗合自動車及び高速鉄道全線

区分	上限額
	円
乗合自動車及び高速鉄道全線	19,030

11/11

○京都市交通局IC定期券取扱規程 平成29年3月31日 交通局管理規程第19号	
京都市交通局IC定期券取扱規程を公布する。 京都市交通局IC定期券取扱規程	
(趣旨)	
第1条 この規程は、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（以下「自動車運賃規程」という。）、京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速鉄道運賃規程」という。）、京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「共通乗車規程」という。）、京都市高速鉄道連絡運輸規程（以下「高速連絡運輸規程」という。）並びに市バス・地下鉄・他社線連絡定期券に関する要綱（以下「連絡定期券に関する要綱」）に定めるもののほか、電子的方法により情報を記録した定期券（以下「IC定期券」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。 (小児用IC定期券の発売)	
第2条 旅客から高速鉄道運賃規程第32条第6号エに定める通学定期券（丙）、高速連絡運輸規程第10条第2号ア（エ）に定める鉄道線連絡定期券（丙）及び連絡定期券に関する要綱第4条第4号に定める市バス・地下鉄・他社線連絡通学定期券(丙)で、かつIC定期券購入の申し出があったときは、当該旅客が12歳となる年度の3月31日（旅客が4月1日生まれの場合にあつては11歳となる年度の3月31日）までの間使用することができるIC定期券（以下「小児用IC定期券」という。）を発売する。 (払戻し)	
第3条 旅客は、IC定期券が不要となった場合は、これを当局の定期券発売所に差し出した上で、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。 (1) 旅客が自動車運賃規程第21条に定める定期券払戻申請書（以下「定期券払戻申請書等」という。）を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該IC定期券の記名人本人（小児用IC定期券にあたっては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。 (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当局のシステムにより確認できること。 (3) 払戻しをするIC定期券が当局で発売されていることが、当局のシステム等で確認できること。 2 前項の規定により旅客から払戻しの請求があった場合は、次の各号に定めるところによ	
1/4	
失再発行手数料として520円を収受する。	
3 IC定期券の再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできない。	
(障害再発行)	
第5条 IC定期券の破損等によってIC定期券の処理を行う機器での取扱いが不能になったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が定期券払戻申請書等を当局の高速鉄道の駅又は定期券発売所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該IC定期券に対して再発行登録を行うことにより利用停止措置を行い、再発行登録票（定期券の通用期間前及び通用期間中の場合は再発行登録票兼特別乗車証）を発行し、その翌日から14日以内に当局の定期券発売所（営業時間内に限る。）において、再発行を行うものとする。 (1) 裏面に刻印したカード番号が判別できること。 (2) 再発行を行う場合は、当該IC定期券が当局で発売されていることが、当局のシステム等で確認できること。 (3) 再発行を行うときに、再発行登録票及び当該IC定期券を提出できること。 (発行替えの取扱方)	
第6条 磁気的方法により情報を記録した定期券（以下「磁気定期券」という。）を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間及び経路のIC定期券への変更の申し出があった場合には、当局の定期券発売所において、当該磁気定期券と引換えに発行替えの取扱いを行うことができる。	
2 IC定期券を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間及び経路の磁気定期券への発行替えの申し出があった場合は、次の各号の条件を満たし、かつやむをえない場合として管理者が認める場合に限り、当局の定期券発売所において、発行替えの取扱いを行うことができる。 (1) 旅客が定期券払戻申請書等を提出し、かつ公的証明書等の提示により、IC定期券の記名人本人（小児用IC定期券にあたっては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。 (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当局のシステムにより確認できること。 (3) 発行替えをするIC定期券が当局で発売されていることが当局のシステム等で確認できること。 (施行の細目)	
第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。	

り取り扱う。	
(1) 券面表示の通用期間開始前に払戻し請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払い戻す。	
(2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から自動車運賃規程第21条第3項、高速運賃規程第109条第1項、共通乗車規程第27条第2項、高速連絡運輸規程第41条第1項及び連絡定期券に関する要綱第11条第2項に規定する使用経過日数に相当する定期旅客運賃を差し引いた額を払い戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。	
(3) 券面表示の通用期間の満了日の翌日以降に払戻しの請求があった場合は、払戻しには応じない。	
3 前2項の規定により払戻しの取扱いを行う場合は、払戻しするIC定期券1枚につき、払戻手数料として220円を収受する。 (紛失再発行)	
第4条 IC定期券を記名人が紛失した場合で、定期券払戻申請書等を当局の高速鉄道の駅又は定期券発売所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、京都市乗合自動車旅客運賃条例第18条及び京都市高速鉄道旅客運賃条例第13条第2項に規定する別に定める場合として、紛失したIC定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内に当局の定期券発売所（営業時間内に限る。）において、再発行を行う。	
(1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期券の記名人本人（小児用IC定期券にあたっては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。	
(2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当局のシステムにより確認できること。	
(3) 再発行を行う場合は、紛失したIC定期券が当局で発売されていることが、当局のシステム等で確認できること。	
(4) 再発行を行う前に、IC定期券の処理を行う機器に対して当該IC定期券の使用停止措置が完了していること。	
(5) 再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。	
2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するIC定期券1枚につき、紛	

附 則	
この規程は、平成29年4月1日から施行する。	
附 則（令和元年9月30日）	
この規程は、令和元年10月1日から施行する。	
附 則（令和7年3月21日）	
この規程は、令和7年3月22日から施行する。	

京都市交通局管理規程7ー1（京都市高速鉄道連絡運輸取扱規程）の全部を次のように改正する。

京都市交通局管理規程7ー1
京都市高速鉄道連絡運輸規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 旅客運賃（第5条—第9条）
- 第3章 乗車券の発売（第10条—第18条）
- 第4章 乗車券の効力（第19条—第25条）
- 第5章 乗車券の様式（第26条—第30条）
- 第6章 乗車変更等の取扱い（第31条—第36条）
- 第7章 旅客の特殊取扱い（第37条—第43条）
- 第8章 バス連絡券の取扱い（第44条—第50条）
- 第9章 補則（第51条・第52条）

附則

- 第1章 総則
（趣旨）

第1条 この規程は、京都市高速鉄道旅客運賃条例第8条の規定に基づき、本市高速鉄道（以下「高速鉄道」という。）と鉄道会社の経営する鉄道又は自動車会社の経営する乗合自動車との間で行う連絡運輸に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鉄道会社 近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）、京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。）、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）及び阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。）
- (2) 自動車会社 京都バス株式会社（以下「京都バス」という。）、京阪京都交通株式会社（以下「京阪京都交通」という。）及び京阪バス株式会社（以下「京阪バス」とい

1/46

- (エ) 高速鉄道・鉄道線連絡通学定期旅客運賃（丙）
- イ 高速鉄道・自動車線連絡定期旅客運賃（以下「自動車線連絡定期運賃」という。）
- (ア) 高速鉄道・自動車線連絡通勤定期旅客運賃
- (イ) 高速鉄道・自動車線連絡通学定期旅客運賃（甲）
- (ウ) 高速鉄道・自動車線連絡通学定期旅客運賃（乙）
- (エ) 高速鉄道・自動車線連絡通学定期旅客運賃（丙）
- (3) 連絡団体旅客運賃（以下「連絡団体運賃」という。）
- 高速鉄道・鉄道線連絡団体旅客運賃
- ア 高速鉄道・鉄道線連絡学生団体旅客運賃
- イ 高速鉄道・鉄道線連絡普通団体旅客運賃（連絡普通運賃）

第6条 連絡普通運賃は、旅客が、次の各号のいずれかの区間を連続して片道1回乗車する場合に適用する。

- (1) 高速鉄道の駅間とこれに連絡する鉄道線の駅間
- (2) 高速鉄道の駅間とこれに連絡する自動車線の区間

2 鉄道線連絡普通運賃の額は、次の各号に掲げる額の併算額とする。

- (1) 高速鉄道駅間 高速規程第25条第2項に規定する普通旅客運賃の額。ただし、特に認める場合は、当該運賃額の範囲内で別に定める額
- (2) 鉄道線駅間 鉄道線において定める片道普通旅客運賃の額

3 前項の規定にかかわらず、別表第2に定める適用範囲に該当する駅間にあつては、高速鉄道駅間に対応する高速規程第25条第2項に規定する普通旅客運賃と鉄道線の駅間に対応する片道普通旅客運賃との併算額から同表に規定する割引額を差し引いた運賃（以下「乗継割引運賃」という。）とする。

4 自動車線の均一路線及び京阪バスの1区に係る自動車線連絡普通運賃の額は別表第3のとおりとする。

（連絡定期運賃）

第7条 連絡定期運賃は、旅客が、次の各号に定める場合においてその経路を常時乗車する場合で、高速規程に規定する条件を満たす場合について適用する。

- (1) 高速鉄道の同一の駅間とこれに連絡する鉄道線の同一の駅間を連続して乗車する場合
- (2) 高速鉄道の同一の駅間とこれに連絡する自動車線の同一の区間を連続して乗車する

3/46

う。）

- (3) 鉄道線 鉄道会社の鉄道線
- (4) 自動車線 自動車会社の自動車線
- (5) 駅 高速鉄道及び鉄道線で旅客の乗降を行うために使用される場所をいう。
- (6) 停留所 自動車線で旅客の乗降を行うために使用される場所をいう。
- (7) 均一路線 京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（以下「自動車規程」という。）第2条第2項に規定する均一制による旅客運賃を設定する路線をいう。
- (8) 調整路線 自動車規程第2条第2項に規定する旅客運賃の調整を行う路線をいう。（連絡運輸の範囲）

第3条 高速鉄道と鉄道会社又は自動車会社とが行う連絡運輸の区域、接続駅及び乗車券の種類は、別表第1に定める。

2 前項の定めにかかわらず、必要が生じたときは、臨時に企画乗車券又は連絡運輸の範囲以外の乗車券を発売することがある。

（準用規定）

第4条 連絡運輸に関し、この規程に定めのない事項については、京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速規程」という。）の規定を準用する。

第2章 旅客運賃

（旅客運賃の種類）

第5条 旅客運賃の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 連絡普通旅客運賃（以下「連絡普通運賃」という。）
- ア 高速鉄道・鉄道線連絡普通旅客運賃（以下「鉄道線連絡普通運賃」という。）
- (ア) 高速鉄道・鉄道線連絡大人普通旅客運賃
- (イ) 高速鉄道・鉄道線連絡小児普通旅客運賃
- イ 高速鉄道・自動車線連絡普通旅客運賃（以下「自動車線連絡普通運賃」という。）
- (ア) 高速鉄道・自動車線連絡大人普通旅客運賃
- (イ) 高速鉄道・自動車線連絡小児普通旅客運賃
- (2) 連絡定期旅客運賃（以下「連絡定期運賃」という。）
- ア 高速鉄道・鉄道線連絡定期旅客運賃（以下「鉄道線連絡定期運賃」という。）
- (ア) 高速鉄道・鉄道線連絡通勤定期旅客運賃
- (イ) 高速鉄道・鉄道線連絡通学定期旅客運賃（甲）
- (ウ) 高速鉄道・鉄道線連絡通学定期旅客運賃（乙）

2/46

場合

2 鉄道線連絡定期運賃の額は、次の各号に掲げる額の併算額とする。

- (1) 高速鉄道駅間 高速規程第28条第2項に規定する定期旅客運賃の額
- (2) 鉄道線駅間 鉄道線において定める定期旅客運賃の額

3 前項の規定にかかわらず、高速鉄道山科駅から三条京阪駅までの駅間に対応する定期旅客運賃の額は、別表第4のとおりとする。

4 自動車線の均一路線に係る自動車線連絡定期運賃の額は、別表第5のとおりとする。

5 自動車線の調整路線に係る自動車線連絡定期運賃の額は、次の算式により算出して得た額とする。

（ア－イ）＋（ウ－エ）

ア 高速規程第28条第2項に規定する定期旅客運賃の額

イ 高速規程第28条第2項に規定する1区の定期旅客運賃の額×0.25

ウ 自動車線の調整路線に係る定期旅客運賃の額

エ 自動車線の均一路線に係る定期旅客運賃の額×0.25

ただし、高速鉄道山科駅から三条京阪駅までの駅間に係る自動車線連絡定期運賃（高速鉄道・自動車線連絡通勤定期券を除く。）の額は、次の算式により算出して得た額とする。

ア＋（イ－ウ）

ア 高速規程第28条第3項に規定する定期旅客運賃の額

イ 自動車線の調整路線に係る定期旅客運賃の額

ウ 自動車線の均一区間に係る定期旅客運賃の額×0.25

6 前項の規定にかかわらず、京都バスとの自動車線連絡定期運賃で、調整路線のうち均一路線にまたがらないものに係る自動車線連絡定期運賃の額は、次の算式により算出して得た額とする。

（ア－イ）＋（ウ－エ）

ア 高速規程第28条第2項に規定する定期旅客運賃の額

イ 高速規程第28条第2項に規定する1区の定期旅客運賃の額×0.25

ウ 自動車線の調整路線に係る定期旅客運賃の額

エ 京都バスの最低運賃区間の定期旅客運賃の額×0.1

（接続する駅及び停留所の指定）

第8条 前条第1項第2号に規定する高速鉄道と自動車線との連絡運輸を取り扱う場合に

4/46

において、接続する駅及び停留所は管理者が定める。
(連絡団体運賃)

第9条 連絡団体運賃は、旅客が、高速鉄道の駅間とこれに連絡する鉄道線の駅間を発着駅及び経路を同じくし、その全駅間を同一の人員で乗車する場合であって、高速規程に規定する条件及び鉄道線において定める条件を、それぞれ満たす場合について適用する。

2 連絡団体運賃の額は、次の各号に掲げる額の併算額とする。

- (1) 高速鉄道駅間 高速規程第30条第4項に規定する団体旅客運賃の額
(2) 鉄道線駅間 鉄道線において定める団体旅客運賃の額

第3章 乗車券の発売
(乗車券の種類)

第10条 乗車券の種類は、旅客運賃の種類に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 連絡普通券（以下「普通券」という。）

ア 高速鉄道・鉄道線連絡普通券（以下「鉄道線連絡普通券」という。）

(ア) 高速鉄道・鉄道線連絡大人普通券

(イ) 高速鉄道・鉄道線連絡小児普通券

イ 高速鉄道・自動車線連絡普通券（以下「自動車線連絡普通券」という。）

(ア) 高速鉄道・自動車線連絡大人普通券

(イ) 高速鉄道・自動車線連絡小児普通券

(2) 連絡定期券（以下「定期券」という。）

ア 高速鉄道・鉄道線連絡定期券（以下「鉄道線連絡定期券」という。）

(ア) 高速鉄道・鉄道線連絡通勤定期券

(イ) 高速鉄道・鉄道線連絡通学定期券（甲）

(ウ) 高速鉄道・鉄道線連絡通学定期券（乙）

(エ) 高速鉄道・鉄道線連絡通学定期券（丙）

イ 高速鉄道・自動車線連絡定期券（以下「自動車線連絡定期券」という。）

(ア) 高速鉄道・自動車線連絡通勤定期券

(イ) 高速鉄道・自動車線連絡通学定期券（甲）

(ウ) 高速鉄道・自動車線連絡通学定期券（乙）

(エ) 高速鉄道・自動車線連絡通学定期券（丙）

(3) 連絡団体券（以下「団体券」という。）

高速鉄道・鉄道線連絡団体券（以下「鉄道線連絡団体券」という。）

5/46

売をするときは自動車規程第39条の規定を準用する。

(3) 鉄道線連絡団体券については、高速規程第35条第2号の規定を準用する。
(乗車券の発売時間)

第14条 乗車券の発売時間は、管理者が定める。
(普通券の発売)

第15条 普通券は、連絡普通運賃により乗車する旅客に対して発売する。
(定期券の発売)

第16条 定期券は、連絡定期運賃により乗車する旅客に対して発売する。

2 定期券のうち、高速鉄道・鉄道線連絡通勤定期券又は高速鉄道・自動車線連絡通勤定期券（以下「通勤定期券」という。）を購入しようとする旅客は、高速規程第44条第2項に定める申込書を提出しなければならない。

3 定期券のうち、高速鉄道・鉄道線連絡通学定期券又は高速鉄道・自動車線連絡通学定期券（以下「通学定期券」という。）を購入しようとする旅客は、高速規程第45条第2項に定める申込書を提出するとともに書類及び証明書を提示しなければならない。

4 削除
(団体券の発売)

第17条 団体券は、連絡団体運賃により乗車する団体旅客に対して発売する。

2 前項の規定により団体券を購入しようとする団体旅客は、あらかじめ、高速規程第57条第4項に規定する団体乗車申込書を提出し、管理者及び鉄道会社が団体としての運送の引受けをしたものに発売する。ただし、管理者及び鉄道会社が特に認めた場合は、団体乗車申込書の提出を省略することができる。

3 前項の規定による場合の申込者は、高速規程第57条第2項を準用する。
(団体旅客申込人員等の変更)

第18条 団体旅客の運送を引き受けた後、乗車前に旅客の都合により申込人員その他取扱条件に変更があったときは、管理者及び鉄道会社が事業上支障がないと認めたときに限り、これを承認するものとする。

第4章 乗車券の効力
(乗車券の通用期間)

第19条 乗車券の通用期間は、次の各号に掲げる乗車券の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通券

ア 高速鉄道・鉄道線連絡学生団体券

イ 高速鉄道・鉄道線連絡普通団体券

2 前項第2号アに定める鉄道線連絡定期券にあつては、磁気的方法により情報を記録した定期券（以下「磁気定期券」という。）及び電子的方法により情報を記録した定期券（以下「IC定期券」という。）を発売し、同号イに定める自動車線連絡定期券にあつては、磁気定期券を発売する。
(乗車券の発売場所)

第11条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要であると認めた場合は、その他の場所においても発売する。

(1) 高速鉄道と鉄道線にまたがる乗車券

乗車券の種類	発売場所
普通券	高速鉄道の駅、案内所及び鉄道会社が定める発売場所
定期券	自動車部営業所（烏丸営業所、九条営業所及び洛西営業所を除く。）及び定期券発売所
団体券	高速鉄道の駅及び鉄道会社が定める発売場所

(2) 高速鉄道と自動車線にまたがる乗車券

乗車券の種類	発売場所
普通券	高速鉄道の駅及び定期券発売所
定期券	自動車部営業所（烏丸営業所、九条営業所及び洛西営業所を除く。）及び定期券発売所

(乗車券の発売範囲)

第12条 高速鉄道の駅において発売する乗車券は、その駅から有効なものに限り発売する。ただし、次の各号に掲げる場合は、発売駅以外の高速鉄道の駅又は自動車線の停留所から有効な乗車券を発売することがある。

(1) 自動車線連絡普通券を発売する場合

(2) 定期券を発売する場合

(3) 団体券を発売する場合

(乗車券の発売日)

第13条 乗車券は、次の各号に定める場合のほか、発売日から有効となるものを発売する。

(1) 鉄道線連絡定期券は、通用期間の開始する日の14日前から発売する。

(2) 自動車線連絡定期券は、通用期間の開始日の14日前から発売する。ただし、一括発

6/46

1日。ただし、自動車線連絡普通券は、制限しない。

(2) 定期券

1箇月、3箇月又は6箇月

(3) 団体券

そのつど管理者が定める。

2 前項に規定する乗車券の通用期間は、通用期間の開始日を指定して発売したものを除き、当該乗車券の発売日から起算する。
(途中下車)

第20条 旅客が乗車開始後、その券面に表示された駅間内の任意の駅に下車して出場した場合は、当該乗車券により再度他の列車に乗り継ぐことはできない。ただし、定期券及び次の各号に定める場合は除く。

(1) 鉄道線連絡普通券で鉄道会社が規定する鉄道線の駅で途中下車したとき。

(2) 鉄道線連絡団体券で鉄道会社が承認した鉄道線の駅で途中下車したとき。

(乗車券の書換え)

第21条 乗車券は、その券面表示事項が不明となった場合は、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、当該乗車券を乗車券の発売場所に提出して当該乗車券の書換えを請求することができる。ただし、団体券については、旅客が当該団体券を購入した発売場所に限るものとする。

3 前項の規定により旅客から乗車券の書換えの請求があった場合は、管理者が旅客に悪意がないと認め、かつ、不明の事項が判別できるときに限って、書換えをするものとする。この場合において、管理者がその原因が旅客にあると認めたときは、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき200円を納入しなければならない。

4 前3項の規定は、裏面の磁気情報が不明又は不備のエンコード乗車券について準用する。

5 定期券の使用者は、氏名を改めた場合は、当該定期券を定期券の発売場所に提出してその書換えを請求しなければならない。この場合において、旅客は手数料として定期券1枚につき200円を納入しなければならない。

(自動車線連絡普通券の使用条件)

第22条 自動車線連絡普通券を所持する旅客が、自動車線の均一路線と調整路線とにまたがって乗車する場合は、実際に乗車した区間に対応する自動車規程第8条第2項に規定する片道普通券による運賃の額と均一路線に係る片道普通券による運賃の額との差額を支払わなければならない。

8/46

- 2 自動車線連絡普通券を所持する旅客は、高速鉄道又は高速鉄道と鉄道線にまたがって乗車するときは、高速鉄道の駅で地下鉄連絡乗継引換券と引き換えに高速鉄道乗継普通券又は高速鉄道・鉄道線連絡乗継普通券（以下「乗継普通券」という。）の交付を受けなければならない。
- 3 前項に規定する旅客は、高速鉄道の乗車する駅間が1区を超えるときは、当該駅間に対応する高速規程第25条第2項に規定する普通旅客運賃の額と高速規程第25条第2項に規定する1区の普通旅客運賃の額との差額を支払い、当該駅間に対応する乗継普通券の交付を受けなければならない。
- 4 第2項の場合において、高速鉄道と鉄道線とにまたがって乗車するときは、当該高速鉄道及び鉄道線の駅間に対応する鉄道線連絡普通運賃の額と高速規程第25条第2項に規定する1区の普通旅客運賃の額との差額を支払い、当該駅間に対応する乗継普通券の交付を受けなければならない。
- （普通券が無効となる場合）

第23条 自動車線連絡普通券を所持する旅客が次の各号の一に該当する場合には、当該自動車線連絡普通券を無効として回収する。

- (1) その使用条件に違反して使用した場合
- (2) 不正乗車的手段として使用した場合
- 2 鉄道線連絡普通券を所持する旅客が、高速規程第69条第1項及び第2項に該当する場合は、当該普通券を無効として回収する。
- （定期券が無効となる場合）

第24条 高速規程第70条の規定は、定期券について準用する。

（団体券の効力）

第25条 団体券は、その券面表示事項に従って1回に限り使用することができる。

第5章 乗車券の様式

（乗車券の券面表示事項）

第26条 乗車券の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 乗車券の種類
- (2) 旅客運賃の額
- (3) 乗車する駅間
- (4) 通用期間
- (5) 発売日

9/46

- 定期券の様式は、第2号様式のとおりとする。
- (3) 団体券
- 団体券の様式は、第3号様式のとおりとする。
- 高速規程第10号様式の規定は、団体券について準用する。
- 第6章 乗車変更等の取扱い
- （乗車変更等の取扱い）

第31条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、高速鉄道の駅において行う。ただし、旅客運賃の払戻しは、乗車を中止した駅その他この章に規定する駅において行う。

- 2 乗車変更の取扱いは、変更駅間が高速鉄道の駅間となる場合に限るものとする。
- 3 高速規程第90条から第92条までの規定は、この章において準用する。
- （乗車変更）

第32条 旅客は、その所持する乗車券（定期券を除く。）の券面表示事項と異なる乗車を必要とする場合は、高速規程第8条に規定する係員（以下「係員」という。）に申し出てその承諾を受け、次条から第36条に定める乗車変更の取扱いを受けることができる。

（乗越し）

第33条 旅客は、1回に限り、その所持する普通券で乗越し（券面に表示された着駅を、その着駅を越えた駅に変更することをいう。以下同じ。）をすることができる。

2 前項の規定により、乗越しの取扱いをする場合は、旅客が所持する普通券に表示された駅間に対応する高速規程第25条第2項に規定する普通旅客運賃の額と、実際乗車駅間に対応する高速規程第25条第2項に規定する普通旅客運賃の額との差額を収受する。

（方向変更）

第34条 旅客は、1回に限り、所持する普通券に表示された着駅を、その着駅と異なる方向の駅に変更（以下「方向変更」という。）をすることができる。

2 前項の取扱いをする場合は、旅客が所持する普通券に表示された駅間に対応する連絡普通運賃の額と、実際乗車駅間に対応する高速規程第25条第2項に規定する高速鉄道の普通旅客運賃の額とを比較して、不足額は収受し、超過額は払戻しをしない。

（団体券の変更）

第35条 団体券を所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、1回に限り乗越し、方向変更又は列車変更（乗車列車を変更することをいう。以下「団体券の変更」という。）をすることができる。ただし、当該団体旅客の全員が変更する場合で、輸送上支障がない場合に限り取り扱うものとする。

11/46

- (6) 発売場所
- (7) 前各号のほか管理者が必要と認める事項
- 2 臨時に発売する乗車券又は特殊取扱い等の乗車券で鉄道会社又は自動車会社が必要と認めるときは、前項に規定する表示事項の一部を省略若しくは裏面に表示又はその他必要事項を追加して表示することがある。

（地模様印刷）

第27条 乗車券の表面の地模様の印刷については、高速規程第76条を準用する。

（乗車券の着駅名の表示）

第28条 鉄道線連絡普通券にあつては、発駅名を表示するとともに着駅名は、接続駅から「何円区間」の例により金額をもつて表示する。

- 2 定期券にあつては、旅客が実際に乗車する駅名及び停留所名を表示する。
- 3 団体券にあつては、旅客が実際に乗車する高速鉄道及び鉄道線の駅名をそれぞれ表示する。
- （記号の表示）

第29条 乗車券の表面に印刷又は押印により表示する記号は、高速規程第78条を準用するほか次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乗継割引運賃により発売する普通券を表示するもの。



- (2) 地下鉄連絡乗継引換券により発売する普通券を表示するもの。



白抜き文字

- (3) 自動車線連絡定期券の自動車会社を表示するもの。

- ア 自動車線が京都バスの場合 京都バス
- イ 自動車線が京阪京都交通の場合 京都交通

（乗車券の様式）

第30条 乗車券の様式は、次の各号に掲げる乗車券の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通券
- ア 鉄道線連絡普通券の様式は、第1号様式のとおりとする。
- イ 自動車線連絡普通券の様式は、第1号の2様式のとおりとする。
- (2) 定期券

10/46

- 2 前項に規定する取扱いをする場合は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 乗越し 乗り越した駅間について、高速規程第95条に規定する別途乗車として取り扱い、当該乗り越した駅間に対応する高速規程第25条第2項に規定する普通旅客運賃及び鉄道線において定める普通旅客運賃を収受する。
- (2) 方向変更 方向変更の取扱いは、次に掲げるとおりとする。
- ア 変更駅間が高速鉄道駅間となるときは、高速規程第94条の2第2項第2号を準用する。この場合において変更駅間で別途乗車となる駅間が生じる場合は、当該駅間に対応する団体旅客全員から収受する普通旅客運賃の和の額が第9条第2項第2号に定める鉄道線の団体旅客運賃の額と比較して、不足額は収受し、過剰額は払戻しをしない。
- イ 鉄道線が発行する鉄道線駅間内の団体券で変更駅間が鉄道線と高速鉄道にまたがる場合の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。
- (ア) 鉄道線駅間 鉄道線において定める取扱いによるものとし、不足額は収受し、過剰額は払戻しをしない。
- (イ) 高速鉄道駅間 別途乗車とし、高速規程第94条の2第2項第1号の規定を準用する。
- (3) 列車変更 乗車する駅間に変更しないで輸送上支障がない場合には、手数料を収受しないで列車変更の取扱いを行う。
- （別途乗車）

第36条 高速規程第95条の規定は、別途乗車の取扱いについて準用する。

第7章 旅客の特殊取扱い

（割増運賃等の徴収）

第37条 第23条第1項の規定により、自動車線連絡普通券を無効として回収した場合には、当該連絡普通券を所持する旅客の乗車区間に対応する自動車線連絡普通運賃及びこれと同額以内の割増運賃を徴収する。

- 2 高速規程第96条の規定は、鉄道線連絡普通券及び鉄道線連絡団体券に準用する。
- 3 高速規程第98条の規定は、第24条の規定により、鉄道線連絡定期券を無効として回収した場合、当該定期券について準用する。この場合において、高速規程第98条中「普通旅客運賃」を「券面に表示された高速鉄道と鉄道線の駅間に対応する鉄道線連絡普通運賃（第6条第3項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定の適用がないものとした場合の運賃）」に読み替えるものとする。

12/46

- 4 第24条の規定により、自動車線連絡定期券を無効として回収した場合は、次の各号に掲げる額の合計額を徴収する。
- (1) 券面に表示された自動車線の停留所間に対応する片道普通券による運賃の額について自動車規程第65条の規定を準用して得た額
- (2) 券面に表示された高速鉄道の駅間に対応する高速規程第25条第2項に規定する普通旅客運賃の額について高速規程第98条を準用して得た額
(乗車券を紛失した場合の取扱い)
- 第38条 旅客が、乗車開始後乗車券を紛失した場合は、高速規程第99条の規定を準用する。
この場合において、「普通旅客運賃」を「連絡普通運賃」と読み替えるものとする。
(乗車開始前の連絡普通運賃の払戻し)
- 第39条 普通券を所持する旅客は、乗車開始前に当該普通券が不要となった場合は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、既に支払った連絡普通運賃の払戻しを請求することができる。
- (1) 鉄道線連絡普通券にあつては、当該普通券が改札前で、かつ、通用期間内であるとき
- (2) 自動車線連絡普通券にあつては、地下鉄連絡乗継引換券の引換え前で、かつ、乗合自動車へ乗車前であるとき
- 2 前項の規定により連絡普通運賃の払戻しを請求しようとする旅客は、手数料として普通券1枚につき100円を納入しなければならない。
(通用期間の開始前の連絡定期運賃の払戻し)
- 第40条 当局が発売した連絡定期券を所持する旅客は、通用期間の開始日前に当該定期券が不要となった場合は、これを定期券の発売場所に提出して既に支払った連絡定期運賃の払戻しを請求することができる。
- 2 前項の規定により連絡定期運賃の払戻しを請求しようとする旅客は、手数料として定期券1枚につき220円を納入しなければならない。
(乗車開始前の連絡団体運賃の払戻し)
- 第40条の2 団体旅客は、乗車開始前にその所持する団体券が不要となった場合は、券面に表示された乗車時刻までに当該団体券をその発売駅に提出したときに限り、既に支払った連絡団体運賃の払戻しを請求することができる。
- 2 前項の規定は、乗車開始前に団体旅客の人員が減少した場合について準用する。この場合において、連絡団体運賃の払戻し額は、第9条第2項に規定する額に減少した人員を乗
- (1) 使用経過日数が1箇月未満である場合
通用期間の開始日から払戻しの請求があった日までの日数について当該定期券面に表示された高速鉄道の駅間とこれに連絡する自動車線の区間を連続してそれぞれ2回乗車したものとみなして、当該高速鉄道の駅間に対応する高速規程第25条第2項に規定する普通旅客運賃と、自動車線の停留所間に対応する自動車規程第8条に規定する片道普通券による運賃とを合算した運賃の額により計算して得た額とする。ただし、当該金額が1箇月の自動車線連絡定期運賃の額を超える場合には、1箇月の自動車線連絡定期運賃の額とする。
- (2) 使用経過日数が1箇月以上の場合
通用期間の開始日から払戻しの請求があった日までの日数が1箇月以上の場合は、次に掲げる区分に応じて次に掲げる金額と1箇月に満たない日数について前号の規定により計算して得た額との合算額
- ア 使用経過日数が1箇月以上2箇月未満の場合
1箇月の定期運賃の額
- イ 使用経過日数が2箇月以上3箇月未満の場合
1箇月の定期運賃の額の2倍の額
- ウ 使用経過日数が3箇月以上4箇月未満の場合
払戻しを受けようとする定期券による3箇月の定期運賃の額(以下この条において「3箇月の定期運賃の額」という。)
- エ 使用経過日数が4箇月以上5箇月未満の場合
3箇月の定期運賃の額と1箇月の定期運賃の額との合計額
- オ 使用経過日数が5箇月以上の場合
3箇月の定期運賃の額と1箇月の定期運賃の額の2倍の金額との合計額
- 3 前各項の規定により連絡定期運賃の払戻しの請求しようとする旅客は、手数料として定期券1枚につき220円を納入しなければならない。
(定期券の種類又は通用駅間の変更等の場合の定期運賃の払戻し)
- 第41条の2 当局が発売した鉄道線連絡定期券を所持する旅客が、当該定期券の種類又は通用駅間の変更を請求した場合、紛失定期券の発見による定期運賃の払戻しの場合及び記名人死亡の場合の定期運賃の払戻しの場合は、次の各号により計算して得た額の払戻しをする。
- (1) 高速鉄道駅間に係る額 高速規程第117条の運行休止の場合の定期旅客運賃の払戻

13/46

- じて得た額とする。
- 3 前2項の規定により連絡団体運賃の払戻しの請求をしようとする団体旅客は、手数料として団体券1枚につき200円を納入しなければならない。
(使用開始後の連絡定期運賃の払戻し)
- 第41条 当局が発売した鉄道線連絡定期券を所持する旅客は、当該定期券の使用を開始した後、当該定期券が不要となった場合は、通用期間内に限り、これを定期券発売所に提出して既に支払った鉄道線連絡定期運賃の額から次の各号により計算して得た額の合計額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。
- (1) 高速鉄道駅間に係る額 次のように計算して得た額とする。
- ア 使用経過日数 (通用期間の開始日から払戻しの請求があった日までの日数をいう。以下同じ。) が8日未満の場合は、通用期間の開始日から払戻しのあった日までの日数について、券面に表示された駅間を毎日2回乗車したものとみなして当該駅間に対応する普通旅客運賃により計算して得た額。この場合において、当該鉄道線連絡定期券の駅間が、第6条第3項に規定する乗継割引運賃の適用を受ける駅間である場合に適用される当該定期券の高速鉄道駅間に対応する普通旅客運賃は、同項に規定する割引額を差し引いた額とする。
- イ 使用経過日数が8日以上の場合は、通用期間の開始日から払戻しの請求があった日までの期間について、次の掲げる区分に応じ、次に掲げる金額とする。この場合において、1箇月未満の経過日数は、1箇月として計算する。
- (ア) 使用経過日数が1箇月又は3箇月の場合 各その月数に相当する定期運賃の額
- (イ) 使用経過日数が2箇月の場合 1箇月の定期運賃の額の2倍の金額
- (ウ) 使用経過日数が4箇月の場合 3箇月の定期運賃の額と1箇月の定期運賃の額との合算額
- (ニ) 使用経過日数が5箇月の場合 3箇月の定期運賃の額と1箇月の定期運賃の額の2倍の金額との合算額
- (2) 鉄道線駅間 鉄道会社の規定の定めるところによる。
- 2 自動車線連絡定期券を所持する旅客は、当該定期券の使用を開始した後、当該定期券が不要となった場合は、通用期間内に限り、これを定期券発売所に提出して既に支払った自動車線連絡定期運賃の額から次の各号によりそれぞれ計算して得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。
- しの規定を準用して計算した日割額を10倍した額(以下「旬割運賃」という。))に、通用期間の開始日から申し出のあった日までの経過旬数(1旬未満の端数は1旬とする。))を乗じて得た額に手数料220円を加えた額を、既に収受した定期旅客運賃から差し引いて端数処理した額。
- なお、通用期間前に継続発売した定期券に対して、その通用期間前に請求があった場合は、残余の期間前通用期間分が1旬あるときは、当該定期券の通用期間に対する旬割運賃と既に収受した定期旅客運賃との合計額から手数料220円を差し引いて端数処理した額とする。ただし、残余の期間前通用期間分が1旬に満たない場合は、既に収受した定期旅客運賃から手数料220円を差し引いた額とする。
- (2) 鉄道線駅間 鉄道会社の規定の定めるところによる。
(列車運行不能の場合の取扱い)
- 第42条 旅客は、乗車開始後、列車が運行不能となった場合の取扱いについては、高速規程第113条から第116条の規定を準用する。
(運行休止の場合の定期券の取扱い)
- 第43条 列車の運行休止が一方の運輸機関である場合、鉄道線連絡定期券については、運行が休止した相当日数の通用期間の延長はしない。ただし、高速規程第117条第1号の規定を準用して、当該定期券を所持する旅客に運行を休止した運輸機関側の定期旅客運賃から運行休止相当日数の金額を払い戻すものとする。
- 2 自動車規程第22条の規定は、自動車線が運行を休止した場合の自動車線連絡定期券について準用する。
- 第8章 バス連絡券の取扱い
(鉄道線連絡普通券の取扱い)
- 第44条 第10条第1号アに規定する鉄道線連絡普通券の鉄道線から高速鉄道への普通券を所持する旅客は、高速鉄道の駅(別表第1に規定する接続駅を除く。以下この章において同じ。)から自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。
- 2 前項の規定により自動車線の乗合自動車に連続して乗車しようとする旅客は、高速鉄道の降車した駅において、次の算式により算出した自動車線の乗合自動車に連続して乗車する精算額を支払い、乗合自動車乗継連絡券(以下「バス連絡券」という。))の交付を受けなければならない。
- ア (イ+ウ)
ア 自動車規程第8条第1項に規定する片道普通券による運賃

14/46

15/46

16/46

ウ

自動車線の定額割引額

ウ

高速鉄道定額の割引額
(鉄道線普通乗車券の取扱い)

第45条

鉄道会社が発行した鉄道線の普通乗車券で、別表第1に規定する鉄道会社の連絡運輸の区域外を発駅とし、着駅が接続駅となる駅間の当該乗車券を所持する旅客は、高速鉄道に連続して乗り越して乗車した場合に限り、高速鉄道の駅から自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2

前項の規定により自動車線の乗合自動車に連続して乗車することを請求した旅客は、接続駅から高速鉄道に乗車した駅間に対応する別表第3に規定する自動車線連絡普通運賃の額を高速鉄道の降車した駅で支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。
(鉄道線発駅証明券の取扱い)

第45条の2

鉄道会社が発行した鉄道線の発駅証明券を所持する旅客は、接続駅で降車する場合を除き、高速鉄道の駅から自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2

前項の規定により自動車線の乗合自動車に連続して乗車することを請求した旅客は、鉄道線の発駅から高速鉄道の降車した駅までの区間に相当する第6条第2項又は第3項に規定する鉄道線連絡普通運賃と自動車線の均一路線の運賃を合算した額から120円(小児にあっては60円)を割り引いた額を高速鉄道の降車した駅で支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。
(定期券の取扱い)

第46条

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程第9条第2号に規定する定期券又は高速規程第32条第6号に規定する定期券を所持する旅客が、高速規程第95条に規定する別途乗車の取扱いを請求した場合は、別途乗車の着駅から、自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2

前項に規定する旅客は、別途乗車の取扱いをする駅間に対応する連絡普通運賃の額を支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。

3

前2項の取扱いは、別途乗車の着駅で行う。

第46条の2

前条の規定は、第10条第2号の定期券及び鉄道会社が発行する鉄道線内有効の通用区間を表示する定期乗車券(以下「鉄道線定期券」という。))について準用する。この場合、鉄道線定期券で、接続駅が通用区間内にある場合は、別表第3に規定する自動車線連絡普通運賃の額を、接続駅が通用区間外の場合は、変更を開始した鉄道線の駅から高速鉄道の降車した駅までの区間に相当する第6条第2項又は第3項に規定する鉄道線

17/46

連絡普通運賃の額と自動車線の均一路線の運賃の額とを合算した額から120円(小児にあつては60円)を割り引いた額を高速鉄道の降車した駅で支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。

(適用しない乗車券)

第47条 第10条第3号に規定する乗車券及び鉄道線が発行する乗車券(第45条に規定する鉄道線普通乗車券及び第46条の2に規定する鉄道線定期券を除く。)を所持する旅客は、高速鉄道の駅から自動車線の乗合自動車に連続して乗車することはできない。
(鉄道線連絡普通券での乗越し取扱い)

第48条 鉄道線から高速鉄道への鉄道線連絡普通券を所持する旅客が、高速規程第94条に規定する乗越しの取扱いを請求した場合は、乗越しの着駅から、自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2 前項に規定する旅客は、既に支払った連絡普通運賃の額と実際に乗車した駅間に対応する連絡普通運賃の額との差額を支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。

3 前2項の取扱いは、乗越しの着駅で行う。
(乗継普通券での乗越し取扱い)

第48条の2 第22条第2項に定める乗継普通券及び自動車線連絡普通券のバス券を所持する旅客が、高速規程第94条に規定する乗越しの取扱いを請求した場合は、乗越しの着駅から、自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2 前項に規定する旅客は、自動車線連絡普通券のバス券を提示したうえで、既に支払った連絡普通運賃の額と実際に乗車した駅間に対応する連絡普通運賃の額との差額を支払わなければならない。

3 前2項の取扱いは、乗越しの着駅で行う。
(バス連絡券の様式)

第49条 バス連絡券の様式は、第1号の3様式のとおりとする。
(バス連絡券の通用期間)

第50条 バス連絡券の通用期間は、1日とする。

第9章 補則
(有料手回り品の取扱い)

第51条 旅客は、鉄道線又は自動車線において有料の取扱いを受けた手回り品を持って高速鉄道に乗することができる。
(施行細目)

18/46

第52条

この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この改正規程は、昭和63年6月11日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸取扱規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡普通券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該連絡普通券を使用することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡定期券を所持する旅客は、当該連絡定期券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

4 前各号に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。
附 則(昭和63年10月4日)

(施行期日)

1 この改正規程は、昭和63年10月12日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した普通券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該普通券を使用することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した定期券又は団体券を所持する旅客は、当該定期券又は団体券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

4 前各号に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。
附 則(平成元年3月24日)

(施行期日)

1 この改正規程は、平成元年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。
附 則(平成元年9月22日)

(施行期日)

1 この改正規程は、平成元年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した普通券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該普通券を使用することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡定期券

連絡普通運賃の額と自動車線の均一路線の運賃の額とを合算した額から120円(小児にあつては60円)を割り引いた額を高速鉄道の降車した駅で支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。

(適用しない乗車券)

第47条 第10条第3号に規定する乗車券及び鉄道線が発行する乗車券(第45条に規定する鉄道線普通乗車券及び第46条の2に規定する鉄道線定期券を除く。)を所持する旅客は、高速鉄道の駅から自動車線の乗合自動車に連続して乗車することはできない。
(鉄道線連絡普通券での乗越し取扱い)

第48条 鉄道線から高速鉄道への鉄道線連絡普通券を所持する旅客が、高速規程第94条に規定する乗越しの取扱いを請求した場合は、乗越しの着駅から、自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2 前項に規定する旅客は、既に支払った連絡普通運賃の額と実際に乗車した駅間に対応する連絡普通運賃の額との差額を支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。

3 前2項の取扱いは、乗越しの着駅で行う。
(乗継普通券での乗越し取扱い)

第48条の2 第22条第2項に定める乗継普通券及び自動車線連絡普通券のバス券を所持する旅客が、高速規程第94条に規定する乗越しの取扱いを請求した場合は、乗越しの着駅から、自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2 前項に規定する旅客は、自動車線連絡普通券のバス券を提示したうえで、既に支払った連絡普通運賃の額と実際に乗車した駅間に対応する連絡普通運賃の額との差額を支払わなければならない。

3 前2項の取扱いは、乗越しの着駅で行う。
(バス連絡券の様式)

第49条 バス連絡券の様式は、第1号の3様式のとおりとする。
(バス連絡券の通用期間)

第50条 バス連絡券の通用期間は、1日とする。

第9章 補則
(有料手回り品の取扱い)

第51条 旅客は、鉄道線又は自動車線において有料の取扱いを受けた手回り品を持って高速鉄道に乗することができる。
(施行細目)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した普通券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該普通券を使用することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡定期券

連絡普通運賃の額と自動車線の均一路線の運賃の額とを合算した額から120円(小児にあつては60円)を割り引いた額を高速鉄道の降車した駅で支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。

(適用しない乗車券)

第47条 第10条第3号に規定する乗車券及び鉄道線が発行する乗車券(第45条に規定する鉄道線普通乗車券及び第46条の2に規定する鉄道線定期券を除く。)を所持する旅客は、高速鉄道の駅から自動車線の乗合自動車に連続して乗車することはできない。
(鉄道線連絡普通券での乗越し取扱い)

第48条 鉄道線から高速鉄道への鉄道線連絡普通券を所持する旅客が、高速規程第94条に規定する乗越しの取扱いを請求した場合は、乗越しの着駅から、自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2 前項に規定する旅客は、既に支払った連絡普通運賃の額と実際に乗車した駅間に対応する連絡普通運賃の額との差額を支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。

3 前2項の取扱いは、乗越しの着駅で行う。
(乗継普通券での乗越し取扱い)

第48条の2 第22条第2項に定める乗継普通券及び自動車線連絡普通券のバス券を所持する旅客が、高速規程第94条に規定する乗越しの取扱いを請求した場合は、乗越しの着駅から、自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2 前項に規定する旅客は、自動車線連絡普通券のバス券を提示したうえで、既に支払った連絡普通運賃の額と実際に乗車した駅間に対応する連絡普通運賃の額との差額を支払わなければならない。

3 前2項の取扱いは、乗越しの着駅で行う。
(バス連絡券の様式)

第49条 バス連絡券の様式は、第1号の3様式のとおりとする。
(バス連絡券の通用期間)

第50条 バス連絡券の通用期間は、1日とする。

第9章 補則
(有料手回り品の取扱い)

第51条 旅客は、鉄道線又は自動車線において有料の取扱いを受けた手回り品を持って高速鉄道に乗することができる。
(施行細目)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した普通券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該普通券を使用することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した連絡定期券

は団体券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

4 前2項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成7年3月31日）

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年8月23日）

（施行期日）

1 この改正規程は、平成8年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した定期券又は団体券は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。

3 この改正規程による改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した乗合自動車から高速鉄道への自動車線連絡普通券は、別に定めるところにより、当該乗車券を使用することができる。

附 則（平成9年5月26日）

この改正規程は、平成9年6月4日から施行する。

附 則（平成9年9月19日）

（施行期日）

1 この改正規程は、平成9年10月12日から施行する。ただし、別表第4の改正規定、同表の次に1表を加える改正規定及び次項の規定は、同年9月28日から施行する。

（経過措置）

2 施行日から平成10年10月31日までの間に係る別表第4及び別表第5に規定する旅客運賃の額については、次の表の左欄に掲げる改正後の規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表第4中	6,720	5,460
	7,980	6,300
	19,160	15,570
	22,750	17,960
	36,290	29,490
	43,100	34,020

21/46

	3,300	1,800
	3,900	2,100
	9,410	5,130
	11,120	5,990
	17,820	9,720
	21,060	11,340
	2,640	1,440
	3,120	1,680
	7,530	4,110
	8,900	4,790
	14,260	7,780
	16,850	9,080
	1,650	900
	1,950	1,050
	4,710	2,570
	5,560	3,000
	8,910	4,860
	10,530	5,670
	9,240	8,820
	26,340	25,140
	49,900	47,630
	4,200	3,000
	11,970	8,550
	22,680	16,200
	3,360	2,400
	9,580	6,840
	18,150	12,960
	2,100	1,500
	5,990	4,280
	11,340	8,100

22/46

別表第5中	(9,240)	(8,040)
	(10,140)	(8,940)
	(26,340)	(22,920)
	(28,900)	(25,480)
	(49,900)	(43,420)
	(54,760)	(48,280)
	(7,140)	(6,180)
	(7,860)	(6,900)
	(20,360)	(17,620)
	(22,410)	(19,670)
	(38,560)	(33,380)
	(42,450)	(37,260)
	(4,350)	(3,750)
	(4,800)	(4,200)
	(12,410)	(10,700)
	(13,690)	(11,980)
	(23,490)	(20,250)
	(25,920)	(22,680)

附 則（平成10年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年8月20日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年11月12日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成10年11月1日から適用する。

附 則（平成13年5月2日）

この改正規程は、平成13年5月10日から施行する。

附 則（平成14年1月24日）

この改正規程は、平成14年2月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日）

この改正規程は、平成16年3月20日から施行する。

23/46

附 則（平成16年11月26日）
この改正規程は、公布の日から施行する。
附 則（平成17年9月15日）
この改正規程は、公布の日から施行する。
附 則（平成17年10月31日）
この改正規程は、平成17年11月1日から施行する。
附 則（平成17年12月28日）
（施行期日）

1 この改正規程は、平成18年1月7日から施行する。

（経過措置）

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に発売した定期券又は団体券は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。

3 この改正規程による改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した乗合自動車から高速鉄道への自動車線連絡普通券は、別に定めるところにより、当該乗車券を使用することができる。

4 施行日から平成19年1月6日までの間に係る別表第4及び別表第5に規定する旅客運賃の額については、次の表の左欄に掲げる改正後の規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表第4中	2,880	2,640
	3,600	3,120
	8,210	7,530
	10,260	8,900
	15,560	14,260
	19,440	16,850
	1,800	1,650
	2,250	1,950
	5,130	4,710
	6,420	5,560
	9,720	8,910
	12,150	10,530

24/46

	3,840	3,360
	10,950	9,580
	20,740	18,150
	2,400	2,100
	6,840	5,990
	12,960	11,340
別表第5中	8,280	8,100
	7,380	7,140
	9,240	8,820
	8,340	7,860
	9,960	9,540
	10,680	10,260
	11,400	10,980
	23,610	23,090
	21,040	20,360
	26,340	25,150
	23,780	22,410
	28,400	27,200
	30,450	29,250
	32,500	31,300
	44,720	43,740
	39,860	38,560
	49,900	47,630
	45,040	42,450
	53,790	51,520
	57,680	55,410
	61,560	59,300
	5,070	4,950
	4,500	4,350
	5,670	5,400

25/46

- 自動車から高速鉄道への自動車線連絡普通券は、別に定めるところにより、当該乗車券を使用することができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。
- 附 則（平成26年12月26日）
- この規程は、平成27年1月1日から施行する。
- 附 則（平成28年3月31日）
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則（平成29年3月31日）
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則（平成30年3月16日）
- この規程は、平成30年3月24日から施行する。ただし、別表第2第2号の規定は、平成30年3月17日から施行する。
- 附 則（平成31年3月15日）
- （施行期日）
- 1 この改正規程は、平成31年3月16日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸規程の規定にかかわらず、平成18年1月7日からこの改正規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに発売した乗合自動車から高速鉄道への自動車線連絡普通券を所持する旅客は、施行日から平成31年9月30日までの間に、別に定める場所において、当該連絡普通券を、施行日から発売する乗合自動車から高速鉄道への自動車線連絡普通券に交換し、その差額を受け取ることができるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。
- 附 則（令和元年9月30日）
- （施行期日）
- 1 この改正規程は、令和元年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に発売した定期券又は団体券は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。

27/46

	5,100	4,800
	6,120	5,850
	6,570	6,300
	7,020	6,750
	14,460	14,120
	12,830	12,410
	16,170	15,400
	14,540	13,690
	17,450	16,680
	18,730	17,960
	20,020	19,250
	27,380	26,730
	24,300	23,490
	30,620	29,160
	27,540	25,920
	33,050	31,590
	35,480	34,020
	37,910	36,450

- 附 則（平成24年10月1日）
- この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- 附 則（平成25年3月29日）
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則（平成26年3月31日）
- （施行期日）
- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に発売した定期券又は団体券は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。
- 3 この規程による改正後の規程の規定にかかわらず、この規程の施行日前に発売した乗合

26/46

- 3 この規程による改正後の規程の規定にかかわらず、この規程の施行日前に発売した乗合自動車から高速鉄道への自動車線連絡普通券は、別に定めるところにより、当該乗車券を使用することができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。
- 附 則（令和3年3月19日）
- この規程は、令和3年3月20日から施行する。
- 附 則（令和4年6月1日）
- この規程は、令和4年6月1日から施行する。
- 附 則（令和5年3月31日）
- （施行期日）
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した高速鉄道・自動車線連絡普通券（高速鉄道から乗合自動車への連絡用を除く。）を所持する旅客は、施行日から令和10年3月31日までの間に、手数料を支払うことなく、既に支払った連絡普通運賃の払戻しを受けることができる。
- 附 則（令和7年3月21日）
- この規程は、令和7年3月22日から施行する。

別表第1（第3条関係）

連絡運輸の区域			乗車券の種類
高速鉄道	接続駅	近鉄	
各駅	竹田	京都線 伏見・平城間の各駅 奈良線 近鉄奈良・生駒間の各駅 橿原線 厄ヶ辻・平端間の各駅 天理線 各駅	片道普通券 団体券

28/46

各駅	竹田	京都線 伏見・平城間の各駅 奈良線 近鉄奈良・生駒間の各駅 橿原線 各駅 天理線 各駅	通勤定期券 通学定期券
----	----	--	----------------

(2) 京阪との連絡運輸

ア 2線連絡

連絡運輸の区域				乗車券の種類
高速鉄道		接続駅	京阪	
各駅		御陵	大津線各駅	片道普通券 通勤定期券 通学定期券 団体券
鳥丸線国際会館から丸太町までの各駅及び東西線各駅		三条京阪	京阪線各駅	通勤定期券 通学定期券

イ 3線連絡

連絡運輸の区域					乗車券の種類
京阪	接続駅	高速鉄道	接続駅	京阪	
大津線各駅	御陵	東西線御陵・三条京阪間	三条京阪	京阪線各駅	通勤定期券 通学定期券

備考 3線を連絡する通勤定期券及び通学定期券については、京阪の指定する発売所において発売する。

(3) JR西日本との連絡運輸

連絡運輸の区域			乗車券の種類
高速鉄道	接続駅	JR西日本	
各駅	京都	東海道本線	通勤定期券
	六地藏	米原・大阪間の各駅	通学定期券

29/46

	山科 二条	山陰本線 梅小路京都西・園部間の各駅 湖西線 大津京・近江今津間の各駅 奈良線 東福寺・上狛間の各駅 関西本線 木津・奈良間の各駅 草津線 手原・貴生川間の各駅	
--	----------	---	--

(4) 阪急との連絡運輸

連絡運輸の区域			乗車券の種類
高速鉄道	接続駅	阪急	
各駅	烏丸	阪急線各駅 (神戸高速線の各駅を除く)	通勤定期券 通学定期券

2 自動車線連絡運輸

(1) 京都バスとの連絡運輸

連絡運輸の区域				乗車券の種類
高速鉄道		京都バス		
区域	接続駅	接続停留所	区域	
各駅	京都バスと接続する各駅	高速鉄道の駅と接続する各停留所	京都市域内の路線	通勤定期券 通学定期券

(2) 京阪京都交通との連絡運輸

連絡運輸の区域				乗車券の種類
高速鉄道		京阪京都交通		
区域	接続駅	接続停留所	区域	
各駅	京阪京都交通と接続する各駅	高速鉄道の駅と接続する各停留所	京都市域内の路線	普通券
			均一路線	通勤定期券 通学定期券

30/46

(3) 京阪バスとの連絡運輸

連絡運輸の区域				乗車券の種類
高速鉄道		京阪バス		
区域	接続駅	接続停留所	区域	
各駅	京阪バスと接続する各駅	高速鉄道の駅と接続する各停留所	京都市域内の路線	普通券

別表第2 (第6条関係)

(1) 近鉄乗継割引運賃の適用範囲

乗継割引運賃適用範囲					適用する旅客
高速鉄道（烏丸線）			近鉄（京都線）		
割引額	範囲	接続駅	範囲	割引額	
大人 10円 小児 5円	九条・くいな橋間の各駅	竹田	伏見・桃山御陵前間の各駅	大人 10円 小児 5円	
大人 10円 小児 10円	京都駅		向島・伏見間なしの各駅		
大人 10円 小児 10円	九条・くいな橋間の各駅		向島駅	なし	

(2) 京阪乗継割引運賃の適用範囲

乗継割引運賃適用範囲					適用する旅客
高速鉄道（東西線）		京阪電鉄（大津線）			
割引額	範囲	接続駅	範囲	割引額	
大人 60円 小児 25円	蹴上・東山の各駅	御陵	京阪山科・大谷間の各駅	大人 30円 小児 15円	鉄道線連絡普通旅客
大人 50円 小児 20円	蹴上・東山の各駅		上柴町・びわ湖浜大津の各駅	大人 20円 小児 10円	
大人 50円 小児 20円	三条京阪駅		京阪山科・びわ湖浜大津間の各駅	大人 20円 小児 10円	

31/46

なし	蹴上・三条京阪間の各駅	三井寺・坂本比叡山口間及び島ノ間・石山寺間の各駅	大人 20円 小児 10円	
----	-------------	--------------------------	------------------	--

別表第3 (第6条関係)

自動車線連絡普通運賃の種類		運賃の額(1人1回につき)
高速鉄道・自動車線連絡大人普通旅客運賃	1区	円 330
	2区	370
	3区	400
	4区	440
	5区	470
高速鉄道・自動車線連絡小児普通旅客運賃	1区	170
	2区	190
	3区	210
	4区	230
	5区	240

別表第4 (第7条関係)

鉄道線連絡定期運賃の種類				高速鉄道駅間に対応する運賃(1人につき)
高速鉄道蹴上駅から三条京阪駅までの各駅と京阪大津線の各駅相互間又は高速鉄道山科駅から東山駅までの各駅と京阪京阪線の各駅相互間	通勤定期旅客運賃	1箇月	1区	円 7,480
			2区	9,240
		3箇月	1区	21,320
			2区	26,340
		6箇月	1区	40,400
			2区	49,900

32/46

	通学定期旅客運賃 (甲)	1箇月	1区	3,770
			2区	4,720
		3箇月	1区	10,750
			2区	13,460
		6箇月	1区	20,360
			2区	25,490
	通学定期旅客運賃 (乙)	1箇月	1区	3,020
			2区	3,770
		3箇月	1区	8,610
			2区	10,750
		6箇月	1区	16,310
			2区	20,360
	通学定期旅客運賃 (丙)	1箇月	1区	1,890
			2区	2,360
		3箇月	1区	5,390
			2区	6,730
		6箇月	1区	10,210
			2区	12,750
高速鉄道御陵駅から三条京阪駅を経由する京阪大津線の各駅と京阪京阪線の各駅相互間	通勤定期旅客運賃	1箇月	2区	10,570
		3箇月	2区	30,130
		6箇月	2区	57,080
	通学定期旅客運賃 (甲)	1箇月	2区	5,040
		3箇月	2区	14,370
		6箇月	2区	27,220
	通学定期旅客運賃 (乙)	1箇月	2区	4,030
		3箇月	2区	11,490
		6箇月	2区	21,770
	通学定期旅客運賃 (丙)	1箇月	2区	2,520
		3箇月	2区	7,190
		6箇月	2区	13,610

33/46

別表第5（第7条関係）

自動車線連絡定期運賃の種類			運賃の額（1人につき）
高速鉄道・自動車線連絡通勤定期旅客運賃	1箇月	1区	円 14,180
		2区	15,940
		3区	17,270
		4区	18,580
		5区	19,910
	3箇月	1区	40,420
		2区	45,430
		3区	49,220
		4区	52,960
		5区	56,750
	6箇月	1区	76,580
		2区	86,080
		3区	93,260
		4区	100,340
		5区	107,520
高速鉄道・自動車線連絡通学定期旅客運賃（甲）	1箇月	1区	11,160 (9,980)
		2区	12,420 (11,250)
		3区	13,360
		4区	14,310
		5区	15,250
	3箇月	1区	31,810 (28,450)
		2区	35,400
			(32,070)

34/46

		3区	38,080
		4区	40,790
		5区	43,470
	6箇月	1区	60,260 (53,890)
		2区	67,070 (60,750)
		3区	72,140
		4区	77,270
		5区	82,350
	高速鉄道・自動車線連絡通学定期旅客運賃（乙）	1箇月	1区 (7,750) 8,690
			2区 (8,760) 9,700
			3区 10,450
			4区 11,210
			5区 11,960
		3箇月	1区 (22,090) 24,770
			2区 (24,970) 27,650
			3区 29,790
			4区 31,950
			5区 34,090
		6箇月	1区 (41,850) 46,930
			2区 (47,310) 52,380
			3区 56,430
			4区 60,540

35/46

高速鉄道・自動車線連絡通学定期旅客運賃（丙）	1箇月	5区	64,590
		1区	5,450 (4,860)
		2区	6,080 (5,490)
		3区	6,550
		4区	7,030
	3箇月	5区	7,500
		1区	15,530 (13,850)
		2区	17,330 (15,650)
		3区	18,670
		4区	20,040
	6箇月	5区	21,380
		1区	29,440 (26,250)
		2区	32,840 (29,650)
		3区	35,380
		4区	37,970
		5区	40,510

備考（ ）内の運賃額は、高速鉄道山科駅から三条京阪駅までの駅間に係る場合に適用する。

36/46

第1号係式(第20条第19号)

1. 高運健道・新道線連絡大人普通券

(表 面)



備考1 縦3.0センチメートル・横5.75センチメートルとする。

- 2 ニンコード乗車券とし、裏面に、無地とする。

2 高速铁路、城市轨道交通小兒普通等

(2) (iii)



備考1 風速3.0m/s・気温20.7℃・湿度75%とする。

3. フォワード兵車線とし、磨面は、焦地とする。

第1号の232式(第30条関係)

1. 高速鉄道・自衛隊輸送線大々整備

- (2) 集合に初項に集まる際に所与するものが再び西武次項に集まる際に集まる距離と引き換えるもの。

(29) (in)



解答 この標本の裏面に注意事項を記載する。

- (2) 前連結法人が前連結法人に就く際に果敢引換券と引換金に発行を受けるもの)

表 10-1

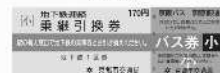


備考 エゾウナギ(東)を公とし、裏面は無地とする。

- 2 高速铁路・自働車線建新小児普通車

- (2) 凡合自動車に乘車する際に前掲するもの及び言或既許に乘車する際に乗客は細則と引き換えるもの。

(26) (iii)



備考 この様式の裏面に注意事項を記載する。

- (2) 高非政府公共債務通算(高非政府に共通する際)に生ずる債券と引換えに発行を要するもの]

Table 10.2



備考 エンペード型印刷機とし、裏面は逐地とする。

第1号の3項(第19条関係)

- (1) バス連絡大入普通寺

22 四



- (2) バス連絡小児普通券

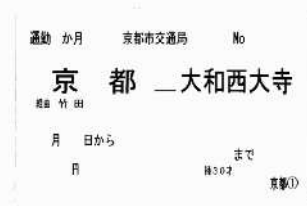
决 意



第2种形式: 第2条关系)

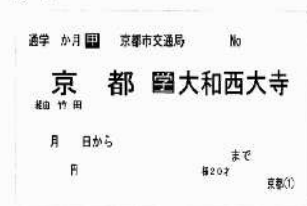
1. 長連樂道・松道新・白鷺道義二期星

(西)



- 2 苜蓿提煉，松茸藻類提煉等(牛，犬)

● 10



3. 後進學道・新道義と徳目學と關學(前・六人)

(六) 西:

通学 毎月 東京都交通局 有
京 都 大和バス
月 日から まで
日 毎14分 京都①

備考 12 冊に本と石也館定期券には 1 冊又は 2 冊が用いられる。

注 高速铁路、新设备、新规章应定期考试(大、小段)

(表 四)

通学 毎月 国 京都市交通局 No. **21**
京 都 大和寺
国 竹 田
月 日から
月 まで
毎10才 京大①

備考 正四角形の面積定規算には **小学** 5年7学される。

41/46

9. 快速學道・自駕車格上げ通算之期間

(六) 西:

通称 月 日 から まで
 京都バス 京都バスターミナル
 京都バス 京都バスターミナル

[5] 許遠慧譚, 自行車減速過程安全距離參(主, 文).

張 駿

通学 月 日 京都市交通局 No
国際会館 四 条
駅前
国際会館駅 — 大 原
京都市バス
月 日から まで
月 日 20才 京都市

42/46

7 黄建伟通·自燃车种边缘法学之思考(上、下)

Loc. 191:

通学 月 日 京都市交通局 No
国際会館駅 四 条
自由
国際会館駅 — 大 原
京都バス
月 日から まで
日 毎14分 京都①

3 苣荬菜苗，自播种至收获需45天左右(天，小根)

陳 啟

通学 か月 国際 京都市交通局 No
国際会館 四 条 小
経由
国際会館駅 大 原
京都バス
月 日から
月 まで
駅：0才
京都①

43/46

第3号证人(第30条证据)

1. 手書きにより発行するもの

(表 Ⅲ)

[illegible]

備考1 値2)ヤシメートル・横14.9ヤシメートルとする。

ニ裏面は、無地とする。

44/46

2 機械により発行するもの

(1) 高速鐵道・鐵道線區學生團體券

[illegible]

(2) 高建群, 以武漢直轄普通團伙為

[illegible]

備考 縦は、0センチメートル、横は、9センチメートルとする。

第1号様式（第30条関係）

第1号の2様式（第30条関係）

第1号の3様式（第49条関係）

第2号様式（第30条関係）

第3号様式（第30条関係）

○京都市交通局拾得物取扱規程	昭和33年7月17日 交通局管理規程10ー4
京都市交通局管理規程10ー4（拾得物取扱規程）の全部を次のように改正する。	
京都市交通局管理規程10ー4（昭和33年7月1日適用）	
京都市交通局拾得物取扱規程 （目的）	
第1条 この規程は、本市乗合自動車の車内及び高速鉄道の列車内（以下「車内」という。）並びに局の建築物及び構内における拾得物の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。	
（総括）	
第2条 拾得物の取扱いに関する事務の総括は、企画総務部営業推進課担当課長（以下「営業推進課担当課長」という。）が行う。	
（整理簿）	
第3条 営業推進課担当課長は、拾得物整理簿兼受領確認簿（拾得物が現金であるときは第1号様式、拾得物が物品であるときは第2号様式）を備えつけ、拾得物の処理上必要な事項を記入しなければならない。	
（拾得物の処理）	
第4条 乗務員がその担当する車内において拾得物を引き渡されたときは、拾得物預り券（第3号様式）に必要な事項を記入のうえ、甲片を拾得者に交付し、乙片を引き渡された拾得物につけて速やかに所属の自動車部営業所長（以下「営業所長」という。）又は高速鉄道部運輸事務所駅務区長（以下「駅務区長」という。）へ提出しなければならない。ただし、拾得者が拾得者としての権利を放棄したときは、甲片を切り離さず提出するものとする。	
2 前項により拾得物の提出を受けた営業所長又は駅務区長においては、拾得物に拾得物整理簿兼受領確認簿を添付して、翌日（当該日が京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第7条第1項に定める休日に当たる場合は、営業推進課担当課長が指定する日）の午前中に営業推進課担当課長へ送付しなければならない。	
（その他の構内での拾得物の処理）	
第5条 高速鉄道の駅構内における拾得物の処理は、前条の規定を準用する。	
2 その他の構内における拾得物は、当該構内の管理責任者が営業推進課担当課長へ送付	

1/14

(1) 危険物、爆発物又はこれ等に類するもの	
(2) 法令の規定により所持することが禁じられているもの	
(3) 腐敗又は変質のおそれがあるもの	
(4) 犯罪者が犯行の結果置き去ったと認められるもの	
(5) 保管が困難であるもの又は保管に特別の経費若しくは労力を要するもの	
(6) その他臨機の処置を要するもの （拾得物の還付）	
第14条 所轄警察署に差し出した拾得物のうち、局が拾得者としての権利を有するもので警察署における拾得物公告後3箇月を経過してその所有権を取得したものについては、営業推進課担当課長は、遅滞なく還付を請求しなければならない。	
2 営業推進課担当課長は、前項の規定により警察署長から還付を受けた拾得物が、現金の場合は、直ちに収入の手続きをしなければならない。	
3 営業推進課担当課長は、第1項の規定により警察署長から還付を受けた拾得物が、物品の場合は、所定の手続きを経て売却等その他の処分をしなければならない。	
（その他の事項）	
第15条 この規程に定められていない事項については、その都度別に定める。	
附 則	
昭和33年6月29日以前における拾得物については、なお、従前の例による。	
附 則（昭和38年10月1日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和39年8月1日）抄	
1 この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和40年4月1日）	
この改正規程は、公布の日から施行し、昭和40年2月1日から適用する。	
附 則（昭和41年7月6日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和42年4月1日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和42年12月25日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和43年4月27日）	

3/14

するものとする。	
（預り書の発行）	
第6条 拾得者の請求があったときは、営業推進課担当課長は拾得物預り証明書（第4号様式）を交付しなければならない。	
（点検）	
第7条 拾得物は、必要があるときはその内容を点検することができる。ただし、施錠又は封印をしたものは、この限りでない。	
（拾得物整理簿兼受領確認簿の公開）	
第8条 拾得物の引渡し又は送付を受けた営業推進課担当課長は、拾得物整理簿兼受領確認簿を関係者が随時閲覧できるようにしておかねばならない。	
（保管）	
第9条 引渡し又は送付を受けた拾得物は、き損又は紛失しないように整理し、現金又は高価品は金庫に格納する等適切な方法により保管しなければならない。	
（保管の通知）	
第10条 営業推進課担当課長は、拾得物の保管期間中に遺失者の居所が判明したときは、電話又はその他適宜の方法により局が保管している旨を通知しなければならない。	
（保管品の返還）	
第11条 営業推進課担当課長、営業所長又は駅務区長は、保管期間中に遺失者から遺失物返還の請求があったときは、内容、特徴等をただし、必要があれば拾得者の立会を求め、正当権利者であることを確めた後、拾得物整理簿兼受領確認簿又は遺失物受領書（第5号様式）に必要な事項を記入して記名押印させ、又は署名させようえ、返還しなければならない。	
2 前項の規定にかかわらず、営業推進課担当課長があらかじめ指定するものに限り、保管品の返還を行うことができる。	
（差出）	
第12条 営業推進課担当課長は、拾得物の引渡しがあった日から14日以内に拾得物件明細書（第6号様式）又は電磁的記録媒体等を添付して、拾得物を所轄警察署に差し出さなければならない。	
（危険物等の措置）	
第13条 拾得物が次の各号のいずれかに当たる場合は、直ちに所轄警察署へ差し出す等適宜の措置をしなければならない。	

2/14

この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和44年4月1日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和45年4月16日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和47年4月1日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和48年8月1日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和50年4月15日）	
（施行期日）	
1 この改正規程は、公布の日から施行する。	
（経過措置）	
2 従前の様式第1号、様式第2号及び様式第3号による用紙は、この改正規程の施行の際現に残存するものに限り、所要の調整をして、これを使用することができる。	
附 則（昭和53年9月30日）	
この改正規程は、昭和53年10月1日から施行する。	
附 則（昭和54年4月10日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和54年5月21日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和55年10月14日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和57年4月13日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和58年11月1日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和59年3月31日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和59年11月22日）	
この改正規程は、公布の日から施行する。	

4/14

附 則（昭和61年4月1日）

（施行期日）

- 1 この改正規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第4号様式及び第5号様式に定める様式の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成元年1月20日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年5月16日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成2年4月6日から適用する。

附 則（平成3年8月31日）

（施行期日）

- 1 この改正規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第1号様式及び第2号様式に定める様式の用紙は、当分の間、所要の調整をしてこれを使用することができる。

附 則（平成4年8月17日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日）

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年11月30日）

この改正規程は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日）

この改正規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第5号様式に定める様式の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月29日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第5号様式に定める様式の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年2月28日）

（施行期日）

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第5号様式に定める様式の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月31日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

5/14

6/14

7/14

8/14

信得物通り券 (バス)

[illegible]

— 100 —

[illegible]

1. *Is the data available?*

[illegible]

For _____

No. _____ 金 額 日
 _____ 年 月 日
 (受取) 市川市金沢区金沢町三丁目三番五番 三井物産株式会社
 住 所
 社 名
 氏 名
 (印) 金 額 日
 _____ 年 月 日
 内において差支したもので、納め
 ました。
 記
 品 名
 数 量
 検査 印

第 1 号様式 (第 3 条関係)

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 4 条関係)

第 4 号様式 (第 6 条関係)

第 5 号様式 (第 11 条関係)

第 6 号様式 (第 12 条関係)

第 1 号様式 (第 3 条関係)

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 4 条関係)

第 4 号様式 (第 6 条関係)

第 5 号様式 (第 11 条関係)

第 6 号様式 (第 12 条関係)

○京都市高速鉄道振替輸送取扱規程	昭和63年6月3日 交通局管理規程 7—2
京都市交通局管理規程 7—2（京都市高速鉄道振替輸送取扱規程）の全部を次のように改正する。	
京都市交通局管理規程 7—2 京都市高速鉄道振替輸送取扱規程 （趣旨）	
第1条 この規程は、京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程第7条第2項に規定する本市高速鉄道（以下「高速鉄道」という。）から本市乗合自動車、京都バス株式会社及び京阪バス株式会社の乗合自動車（以下「乗合自動車」という。）への振替輸送の取扱い並びに高速鉄道と近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）、京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。）、西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本会社」という。）及び阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。）の鉄道（以下「鉄道線」という。）との相互振替輸送（以下「振替輸送」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。	
（振替輸送の取扱範囲）	
第2条 振替輸送の取扱いをする旅客の範囲は、高速鉄道又は鉄道線が運行不能となった場合において、運行不能の駅間について既に有効な乗車券（改札入場後のIC証票（IC定期券を除く。）を除く。以下「有効な乗車券」という。）を所持する旅客に限るものとする。	
（振替輸送の区間）	
第3条 振替輸送の取扱いをする駅間は、運行不能の駅間に代わる相当駅間とし、別表第1に掲げる接続駅（停留所を含む。）相互間に限るものとする。	
（振替輸送の認定）	
第4条 高速鉄道部運輸課運輸指令区長（以下「運輸指令区長」という。）は、運転事故その他の理由により高速鉄道が長時間にわたり運行不能となり、又は運行不能になると認めた場合、その旨を高速鉄道部安全運行管理官（以下「安全運行管理官」という。）に報告するものとする。	
2 安全運行管理官は、前項の規定により報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、振替輸送の取扱いを認定するものとする。	
1/21	

駅に対して振替輸送の実施について指示しなければならない。振替輸送解除の通知を受けたときも同様とする。

（振替乗車票の交付）
第9条 高速鉄道の係員は、振替輸送の取扱いをする場合は、旅客からその所持する乗車券の提示を求め、これを確認のうえ、振替乗車票を交付するものとする。この場合において、当該乗車券に表示された降車駅が運行不能の駅間内にあるときは、当該乗車券（定期乗車券及び振替輸送の駅間を経由して前途有効な乗車券を除く。）を回収するものとする。ただし、振替輸送の駅間が相互乗入れのため振替乗車票を発行し難い場合は、この限りでない。
2 振替乗車票の交付枚数は、1人1枚とする。ただし、乗合自動車を2運行系統以上にまたがって乗車することとなる旅客に対しては、その乗車することとなる運行系統数に相当する枚数とする。
3 振替乗車票には、発行駅名及び発行日を表示するものとする。
4 振替乗車票の通用期間は、交付日当日限りとする。
5 振替乗車票の様式は、第1号様式のとおりとする。
6 第1条に規定する、鉄道線との振替輸送については、前各項によらず、振替乗車票を交付したものとみなして取り扱うことができる。また、この場合の振替輸送の区間は、第3条の規定によらず、対象となる乗車券の区間内で取り扱うものとする。
7 前項による取扱いを行うときは、旅客は有効な乗車券を提示しなければならない。
（振替乗車票交付の特例）
第10条 団体旅客1人ごとに振替乗車票を発行することができないときは、次の各号により、団体乗車券を確認のうえ、振替輸送人員証明書を発行して、振替輸送の取扱いをすることができる。この場合において、当該団体乗車券の降車駅が運行不能の駅間内にあるときは、当該団体乗車券は、回収するものとする。
(1) 高速鉄道が運行不能の場合
駅務区長は、輸送人員を確認のうえ、振替輸送人員証明書を3通作成し、1通を旅客に、1通を鉄道線の対応駅長に交付し、1通は安全運行管理官に送付するものとする。
(2) 鉄道線が運行不能の場合
駅務区長は、鉄道線の対応駅長から振替輸送人員証明書を受理したときは、輸送人員を確認のうえ、振替輸送の取扱いを行い、取扱い後、当該証明書を企画総務部財務

（振替輸送の取扱いに関する要請及び解除の手配）
第5条 安全運行管理官は、振替輸送の取扱いを認定した場合は、直ちに高速鉄道部長、次長及び管理者に報告するとともに、高速鉄道部長の指示を受けて、次の各号に掲げる事項を通報して、振替輸送の取扱いの要請を行うものとする。
(1) 運行不能の理由及び運行不能の箇所
(2) 振替輸送を必要とする駅間及び振替輸送の開始時刻
(3) 旅客の停滞状況及び振替輸送の予想人員
(4) 復旧の見込み
(5) その他必要事項
2 振替輸送の取扱いに関する要請は、次に掲げる者の間において行う。
(1) 高速鉄道 安全運行管理官（運輸指令区）
(2) 本市乗合自動車 自動車部運輸課長（以下「自動車運輸課長」という。）
(3) 京都バス株式会社 運輸部営業課長又は高野営業所長
(4) 京阪バス株式会社 自動車事業本部運輸部管理課長
(5) 近鉄 大阪輸送統括部運輸部運行課長（上本町運輸指令）
(6) 京阪 鉄道営業部駅サービス課長又は大津運輸部営業課長
(7) 西日本会社 鉄道本部新大阪総合指令所（輸送指令 旅客担当）
(8) 阪急 運輸部課長（営業担当）（休日の場合は、営業指令）
3 安全運行管理官は、振替輸送の取扱いの必要がなくなった場合は、直ちにその旨を高速鉄道部長、次長及び管理者に報告するとともに、関係先に通報するものとする。
（関係箇所への通報）
第6条 安全運行管理官、運輸指令区長及び自動車運輸課長は、振替輸送の取扱いをする場合は、直ちに前条第1項各号に掲げる事項を局内関係箇所に通報しなければならない。
（旅客への周知）
第7条 高速鉄道部運輸事務所駅務区長（以下「駅務区長」という。）は、振替輸送の取扱いをする場合は、関係駅にその旨を掲示させるとともに、構内放送等により旅客に周知させなければならない。
（鉄道線の運行不能の場合の取扱い）
第8条 安全運行管理官は、鉄道線から振替輸送の取扱いの要請を受けたときは、運輸上支障のない限り承諾し、直ちに高速鉄道部長、次長及び管理者に報告するとともに関係
課長（以下「財務課長」という。）に送付するとともに、当該証明書の写しを安全運行管理官に送付するものとする。
(3) 振替輸送人員証明書の様式は、第2号様式ののとおりとする。
（振替輸送人員の数取り調査）
第11条 第9条第1項ただし書により、振替乗車票の交付をうけない旅客がある場合は、その降車する駅において、次の各号により、数取り調査を行うものとする。ただし、第9条第6項による取扱いを行ったときは、数取り調査を省略する。
(1) 近鉄線、京阪線、西日本会社線、京阪大津線又は阪急が運行不能の場合は、丸丸線及び東西線の各駅において、当該運行不能の駅間に有効な乗車券を回収（定期乗車券及び振替輸送の駅間を経由して前途有効な乗車券にあっては、その提示を受けるものとする。）し、その人数の調査を行う。
(2) 駅務区長は、第1号に定める調査の人数を数取人員報告書により鉄道線の駅長に通知し、相当数の振替乗車票を受領し、これを廃札処理する。
(3) 数取人員報告書の様式は、第3号様式ののとおりとする。
（別途乗車の取扱い）
第12条 振替乗車票又は振替輸送人員証明書を所持する旅客（第9条第6項による取扱いを行った旅客を含む。）が乗越しの取扱いを請求した場合は、当該取扱いをした駅間については別途乗車として取り扱う。
2 前項により、別途乗車の取扱いをする場合は、当該乗越しをした駅間に相当する普通旅客運賃又は特定割引普通旅客運賃を受取る。
（誤乗駅間の無料送還の取扱い）
第13条 振替乗車票を所持する旅客（第9条第6項による取扱いを行った旅客を含む。）が、券面に表示された駅間外に誤って乗車した場合の取扱いは、高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速規程」という。）第119条の規定を準用する。
（手回り品の取扱いの特例）
第14条 振替輸送の取扱いを受ける旅客が、鉄道線において既にその手回り品について有料の取扱いを受けている場合は、高速規程第123条の規定にかかわらず、当該手回り品の列車内への持込みを認める。
（振替乗車票の相互保管）
第15条 駅務区長は、鉄道線の駅長に対して、あらかじめ、振替乗車票を交付するとともに、鉄道線の駅長からあらかじめ振替乗車票の交付を受け、その保管責任を負うものと
4/21

する。

2 前項により、相互に交付する振替乗車票の数（以下「保管定数」という。）は、別表第2のとおりとする。

（振替乗車票の授受）

第16条 高速鉄道と鉄道線との振替乗車票の授受は、接続駅相互間において行うものとし、その取扱方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 駅務区長は、鉄道線の駅長から振替乗車票と振替乗車票送付書2通を同時に受領し、これを確認のうえ1通に受領印を押し、その写しを安全運行管理官に送付する。

(2) 駅務区長は、振替輸送の取扱い終了後、直ちに振替乗車票定数補充請求書2通に廃札（第11条第1号に定める廃札を除く。）を添付して、鉄道線の駅長に提出した後、前号の手続きにより振替乗車票の交付を受け、常に第15条第2項に定める保管定数の振替乗車票を保管しておかなければならない。

(3) 駅務区長は、鉄道線の駅長から振替乗車票の交付の請求を受けたときは、前2号に準じて振替乗車票の交付をするものとする。

(4) 振替乗車票送付書の様式は、第4号様式のとおとし、振替乗車票定数補充請求書の様式は、第5号様式のとおとしとする。

（報告書の作成）

第17条 駅務区長は、振替輸送の取扱い終了後、直ちに振替輸送取扱報告書を作成しなければならない。ただし、第1条に規定する鉄道線との振替輸送に係る報告書の作成については、省略することができる。

2 鉄道線が振替輸送の取扱いを行った場合には、駅務区長は、振替輸送取扱報告書を3通作成し、1通は財務課長に、1通は鉄道線の駅長から提出を受けた振替乗車票定数補充請求書1通及び廃札（第11条第1号及び第16条第2号に定める廃札を除く。）を添えて安全運行管理官に提出するものとする。

3 振替輸送取扱報告書の様式は、第6号様式のとおとしとする。

（施行細目）

第18条 この規程の施行に必要な事項は、高速鉄道部長が定める。

附 則

この改正規程は、昭和63年6月11日から施行する。

附 則（平成元年1月20日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

5/21

附 則（令和2年3月31日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 高速鉄道から乗合自動車への振替の場合の接続駅	
高速鉄道	乗合自動車
各駅	高速鉄道各駅の最寄りの停留所
2 高速鉄道と鉄道線との相互振替の場合の接続駅	
(1) 高速鉄道と近鉄との相互振替	
高速鉄道	近鉄
京都駅	京都駅
九条駅	東寺駅
十条駅	十条駅
くいな橋駅	上鳥羽口駅
竹田駅	竹田駅
(2) 高速鉄道と京阪線との相互振替	
高速鉄道	京阪線
今出川駅	出町柳駅
丸太町駅	神宮丸太町駅
烏丸御池駅	三条駅
京都市役所前駅	
三条京阪駅	
四条駅	祇園四条駅
五条駅	清水五条駅
京都駅	七条駅
竹田駅	竹田駅（近鉄）
六地藏駅	六地藏駅

7/21

附 則（平成2年5月16日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成2年4月6日から適用する。

附 則（平成2年10月16日）

この改正規程は、平成2年10月24日から施行する。

附 則（平成3年5月2日）

（施行期日）

1 この改正規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める

附 則（平成7年3月31日）

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月26日）

この改正規程は、平成9年6月3日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月20日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成14年9月1日から適用する。

附 則（平成16年12月28日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日）

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日）

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月11日）

この改正規程は、平成20年1月16日から施行する。

附 則（平成22年1月12日）

この規程は、公布の日から施行し、平成20年10月19日から適用する。

附 則（平成26年3月31日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日）

この規程は、平成31年3月16日から施行する。

6/21

(3) 高速鉄道と京阪大津線との相互振替	
高速鉄道	京阪大津線
山科駅	京阪山科駅
御陵駅	御陵駅
(4) 高速鉄道と西日本会社との相互振替	
高速鉄道	西日本会社
山科駅	山科駅
京都駅	京都駅
二条駅	二条駅
六地藏駅	六地藏駅
西大路御池駅	円町駅
太秦天神川駅	花園駅
(5) 高速鉄道と阪急との相互振替	
高速鉄道	阪急
三条京阪	京都河原町
京都市役所前	烏丸
烏丸御池	
四条	
二条城前	大宮
二条	西院
西大路御池	
太秦天神川	西京極
	桂
	上桂
	松尾大社
	嵐山

別表第2（第15条関係）

1 高速鉄道と近鉄との相互振替に係る保管定数						
高速鉄道	駅名	京都	九条	十条	くいな橋	竹田

8/21

	保管数	2万枚	5千枚	5千枚	5千枚	2万枚
近鉄	駅名	京都	東寺	十條	上烏羽口	竹田
	保管数	2万枚	5千枚	5千枚	5千枚	2万枚

2 高速鉄道と京阪線との相互振替に係る保管定数

高速鉄 道	駅名	今出川	丸太町	三条京阪	四條	五條	京都	六地藏
	保管数	5千枚	5千枚	1万枚	5千枚	5千枚	2万枚	5千枚
京阪	駅名	出町柳	神宮丸太 町	三條	祇園四條	清水五條	七條	六地藏
	保管数	5千枚	5千枚	1万枚	5千枚	5千枚	5千枚	5千枚

3 高速鉄道と京阪大津線との相互振替に係る保管定数

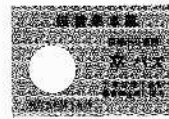
高速鉄道	駅名	山科	御陵
	保管数	5千枚	5千枚
京阪大津駅	駅名	京阪山科	御陵
	保管数	5千枚	5千枚

4 高速鉄道と西日本会社との相互振替に係る保管定数

高速鉄道	駅名	山科	京都	二條	六地藏	西大路御 池	太秦天神 川
	保管数	5千枚	1万枚	5千枚	1万枚	5千枚	5千枚
西日本会社	駅名	山科	京都	二條	六地藏	円町	花園
	保管数	5千枚	1万枚	5千枚	1万枚	5千枚	5千枚

第1号規定(第5条4項)

- 1 高速鉄道が運行不能となり相互乗り入れへ振り替える場合
(表 面)



- 備考1 大きさに、縦11.5センチメートル・横8.5センチメートルとする。
2 裏面に、既取とする。
3 左側に裏を埋める。

2 高速鉄道が運行不能となり西鉄へ振り替える場合
(表 面)

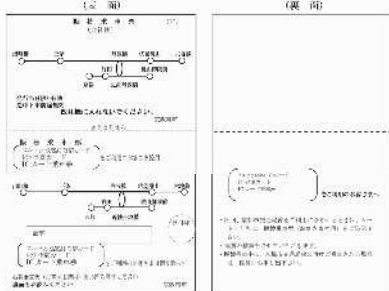


- 備考1 大きさに、縦11.5センチメートル・横8.5センチメートルとする。
2 駅名を埋める。

9/21

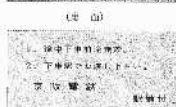
10/21

3 高速鉄道が運行不能となり近畿圏へ振り替える場合
(表 面)



- 備考1 大きさに、縦11.5センチメートル・横8.5センチメートルとする。
2 1名用と判別する。
3 必要に応じて、左側の変更をすることがある。

4 高速鉄道が運行不能となり京阪大津線へ振り替える場合
(表 面)



- 備考1 大きさに、縦11.5センチメートル・横8.5センチメートルとする。
2 裏面を埋める。

3 高速鉄道が運行不能となり西日本会社へ振り替える場合
(表 面)



- 備考1 大きさに、縦11.5センチメートル・横8.5センチメートルとする。

4 高速鉄道が運行不能となり西鉄へ振り替える場合
(表 面)



- 備考1 大きさに、縦11.5センチメートル・横8.5センチメートルとする。
2 必要に応じて、左側の変更をすることがある。

11/21

12/21

7. 阪神の御行下船となり高浜駅前へ乗り替える場合

(表 面)



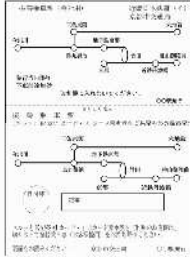
(裏 面)



備考1 大きさは、縦11.5センチメートル・横8.5センチメートルとする。
2 裏面は、空白とする。

8. 若狭線が通行人に伝わり西津駅前へ乗り替える場合

(表 面)



(裏 面)



備考1 大きさは、縦11.5センチメートル・横8.5センチメートルとする。
2 裏面は、空白とする。
3 必要に応じて、きっぷの発売をすることがある。

9. 阪和大手前がのり不能となり西津駅前へ乗り替える場合

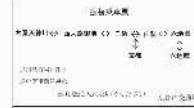
(表 面)



備考1 大きさは、縦3.0センチメートル・横5.7センチメートルとする。
2 裏面は、空白とする。
3 裏面は、必要とする。

10. 西日本各社が御行不能となり高浜駅前へ乗り替える場合

(表 面)



(裏 面)



備考 大きさは、縦5.0センチメートル・横10.0センチメートルとする。

13/21

14/21

11. 阪神の御行下船となり高浜駅前へ乗り替える場合

(表 面)



(裏 面)



備考1 大きさは、縦5.7センチメートル・横10.5センチメートルとする。
2 必要に応じて、きっぷの発売をすることがある。

12. 阪和大手前がのり不能



15/21

16/21

第 1 号様式 (第 9 条関係)
第 2 号様式 (第10条関係)
第 3 号様式 (第11条関係)
第 4 号様式 (第16条関係)
第 5 号様式 (第16条関係)
第 6 号様式 (第17条関係)

京都市高速鉄道代行輸送取扱規程を次のように制定する。

京都市交通局管理規程7—3

京都市高速鉄道代行輸送取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市高速鉄道旅客運賃条例第15条の規定に基づき、西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本会社」という。）の鉄道線（以下「西日本会社線」という。）又は阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。）の鉄道線（以下「阪急線」という。）の列車運行の不能時における本市高速鉄道の列車による輸送（以下「代行輸送」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱範囲)

第2条 代行輸送の取扱いをする旅客の範囲は、西日本会社線又は阪急線が運行不能となり、西日本会社及び阪急が振替輸送を実施する場合において、既に西日本会社線又は阪急線の振替輸送区間に有効な乗車券（改札入場後のIC証票（IC定期券を除く。）を除く。以下「有効な乗車券」という。）を所持し、かつ、代行輸送を必要とする旅客に限るものとする。

(代行輸送の区間)

第3条 代行輸送を行う区間は、本市高速鉄道京都駅（西日本会社線京都駅）と四条駅（阪急線烏丸駅）相互間とする。

(代行輸送に関する通報等の発受)

第4条 代行輸送の実施に関する通報及び承認は、次に掲げる者の間において行う。

- (1) 本市 高速鉄道部安全運行管理官（運転指令区）
- (2) 西日本会社 鉄道本部新大阪総合指令所（輸送指令 旅客担当）
- (3) 阪急 運輸部長（営業担当）（休日の場合は、営業指令）

(代行輸送の実施及び解除の手配)

第5条 西日本会社又は阪急は、代行輸送の必要が生じた場合は、次の事項を本市に通報し、代行輸送について承認を受けるものとする。

- (1) 不通の事由及び場所
- (2) 代行輸送実施の時期

(3) 旅客の停滞状況及び開通までの代行輸送想定人員

(4) 代行輸送区間

(5) 復旧の予定日時及び代行輸送の終了予定日時

2 西日本会社又は阪急は、代行輸送の必要がなくなった場合は、その旨を本市に通報するものとする。

(実施の承認及び指示)

第6条 本市は、代行輸送の取扱いの要請を受けた場合は、列車運行上支障のない限り承認し、直ちに関係駅に対し、代行輸送の実施について指示するものとする。代行輸送の解除の通知を受けた場合も同様とする。

(代行乗車票の発行)

第7条 西日本会社又は阪急は、第5条の規定により代行輸送の承認を受けた場合は、第2条に規定する旅客に対し代行乗車票を発行するものとし、本市は、これにより輸送を行うものとする。ただし、西日本会社又は阪急が代行乗車票を発行しない場合は、代行乗車票を発行したものとみなして輸送を行うことができる。

2 代行乗車票の様式は、様式第1号のとおりとする。

3 第1項ただし書による取扱いを行うときは、有効な乗車券の提示によること。

(代行振替輸送人員証明書の発行)

第8条 西日本会社又は阪急は、前条の規定にかかわらず、団体旅客等旅客1人ごとに代行乗車票が発行できない場合は、代行振替輸送人員証明書を発行することができる。

2 代行振替輸送人員証明書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(代行乗車票の効力)

第9条 代行乗車票を所持する旅客（第7条第1項ただし書による取扱いを行った旅客を含む。以下同じ。）が五条駅において下車する場合は、当該代行乗車票をその後の乗車について無効として回収する。

(別途乗車の取扱い)

第10条 代行乗車票を所持する旅客が乗越しの取扱いを請求した場合は、当該取扱いの請求をした駅間について別途乗車として取り扱う。

2 前項の規定により別途乗車の取扱いをする場合は、当該乗越しをした駅間に対応する普通旅客運賃又は特定割引普通旅客運賃を受受する。

(誤乗駅間の無料送還の取扱い)

第11条 代行乗車票を所持する旅客が、券面に表示された駅間外に誤って乗車した場合に

において、係員がその事実を認定したときは、最近の列車により当該誤乗駅間について無料送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗駅間については、別に旅客運賃を受受しない。ただし、旅客が無料送還中、途中駅で下車した場合は、発駅から下車駅までの駅間に対応する普通旅客運賃又は特定割引普通旅客運賃を受受する。

(手回り品の取扱いの特例)

第12条 代行輸送の取扱いを受ける旅客が、西日本会社又は阪急において既にその手回り品について有料の取扱いを受けている場合は、京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程第123条の規定にかかわらず、当該手回り品の列車内への持込みを認める。

(施行細目)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、高速鉄道部長が定める。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日）

この改正規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年4月30日）

(施行期日)

1 この改正規程は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道代行輸送取扱規程の規定にかかわらず、この改正前に作成又は交付済みの代行乗車票その他乗票類は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則（平成元年1月20日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年5月16日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成2年4月6日から適用する。

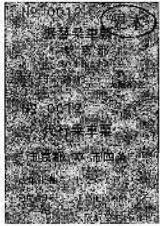
附 則（平成10年8月20日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月15日）

この規程は、平成31年3月16日から施行する。

様式第1号(第7条関係)
1 西日本会社が譲渡するもの



備考1 代印紙半張の大きさとし、横7センチメートル、縦5センチメートルとする。
2 題名は、青色とし、西日本会社の社印を入れる。

2 転讓に關するもの



備考1 代印紙半張の大きさとし、横7センチメートル、縦5センチメートルとする。
2 題名は、青色とし、転讓の事項を入れる。

様式第2号(第8条関係)

代 印 紙 新 入 員 正 明 書		
第 〇 〇 〇 号		
年 月 日		
社員番号		
社員名		
備 考 欄		備 考 欄
か ら	ま で	

様式第1号（第7条関係）
様式第2号（第8条関係）

京都市高速鉄道事業駅職員業務委託審査項目

今回、応募事業者から提出された書類については、下記の項目に基づき審査を行います。

- 1 申請事業者の状況について
組織の安定性及び管理運営適性等
- 2 業務に関する業務実施計画について
 - (1) 運営の方向性
業務実施の基本方針
 - (2) 業務実施の内容
 - ① 駅業務責任者及び業務従事者の人材確保及び育成の内容
 - ② 業務の管理監督方法
 - ③ お客様からのご意見やお問い合わせ等への対処方法
 - ④ 安全・危機管理に関する考え方
 - ⑤ お客様サービスの質の確保・向上に関する考え方
 - ⑥ 業務従事者の配置内容及び労務管理の考え方
 - ⑦ その他
- 3 運営コストに関する計画
本委託業務の受託に伴う委託料の額

提出書類一覧

I 事業者の概要・財務状況等

書類No.	提出書類	主な記載内容	部数
I-1	申請書	(1) 委託業務応募申請書 [様式 I-1-(1)] * 「申請する委託区分」の欄については、申請する委託区分を○で囲むこと。 * 1区分のみの応募を可とする。	8
		(2) 委託業務応募申請事業者連絡先 [様式 I-1-(2)] * 担当者名は、実務担当を含め複数記入すること。	8
I-2	事業者の概要	(1) 法人の沿革 [様式任意] * 既存のものでも可。ただし、時系列で記載し、事業内容についても具体的に記入されたもの。	8
		(2) 代表者の履歴 [様式任意]	8
		(3) 役員名簿 [様式任意] * 既存のものでも可。ただし、他法人の理事との兼職がある場合は、法人名と役職を記載する。	8
		(4) 法人の概要 [様式任意] * 既存のものでも可。	8
		(5) 法人運営に関する資料 [様式任意] * 経営理念・方針とその実現、経営の効率化や透明性の確保、管理・チェック体制などがわかる資料。	8
		(6) 監査指摘等の状況 [様式任意] * 過去3年間の法人監査指摘状況及び改善状況をすべて記載する。	8
I-3	定款 又は寄付行為	最新のもの [様式任意]	8
I-4	法人登記簿謄本	履歴事項全部証明書 応募申込日前3箇月以内に発行されたもの	8
I-5	印鑑証明書	応募申込日前3箇月以内に発行されたもの	8
I-6	決算書等	最近3年間の税務申告提出時の法人税申告書類及び決算書類一式 * 法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表 * 現在経営（運営受託施設を含む）施設の決算書類を含む	8
I-7	納税証明書等	(1) 国税（法人税及び消費税） * 令和7年4月1日以降に発行された直近2年分の原本（未納のないことの証明書）	8
		(2) 市税（本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税） * 令和7年4月1日以降に発行された直近2年分の原本（未納のないことの証明書）	8

I－8	水道料金・下水道使用料に係る調査同意書	別添用紙又は京都市入札情報館（以下のアドレス）から様式をダウンロードし、必要事項を記入したもの。 http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/pdf/chousadouisuidou.pdf	1
I－9	京都市暴力団排除条例に係る誓約書	履歴事項全部証明書に記載されている役員を記入すること。 ただし、京都市の競争入札参加有資格者については提出不要。 〔様式 I－9〕	1

Ⅱ これまでに実施した鉄道事業における旅客への発券又は検札を伴う接客サービスの実施状況等
（運営を受託している事業を含む）

書類No.	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅱ－1	これまでに実施した業務の概要	これまでに実施した業務の概要、直営、受託の別、実施の規模、実施期間、業務の内容等を記載すること。〔様式Ⅱ－1〕	8
Ⅱ－2	その他類似事業等の実績	鉄道事業に類似する接客サービスの実施状況を様式Ⅱ－1と同様に記載すること。〔様式Ⅱ－2〕	8
Ⅱ－3	処分又は表彰の有無	これまでに実施した鉄道事業において、不祥事等による行政処分・委託事業者からの処分又は人命救助や事故防止による表彰等を受けたことがあれば、内容を記載すること。（過去5年間） 〔様式Ⅱ－3〕	8

Ⅲ 事業運営に関する計画

書類No.	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅲ－1	業務実施の基本方針	本委託業務をどのような点に留意して実施するのかについて、運営の方向性や基本方針を具体的かつ簡潔に記載すること。 〔様式Ⅲ－1〕	8
Ⅲ－2	駅業務責任者及び業務従事者の人材確保	駅業務責任者と業務従事者について、どのような業務経験（駅業務従事経験者、接客サービス経験者等）を有した人材をどのように確保するのか、それぞれ具体的に記載すること。また、駅業務従事経験者の予定確保人数や業務従事者全体に占める割合については、具体的な数字を記載すること。〔様式Ⅲ－2〕	8

Ⅲ－３	業務の管理監督方法	(1) 駅業務責任者の業務内容と配置計画 受託した業務を確実かつ円滑に実施するために、業務従事者をどのように管理監督し、指示・指導するのかについて、具体的に記載するとともに、駅業務責任者をどのように配置する計画かを示すこと。[様式Ⅲ－３] (2) 法令遵守のための対策 駅運用資金や駅収入金及び乗車券等の有価証券類の厳格な取り扱い方法、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止対策、個人情報の取扱い等について、具体的に記載すること。また、それらの法令遵守対策を推進する「規則・マニュアル類」、「指導・研修体制」、「その他の具体的な対策」等があれば添付すること。[様式Ⅲ－３]	8
Ⅲ－４	お客様からのご意見やお問い合わせへの対処方法	業務中にお客様からいただいたご意見やご要望、お問い合わせ等に対し、どのように対処するのか、ご意見等をどのように業務へ活用するのかについて、具体的に記載すること。また、お客様のご意見やご要望に対応するための「マニュアル類」や「指導・研修計画や研修資料」等があれば添付すること。[様式Ⅲ－４]	8
Ⅲ－５	安全・危機管理に関する考え方	事故防止や安全確認等、安全・危機管理についての考え方及び想定訓練の実績、計画について、具体的に記載すること。また、危機管理に係る「マニュアル類」や「年間の訓練計画」等があれば添付すること。[様式Ⅲ－５]	8
Ⅲ－６	サービスの質の確保・向上に関する考え方	業務従事者のお客様接遇に対する考え方やスキルの向上策及び交通サポートマネージャー等の資格取得に対する考え方や計画について、具体的に記載すること。また、サービスの質や業務知識向上のための「マニュアル」、「指導・研修計画や研修資料」等があれば添付すること。[様式Ⅲ－６]	8
Ⅲ－７	業務従事者の配置内容	受託した各駅においてどのように業務従事者を配置するのか、以下を参照のうえ、具体的に記載すること。[様式任意] ・ 「勤務サイクル表（勤務シフト表）」 業務従事者がどの駅で、どのようなサイクル（シフト）で勤務を行うかを示す表 ・ 「人員配置表」 業務従事者の駅への配置人数を示す人員配置計画の一覧表 ・ 「仕業表」 各駅の１日の出勤人数（出面配置人数）及び業務従事者ごとの勤務時間と業務内容を時間帯で示した仕業表 ・ 駅業務を遂行するに当たっての要員配置と労務管理の考え方	8

Ⅲ－８	駅業務責任者・業務従事者の労働条件	(1) 就業規則（案）（給与規定含む）〔様式任意〕	8
		(2) 雇用契約書（案）〔様式任意〕	8
Ⅲ－９	その他	これまでに記載した内容以外で、受託業務の範囲内で実現可能なものがあれば具体的に記載すること。〔様式Ⅲ－９〕 (内容によっては事業者選定の際の加点対象とすることがあります)	8

Ⅳ 運営コストに関する計画

書類No.	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅳ－１	委託料の額	- 実際の委託に際して委託料協議の基礎の金額となるので、責任の持てる受託可能な金額を記載することとし、それぞれ金額の根拠となる詳細な内訳を添付すること。（金額は税抜、税込ともに記載）〔様式Ⅳ－１〕 - 委託料については、①事前準備費用、②人件費、③その他物件費の区分が明確にわかるように記載すること。なお、③その他物件費については、契約期間中の物価高騰等も含めた積算をすること。 ２年目以降の委託料のうち、②人件費に係る部分についてのみ、変動制を採用する予定です。 ① 事前準備費用 令和８年４月１日からの駅業務受託に向けて、事前に必要な経費（採用や事前研修等に要する費用） ②－１ 人件費（令和８年度の１年間分のみ） 業務従事者、駅業務責任者等の人件費 ※ 駅ごとの内訳もわかるように記載すること ②－２ 業務従事者、駅業務責任者それぞれの時給単価及び年間人件費単価（令和８年度の１年間分のみ） ③ その他物件費（令和８年度から１２年度の５年間分） 事務費、運営費等①、②以外の必要経費 ※ 年度ごとに記載すること	8

京都市公営企業管理者交通局長 様

委 託 業 務 応 募 申 請 書

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項に基づき、京都市高速鉄道の駅職員業務の委託公募について以下のとおり応募を申請します。

記

1 申請の内容

(ふりがな) 申請団体の名称		
(ふりがな) 代表者名		
(ふりがな) 主たる事業所の所在地		
申請する業務の名称	京都市高速鉄道事業駅職員業務	
申請する委託区分	区分A	区分B
		区分C

*「申請する委託区分」の欄については、申請する委託区分を○で囲んでください。ただし、申請はいずれか1区分のみとします。

2 提出書類

I 事業者の概要・財務状況等

書 類 名	様 式 等	部 数
1 申請書		
(1) 委託業務応募申請書	[様式 I - 1 - (1)]	8
(2) 委託業務応募申請事業者連絡先	[様式 I - 1 - (2)]	8
2 事業者の概要		
(1) 法人の沿革	[様式任意]	8
(2) 代表者の履歴	[様式任意]	8
(3) 役員名簿	[様式任意]	8
(4) 法人の概要	[様式任意]	8
(5) 法人運営に関する資料	[様式任意]	8
(6) 監査指摘等の状況	[様式任意]	8
3 定款又は寄付行為	[様式任意]	8
4 法人登記簿謄本	履歴事項全部証明書	8
5 印鑑証明書		8
6 決算書等	[決算書類一式]	8
7 納税証明書等		
(1) 国税（法人税及び消費税）		8
(2) 市税（法人市民税及び固定資産税）		8
8 水道料金・下水道使用料に係る調査同意書	別紙	1
9 京都市暴力団排除条例に係る誓約書	[様式 I - 9]	1

II これまでに実施した鉄道事業における旅客への発券又は検札を伴う接客サービスの実施状況等

書 類 名	様 式 等	部 数
1 これまでに実施した業務の概要	[様式 II - 1]	8
2 その他類似事業等の実績	[様式 II - 2]	8
3 処分又は表彰の有無	[様式 II - 3]	8

III 事業運営に関する計画

書 類 名	様 式 等	部 数
1 業務実施の基本方針	[様式 III - 1]	8
2 駅業務責任者及び業務従事者の人材確保	[様式 III - 2]	8
3 業務の管理監督方法		
(1) 駅業務責任者の業務内容と配置計画	[様式 III - 3]	8
(2) 法令遵守のための対策	[様式 III - 3]	8
4 お客様からのご意見やお問い合わせへの対処方法	[様式 III - 4]	8
5 安全・危機管理に関する考え方	[様式 III - 5]	8
6 サービスの質の確保・向上に関する考え方	[様式 III - 6]	8
7 業務従事者の配置内容	[様式任意]	8
8 駅業務責任者・業務従事者の労働条件		
(1) 就業規則（案）（給与規定含む）	[様式任意]	8
(2) 雇用契約書（案）	[様式任意]	8
9 その他	[様式 III - 9]	8

IV 運営コストに関する計画

書 類 名	様 式 等	部 数
委託料の額	[様式 IV - 1]	8

委託業務応募申請事業者連絡先

申 請 団 体 の 名 称			
主たる事務所の所在地			
主たる 事務所の 連絡先	電 話 番 号		
	FAX 番 号		
	電子メール ア ド レ ス		
主たる事務所における 担 当 者 名 ※ 2			
申 請 に 係 る 連 絡 先 ※1	事 務 所 の 所 在 地		
	連 絡 先	電 話 番 号	
		FAX 番 号	
		電子メール ア ド レ ス	
	担 当 者 名 ※ 2		
緊 急 連絡先 ※3	電 話 番 号		
	担 当 者 名		

※1 申請に係る連絡先が主たる事務所の連絡先と同一の場合は、記入不要。

※2 担当者名については、実務担当者を含め複数人記入すること。（緊急連絡先を除く。）
また、ふりがなをふること。

※3 緊急連絡先については、常時必ず連絡がとれる電話番号及び担当者名を記入すること。

誓 約 書

(宛先) 京都市公営企業管理者 交通局長	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。 誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓 約 者 並 び に そ の 役 員 及 び 使 用 人 の 名 簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人

Ⅱ これまでに実施した鉄道事業における旅客への発券又は検札を伴う接客サービスの実施状況等
(運営を受託している事業を含む)

1 これまでに実施した業務の概要						
これまでに実施した業務の概要、直営、受託の別、実施の規模、実施期間、業務の内容等を記載する。						
業務名	事業者名	所在地	直営 受託 の別	就業 人数 (人)	実績 期間 (年月)	業務概要

※ 記載欄が不足する場合等については、適宜、行を拡張・追加又は別紙（様式任意）による補足をしていても良い。

Ⅱ これまでに実施した鉄道事業における旅客への発券又は検札を伴う接客サービスの実施状況等
(運営を受託している事業を含む)

2 その他類似事業等の実績						
鉄道事業に類似する接客サービスの実施状況をⅡ－1と同様に記載する。						
業務名	事業者名	所在地	直営 受託 の別	就業 人数 (人)	実績 期間 (年月)	業務概要

※ 記載欄が不足する場合等については、適宜、行を拡張・追加又は別紙（様式任意）による補足をして良い。

Ⅱ これまでに実施した鉄道事業における旅客への発券又は検札を伴う接客サービスの実施状況等
(運営を受託している事業を含む)

3 処分又は表彰の有無			
これまでに実施した鉄道事業において、不祥事等による行政処分・委託事業者からの処分又は人命救助や事故防止による表彰等を受けたことがあれば、内容を記載する。			
処分／表彰 の別	日時	場所	内容

※ 記載欄が不足する場合等については、適宜、行を拡張・追加又は別紙（様式任意）による補足をして良い。

Ⅲ 事業運営に関する計画

１ 業務実施の基本方針

本委託業務をどのような点に留意して実施するのかについて、運営の方向性や基本方針を具体的かつ簡潔に記載する。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ 事業運営に関する計画

２ 駅業務責任者及び業務従事者の人材確保

駅業務責任者と業務従事者について、どのような業務経験（駅務従事経験者、接客サービス経験者等）を有した人材をどのように確保するのか、それぞれ具体的に記載する。また、駅務従事経験者の予定確保人数や業務従事者全体に占める割合については、具体的な数字を記載する。

○駅業務責任者について

○業務従事者について

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ 事業運営に関する計画

3 業務の管理監督方法
(1) 駅業務責任者の業務内容と配置計画 受託した業務を確実に円滑に実施するために、業務従事者をどのように管理監督し、指示・指導するのかについて、具体的に記載するとともに、駅業務責任者をどのように配置する計画かを示すこと。
○駅業務責任者の業務内容と業務従事者への指示・指導方法
○駅業務責任者の配置方法 (記載例：泊勤務○名、日勤○名、駅で仮泊／市内事務所で待機の別など)
(2) 法令遵守のための対策 駅運用資金や駅収入金及び乗車券等の有価証券類の厳格な取り扱い方法、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止対策、個人情報の取扱い等について、具体的に記載する。また、それらの法令遵守対策を推進する「規則・マニュアル類」、「指導・研修体制」、「その他の具体的な対策」等があれば添付する。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ 事業運営に関する計画

4 お客様からのご意見やお問い合わせへの対処方法

業務中にお客様からいただいたご意見やご要望、お問い合わせ等に対し、どのように対処するのかや、ご意見等をどのように業務へ活用するのかについて、具体的に記載する。また、お客様のご意見やご要望に対応するための「マニュアル類」や「指導・研修計画や研修資料」等があれば添付する。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ 事業運営に関する計画

５ 安全・危機管理に関する考え方

事故防止や安全確認等、安全・危機管理についての考え方及び想定訓練の実績、計画について、具体的に記載する。また、危機管理に係る「マニュアル類」や「年間の訓練計画」等があれば添付する。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ 事業運営に関する計画

6 サービスの質の確保・向上に関する考え方

業務従事者のお客様接遇に対する考え方やスキルの向上策及び交通サポートマネージャー等の資格取得に対する考え方や計画について、具体的に記載する。また、サービスの質や業務知識向上のための「マニュアル」、「指導・研修計画や研修資料」等があれば添付する。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ 事業運営に関する計画

９ その他

これまでに記載した内容以外で、受託業務の範囲内で実現可能なものがあれば具体的に記載する。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅳ 運営コストに関する計画

委託料の額

- ・ 実際の委託に際して委託料協議の基礎の金額となるので、責任の持てる受託可能な金額を記載することとし、それぞれ金額の根拠となる詳細な内訳を添付すること。（金額は税抜、税込ともに記載）
- ・ 委託料については、①事前準備費用、②人件費、③その他物件費の区分が明確にわかるように記載すること。なお、③その他物件費については、契約期間中の物価高騰等も含めた積算をすること。
- ・ ２年目以降の委託料のうち、②人件費に係る部分についてのみ、変動制を採用する予定です。

① 事前準備費用

令和８年４月１日からの駅業務受託に向けて、事前に必要な経費（採用や事前研修等に要する費用）

②－１ 人件費（令和８年度の１年間分のみ）

業務従事者、駅業務責任者等の人件費

※ 駅ごとの内訳もわかるように記載すること

②－２ 業務従事者、駅業務責任者それぞれの時給単価及び年間人件費単価（令和８年度の１年間分のみ）

③ その他物件費（令和８年度から１２年度の５年間分）

事務費、運営費等①、②以外の必要経費

※ 年度ごとに記載すること

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。